
令和7年度

(2025 年度)

事務事業概要

子ども未来部

目 次

子ども未来部の概要

1 組織と分掌事務	6
2 子どもに関する施策の現状と考え方	10
3 乳幼児期～ポスト青年期（0歳～39歳）の人口の推移	14
4 複数課・他機関等連携事業一覧	15

I 子ども育成課

1 子育て・子ども・若者施策の総合的な推進	16
（1）品川区こども計画	16
（2）品川区子ども・子育て会議の運営	16
（3）品川区こども会議	17
2 子ども・若者応援事業	18
（1）相談等拠点の整備	18
（2）オンライン・対面での相談体制の整備	19
3 青少年育成活動	21
（1）青少年問題協議会	21
（2）青少年委員活動	21
（3）ジュニア・リーダー教室	22
（4）体験型育成事業（親子体験交流事業）	22
4 子育て応援プログラム事業	23
（1）子育て交流サロン	23
（2）子育て講座	23
5 子育て支援事業	25
（1）子育て情報発信	25
（2）品川子育てメッセ	25
（3）IKUMOやしお（品川区立八潮子育て支援施設）	26
（4）オアシスルーム（生活支援型一時保育）	26
（5）ポップンルーム（地域交流室）	27
（6）産後の家事育児支援	27
（7）オンライン My 助産師事業	28
（8）子育て支援活動助成事業および子育て支援団体育成支援助成事業	28
6 児童センター事業	29
（1）目的・運営	29
（2）施設・設備	29
（3）事業活動	29
（4）すくすく赤ちゃん訪問事業	31
（5）親育ち支援事業	32
（6）子育て講座	33
（7）チャイルドステーション	33
（8）利用時間、休館日	33
（9）平日夜間および日曜の施設（目的外）使用	34
（10）児童センターの利用状況	35
（11）児童センター入館者数	35
（12）事業活動実施一覧	36
7 こども冒険ひろば事業	37

8	すまいるスクール事業	38
(1)	目的・運営	38
(2)	利用施設	38
(3)	事業活動	38
(4)	対象児童・利用料	39
(5)	実施日・利用時間	39
(6)	登録児童数	40
(7)	参加児童数	40
(8)	学習タイムおよび教室実施状況	41
9	朝の児童の居場所確保事業・朝食支援事業	42
(1)	目的・運営	42
(2)	利用施設	42
(3)	事業活動	42
(4)	対象児童・利用料	42
(5)	実施日・利用時間	43
10	児童相談等運営支援事業	44
(1)	児童福祉審議会の運営	44
(2)	子どもの権利擁護事業	44
11	児童入所施設措置費等の支弁	46
(1)	措置費共同経理課への負担金支払い	45
(2)	児童福祉施設等への措置費支弁等	45
(3)	措置児童等の医療費負担	45
(4)	児童自立支援施設に係る事務委託	45
12	社会的養護の推進	46
(1)	施設・里親等に対する補助事業	46
(2)	都区共同事業の負担金支払い	46
(3)	社会的養護経験者等自立支援事業	46
(4)	その他施設・里親等に関する事務	46
II	子ども家庭支援センター	
1	相談業務	48
(1)	児童相談事業	48
(2)	しながわニューボラネットワーク事業	50
2	関係機関との連携	51
(1)	品川区要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねつと協議会）	51
(2)	品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携	53
3	情報提供・啓発活動	54
(1)	適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム	54
(2)	児童虐待防止推進等に関する取り組み	54
4	ショートステイ等の子ども家庭在宅サービスなど	55
(1)	家庭あんしんセンター	55
(2)	養育支援訪問事業	56
(3)	要支援ショートステイ（品川景德学園内）	56
(4)	乳幼児ショートステイ（東京済生会中央病院附属乳児院内）	56
(5)	ファミリー・サポート・センター	56
5	ヤングケアラー支援事業	57
(1)	SNS 相談窓口・コーディネーター配置等事業	57

(2) 配食支援事業	57
(3) 生活・学習支援事業	57
(4) 外国語通訳派遣事業	58
(5) 家事育児等訪問支援事業	58
6 女性福祉・ひとり親家庭支援事業	59
(1) 女性福祉	59
(2) 家庭福祉	59
(3) ひとり親家庭福祉	61
(4) ひとり親家庭支援事業	65
(5) 入院助産	68
Ⅲ 子育て応援課	
1 児童の各種手当	69
(1) 児童手当	69
(2) 児童育成手当・障害手当	70
(3) 児童扶養手当	71
(4) 特別児童扶養手当	73
(5) 実質ひとり親家庭への給付事業	74
2 医療費助成事業	75
(1) 15歳までの子どもの医療費助成	75
(2) 高校生等医療費助成	75
(3) ひとり親家庭医療費助成	76
3 高校生奨学金事業	78
(1) 貸付資金と貸付金額	78
(2) 貸付予定者数	79
(3) 返還期間	79
4 大学生奨学金事業	80
(1) 対象者	80
(2) 補助額等	80
(3) 補助予定者数	80
(4) スケジュール（予定）	80
5 子どもの食の支援事業	81
(1) 子ども食堂支援	81
(2) 子どもの食の支援（ガバメントクラウドファンディングの活用）	82
(3) 子育て世帯へのお米支援プロジェクト	83
(4) 子ども食堂での朝食支援	83
6 子育て世帯に対する生活支援特別給付金	84
Ⅳ 保育入園調整課	
1 保育園等の利用認定	85
(1) 認定の種類	85
(2) 認定の内容	85
(3) 年齢別認定数	86
2 認可保育園等の対象者と入園事務	87
(1) 対象者	87
(2) 入園事務	87
(3) 入園実績と園別在園状況	88
(4) 延長夜間保育	95

3	保育料および各種助成制度	96
(1)	認可保育園保育料	96
(2)	区立幼稚園保育料	98
(3)	認可外保育施設等保育料助成	98
(4)	ベビーシッター利用支援事業	99
(5)	私立幼稚園保育料助成	100
4	保育施策の推進	103
(1)	品川区内保育園等のあり方	103
(2)	区立保育園の改築	103
(3)	区立保育園の民営化	103
(4)	私立保育園の開設等支援	104
(5)	品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）	104
5	保育施設の指導検査等	105
(1)	保育施設の指導検査等	105
(2)	保育事業者経営状況分析および労務状況分析	105
(3)	保育所等への支援	106
V	保育施設運営課	
1	区立保育園等の運営	108
(1)	保育園の目的と事業概要	108
(2)	特別保育	108
(3)	特別支援保育	111
(4)	給食と食育	112
(5)	一日保育士体験	113
(6)	チャイルドステーション	114
(7)	区立保育園第三者評価	114
(8)	しながわっ子 子育てかんがるープラン	114
2	私立認可保育園等の運営	115
(1)	委託費等の支給および運営費助成	115
(2)	保育士等の処遇改善事業	116
(3)	保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成	116
(4)	特別支援保育巡回相談	116
(5)	一時預かり事業	117
(6)	保育人材確保・育成支援事業	117
(7)	児童の安全確保支援事業	117
(8)	未就園児定期預かり事業	117
(9)	地域の子育て支援	118
(10)	物価高騰に対応した運営事業者支援	118
(11)	医療的ケア児保育支援事業	118
(12)	保育所開設後の家賃助成	118
(13)	保育施設の設置認可等	118
3	認可外保育施設等の運営	119
(1)	認可外保育施設等運営支援	119
(2)	保育士人材確保・育成支援事業	119
(3)	物価高騰に対応した運営事業者支援	119
(4)	企業主導型保育事業運営支援	119
(5)	認可外保育施設の届出受理等	120

(6) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付	120
4 区立幼稚園の運営	121
(1) 区立幼稚園の現況	121
(2) 特別支援教育・巡回相談	121
(3) 預かり保育	121
5 私立幼稚園の運営	122
(1) 私立幼稚園の運営	122
(2) 私立幼稚園（新制度移行園分）施設型給付費	122
(3) 私立幼稚園協会補助金	122
(4) 私立幼稚園振興費補助金	122
(5) 防災安全対策費補助金	122
(6) 健康管理増進費補助金	123
(7) 心身障害児教育事業費補助金	123
(8) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等	123
(9) 物価高騰に対応した運営事業者支援	123
(10) 特別支援教育・巡回相談	124
(11) 未就学園児定期預かり事業	124
(12) 地域の子育て支援	124
(13) 人材確保・育成支援事業	124
6 幼保一体施設の運営	125
(1) 幼保一体施設の運営	125
(2) 預かり保育	125
7 就学前乳幼児教育の充実	127
(1) のびしなプロフェッショナルスクール	127
(2) 保幼小ジョイント事業	127
(3) 保育・教育の充実	128
(4) 公・私立保育園地域連携推進事業	128
(5) 認定こども園	128
施設一覧	129

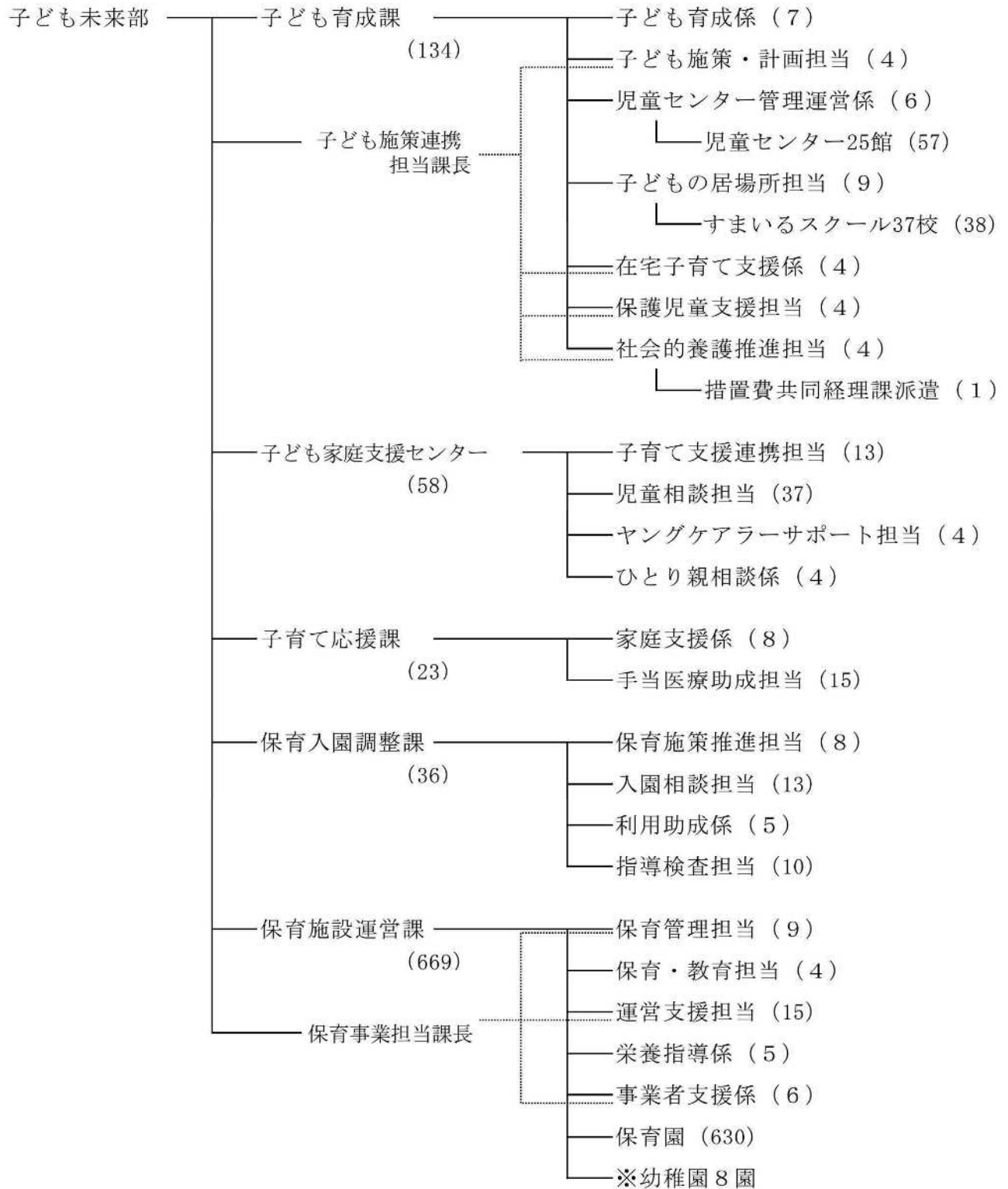
子ども未来部の概要

1. 組織と分掌事務

(令和7年4月1日現在)

(1) 子ども未来部の組織

()内数字は職員数



※教育委員会からの補助執行

職員配置状況

(令和7年4月1日現在)

	一般事務	福祉	児童指導	保育士	心理	栄養士	保健師	看護師	用務	合計
子ども育成課 (部課長・担当課長含む)	32	7	95							134
子ども家庭支援センター	10	36			8		4			58
子育て応援課	23									23
保育入園調整課	32	4								36
保育施設運営課 (担当課長含む)	31	2		594		5		32	5	669
合 計	128	49	95	594	8	5	4	32	5	920

(2) 子ども未来部の分掌事務

子ども育成課	子ども育成係	1. 部の予算、決算および会計の総括に関すること。 2. 部の人事に関すること。 3. 部の事務事業の進行管理に関すること。 4. 部内他課との連絡調整に関すること。 5. 部内他課、係に属しないこと。
	子ども施策・計画担当	1. 子ども施策の総合的な企画および調査に関すること。 2. 子ども・子育て会議に関すること。 3. 青少年育成事業に関すること。 4. 青少年問題協議会に関すること。 5. 青少年委員に関すること。 6. 子ども・若者に係る交流の推進および活動の支援に関すること。
	児童センター管理運営係	1. 児童育成事業の計画、調整および調査に関すること。 2. 児童センターの管理運営に関すること。 3. 児童福祉施設（児童厚生施設に限る。）の設置認可等に関すること。
	子どもの居場所担当	1. すまいるスクール事業その他の児童の放課後対策に関すること。 2. 朝の児童の居場所確保に関すること。
	在宅子育て支援係	1. 在宅子育て支援事業の実施および調整に関すること。 2. 生活支援型一時保育および地域交流室に関すること。 3. 産後の家事育児支援に係る助成に関すること。 4. 子育て支援施設に関すること。
	保護児童支援担当	1. 児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護に関すること。 2. 児童福祉審議会に関すること。

		3. 児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターおよび里親支援センターに限る。）の指導検査に関すること。 4. 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業および養子縁組あっせん事業の指導検査に関すること。
	社会的養護推進担当	1. 児童養護施設等への入所措置に係る措置費の支弁に関すること。 2. 里親の登録等に関すること。 3. 児童養護施設等への入所措置に係る徴収金の徴収（児童相談課管理事務係に属するものを除く。）に関すること。 4. 児童自立生活援助の実施に係る徴収金の徴収（児童相談課管理事務係に属するものを除く。）に関すること。 5. 児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターに限る。）の認可等（指導検査を除く。）に関すること。 6. 児童自立生活援助事業および小規模住居型児童養育事業の届出等ならびに養子縁組あっせん事業の許可等（指導検査を除く。）に関すること。 7. 社会的養護経験者等の自立支援に関すること。
子ども家庭支援センター	子育て支援連携担当	1. 子ども家庭センターに関すること。 2. 要支援家庭等に係る援助（課内他係および児童相談課支援担当（主査）に属するものを除く。）に関すること。 3. 家庭あんしんセンター（課内他係に属するものを除く。）に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。
	児童相談担当	1. 児童相談に関すること。 2. 児童相談所との連絡調整に関すること。 3. 要保護児童対策地域協議会に関すること。
	ヤングケアラーサポート担当	1. ヤングケアラー支援事業に関すること。
	ひとり親相談係	1. ひとり親家庭等施策の企画調整および調査に関すること。 2. ひとり親相談、家庭相談および女性相談支援に関すること。 3. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。 4. 区立母子生活支援施設の運営に関すること。 5. ひとり親家庭の自立等支援に関すること。 6. 児童福祉施設（母子生活支援施設および助産施設に限る。）の設置認可等に関すること。
子育て応援課	家庭支援係	1. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。 2. 子どもの食の支援に関すること。 3. 課内他係に属しないこと。
	手当医療助成担当	1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

保育入園調整課	保育施策推進担当	1. 区立保育所の改築、大規模改修および民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設における受入枠の確保および開設等に係る支援に関すること。 3. 課内他係に属しないこと。
	入園相談担当	1. 区立保育所、私立保育所および区立認定こども園に係る保育の実施および当該費用の徴収に関すること。 2. 私立認定こども園および地域型保育事業所の利用調整に関すること。
	利用助成係	1. 認証保育所その他の認可外保育施設および私立幼稚園の保育料に係る補助金に関すること。
	指導検査担当	1. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地型保育事業所、認可外保育施設その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。
保育施設運営課	保育管理担当	1. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 2. 保育所の認可等に関すること。 3. 私立幼稚園の運営に係る支援（保育入園調整課利用助成係および事業者支援係に属するものを除く。）に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。
	保育・教育担当	1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 3. 特別支援保育に関すること。
	運営支援担当	1. 区立保育所および区立認定こども園の維持管理および運営に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設その他保育施設の運営に係る支援に関すること。 3. 特別保育事業に関すること。
	栄養指導係	1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設その他保育施設の給食に係る助言に関すること。
	事業者支援係	1. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設その他保育施設および私立幼稚園の運営に係る補助金等に関すること。

＜参考＞子ども未来部 令和7年度予算内訳

(単位：千円)	民生費	人件費（職員給与費）	計
子ども育成課	5,265,194	1,113,417	6,378,611
子ども家庭支援センター	632,159	404,124	1,036,283
子育て応援課	14,548,643	253,686	14,802,329
保育入園調整課	4,300,896	349,157	4,650,053
保育施設運営課	30,602,865	8,085,694	38,688,559
計	55,349,757	10,206,078	65,555,835

(注：一体施設以外の幼稚園教諭給与等は保育施設運営課人件費に算入)

2. 子どもに関する主な施策の現状と考え方

こども基本法（令和5年4月施行）の目的には、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」などが謳われています。子ども未来部では、当法律の趣旨や地域におけるニーズ等を踏まえ、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向け、「児童福祉に関すること」「青少年の育成に関すること」「子育て支援に関すること」の各種施策を全力で推進します。

【子ども育成課】

- ・こども関係施策にこどもたちの多様な意見を反映する仕組みを確立するため、品川区こども会議を実施します。
- ・また、専属助産師によるオンライン伴走型サポートを実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備します。
- ・「朝の小一の壁」の解消のため、始業時刻まで安全に過ごせる居場所をまずは3か所の区立小学校内に試行的に設置し、検証後、全校展開を目指すとともに、朝食支援についても取り組んでいきます。
- ・学習格差や食の貧困の解消のため、児童センター3か所で日曜日に学習支援・昼食提供を行い、身近な居場所としての定着を図ります。
- ・乳幼児親子向けの木育をテーマとした「総合的な子育て支援と地域交流の場」として、「IKUMO やしお（品川区立八潮子育て支援施設）」を開設します。
- ・オアシスルームの認可保育園等在園児の土曜日利用を可能とします。
- ・すまいるスクールの午後5時までの利用料を所得制限なく無償化します。

【子ども家庭支援センター】

- ・令和7年4月より区内3か所の保健センター内に、「地域子ども家庭支援センター」開設しました。子育てに関する相談や子育て支援サービスの紹介をオンラインでも相談できるようになり、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、産前から就学前のお子さんを対象とした子育て家庭への包括的な支援を提供していきます。
- ・新たにひとり親相談係を加え、相談体制を強化していきます。
- ・体験格差の改善のため、夏休み期間等に様々なプログラム（自然体験、文化体験、社会的体験など）を実施し、ひとり親家庭やヤングケアラーへの支援を充実していきます。
- ・要支援ショートステイ（品川景德学園）の対象者を2歳以上15歳未満から2歳以上18歳未満に拡充します。

【子育て応援課】

- ・大学生向けの給付型奨学金を新設し、社会に貢献する人材育成を目指します。
- ・食の支援が必要な方を対象に、お米支援プロジェクトの拡充や子ども食堂での朝食提供に対する支援などの充実を図ります。
- ・実質ひとり親家庭への給付事業を実施するなど、子育て世帯を支援していきます。

保育入園調整課と保育施設運営課では、これまで私立認可保育園等の開設による園児の受入れ枠拡大を進めた結果、令和4年4月には待機児童ゼロを達成しました。その後、令和6年4月に策定した「品川区内保育園等あり方基本方針」において、区内の保育需要や施設の築年数等を考慮した区立保育園の再整備方針や、配慮を要する子どもへの対応など、区立保育園に期待される役割を明確化した上で、統括（SV）園、サポーター園を整備する方向性を示すとともに、「品川区こども計画」では、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込みを算出し、区内各地区における教育・保育の提供体制の確保方策を定めました。区内の未就学児人口は令和7年度以降緩やかに増加する見込みであり、また国の誰でも通園制度による新たな保育需要への対応も必要とされる中、今後は量の見込みや施設の老朽度等を踏まえた区立保育園の統合を含めた再整備計画を検討するとともに、医療的ケア児の受入れなど、区立保育園の機能充実に向けた具体的な検討を進め、「品川区内保育園等あり方基本方針」の推進を図ります。

【保育入園調整課】

- ・老朽化した区立保育園の改築を進め、安全・安心で質の高い保育を提供するとともに、保育需要に対する適切な提供体制を確保するため、私立保育園の開設支援による受入れ枠の確保に取り組んでいます。
- ・認可保育園の0～2歳の第1子保育料について、令和7年9月より所得制限を設けず無償化するとともに、認可外保育施設の保育料についても認可保育園と同額程度の助成となるよう助成額を拡充します。
- ・私立幼稚園保護者補助金について、令和7年度より国の法定給付とあわせて助成額を所得制限なく月額40,000円まで引き上げ、子育て世帯の経済的負担の一層の軽減を図ります。
- ・ベビーシッター利用支援事業について、在宅・在園にかかわらず日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的で利用可能な制度であり、ゆとりある子育て環境の提供に寄与しています。
- ・品川区全体の保育の安全性の確保や質の維持・向上を図るため、区内保育施設に対し指導検査を適正に実施するとともに、「のびしな支援隊」として保育施設への巡回支援事業を実施しています。

【保育施設運営課】

- ・乳幼児保育から就学後までの活動の実践の手引きとして「改定第4版のびのび育つしながわっこ」を策定しています。
- ・体系化された「のびしなプロフェッショナルスクール研修」を実施し、品川区全体の保育者の資質向上を図っています。
- ・「保幼小ジョイント事業」では、保育園・幼稚園の5歳児が定期的に小学校に滞在し、入学前に小学校生活の一端を体験する保育・教育活動を実践しています。
- ・在宅子育て支援事業として、保育園での集団保育の中で子どもの育ちを確認できる「子育て体験事業」を区立保育園全園で実施し、保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」と位置づけ、妊娠期から気軽に相談のできる体制を作るとともに、おむつ交換や授乳などのできるスペースを設置しています。
- ・私立保育園・幼稚園に対し様々な補助金等を交付し、運営を支援します。
- ・未就園児の定期預かり事業、地域の子育て支援事業の拡充により、未就園児と未就園児を養育する家庭を支援します。
- ・令和7年度は、病児保育施設を新規に開設する予定です（現在は3施設）。子どもが病気や回復期で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

施策体系図

政策の柱

10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と主な施策

地域における
共生社会の実現包括的な相談支援体制や自
立のための環境を整備する

自立のための環境づくり

地域でいきいきと暮らすた
めの支援を推進する

地域活動の活性化

子どもの笑顔が
あふれるまちの
実現

子育て・親育ちを支援する

- しながわネウボラネットワークの推進
- 親育ち支援の充実
- 子どもの健やかな育成支援の充実

子育て力のある
地域社会をつくる

- 地域の子育て支援人材の育成と活動支援
- 保護が必要な子どもと家庭への支援
- 子ども家庭支援センターの充実
- 児童相談所の開設・運営

子育て支援・教育機能を
拡充・強化する

- 子育て支援にともなう相談機能の充実
- 保育提供体制の充実
- 在宅子育て支援の充実
- 乳幼児教育・保育の質の向上
- 区立保育園・幼稚園等の整備
- 保育園・幼稚園における
特別支援保育・教育の充実
- 子育て家庭の経済的負担の軽減

未来を切り拓く
学校教育の推進地域とともにある
学校づくりを推進する

- 地域や大学との協働による
すまいるスクール事業の充実

青少年の成長と
自立の支援すべての青少年の成長を
支援する

- (仮称) 子ども・若者センターの開設・運営
- 社会体験・自然体験と異世代交流の推進
- ボランティア活動の推進
- 児童・思春期のこころの健康づくりの推進

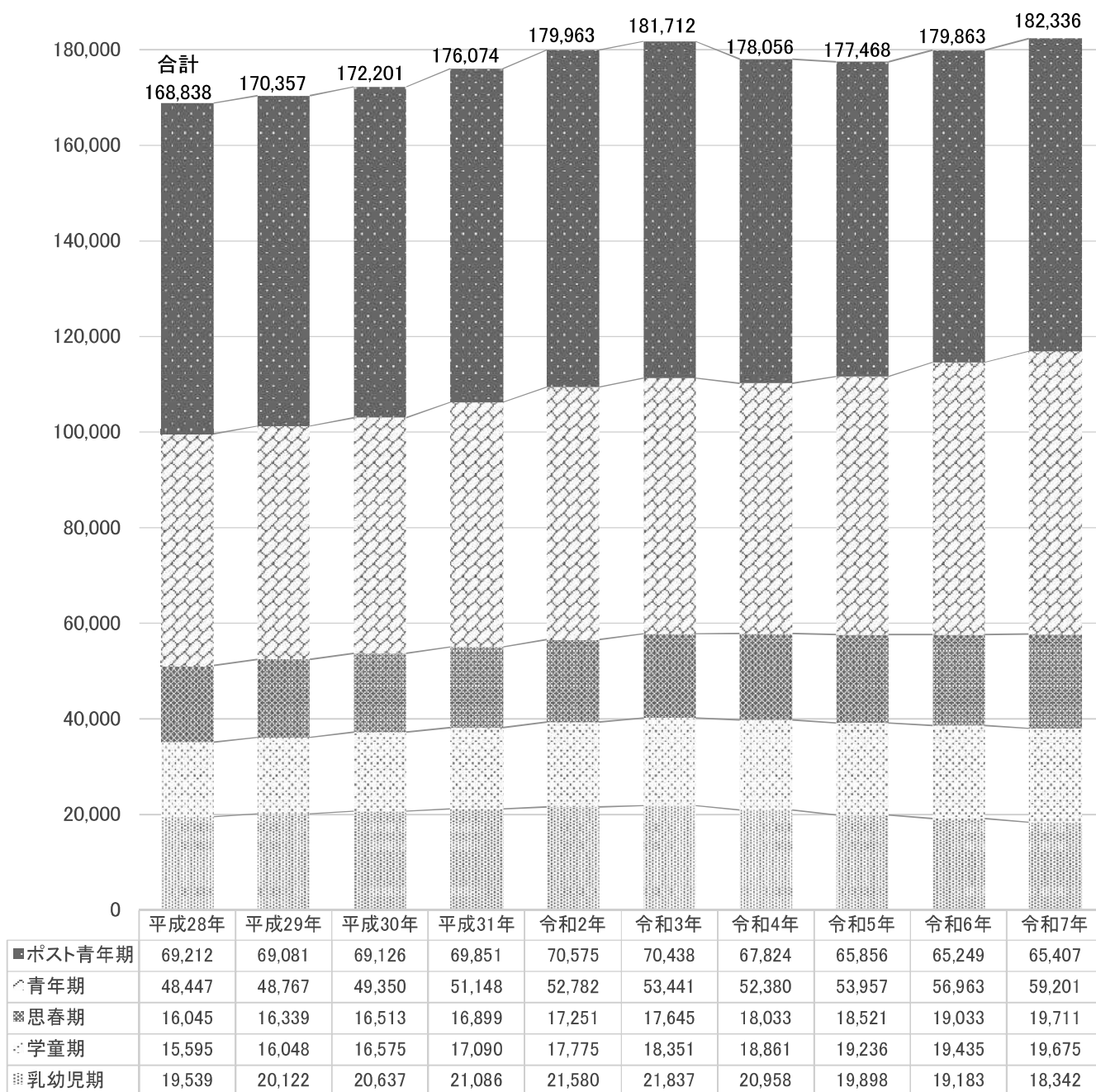
社会的自立に困難を抱える
青少年を支援する

- ひきこもり等若者、家族への支援事業
- 社会的養護体制の構築

青少年の成長を支える
環境を整備する

- 地域との連携による青少年団体と指導者の育成
- SNS 等情報通信ツール適正利用の啓発・推進

3. 乳幼児期～ポスト青年期（0歳～39歳）の人口の推移



○各年の1月1日時点の人口推移を示しています。また、日本人および外国人の総数です。

○こども基本法では、「こども」は心身の発達過程にある者を指しています。

また、品川区こども計画では、子ども(乳幼児期・学童期・思春期の者)・若者(思春期・青年期・ポスト青年期・ポスト青年期以降の者)および心身の発達過程にある者を「こども」としています。ここでは、同計画における次の区分に係る人口推移を示しています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
未就学児 (0～5歳)	小学生 (6～11歳)	中学生～概ね18歳 (12歳～18歳)	概ね18歳～概ね30歳 (19歳～29歳)	概ね30歳～40歳未満 (30歳～39歳)

4. 複数課・他機関等連携事業一覧

主管課	項 目	内 容	連 携 先	
			関係課	機関・団体
子ども育成課	す ま い る ス ク ー ル	全児童放課後等対策事業として、学校施設を活用し、全小学校および義務教育学校で開設している。各すまいるスクールでは、「学習タイム」「フリータイム」「教室」を実施し、学校と協力し児童の健全育成に努めている。	障害者支援課・庶務課・学務課・指導課・教育総合支援センター	私立大学
子ども家庭支援センター	児 童 家 庭 相 談	18歳未満の子どもとその家庭に関する相談の窓口となっている。 あわせて、子育て支援情報の提供も行っている。 ※令和6年10月以降は、虐待通告窓口を品川区児童相談所に一元化した。	子ども育成課・子育て応援課・保育入園調整課・保育施設運営課・児童相談課（児童相談所）・生活福祉課・保健センター・教育委員会	主任児童委員
子ども家庭支援センター	品 川 区 要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会	品川区要保護児童対策協議会（品川区こども家庭あんしんねっと協議会）を設置し、児童虐待や要支援家庭、少年非行などに対応するため、地域における関係機関相互の緊密な連携と協力体制を構築し、児童虐待等の防止・早期発見に努めている。	子ども育成課・子育て応援課・保育入園調整課・保育施設運営課・児童相談課（児童相談所）保健センター・教育委員会	医師会・民生委員協議会等の25機関・子どもに関わるNPO団体等
子ども家庭支援センター	虐 待 予 防	各種健診、相談等を通じ、児童虐待の予防、早期発見などを行う。また、児童虐待防止の啓発活動を行う。	児童相談課（児童相談所）・保健センター	
子ども家庭支援センター	し な が わ ネウボラネットワーク	妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指す。	子ども育成課・子育て応援課・保育入園調整課・保育施設運営課・障害者支援課・健康課・保健センター	私立大学
子ども家庭支援センター	家庭あんしんセンター	子育て相談、子どもショートステイ、トワイライトステイ等を運営、対応している。	子ども育成課・保育園・児童相談課（児童相談所）・保健センター	民生児童委員・主任児童委員
子ども家庭支援センター	ファミリー・サポート・センター	会員組織による地域の子育て支援活動である。区内を2地区に分けて、平塚・大井の2か所のファミリー・サポート・センターで活動を行っている。	家庭あんしんセンター	社会福祉協議会
子ども家庭支援センター	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーとその家庭を支える相談支援業務を中心に、配食支援や学習支援、通訳派遣、訪問支援といった直接的支援を実施している。また、元ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、関係部署・関係機関と綿密な連携を行っている。	教育委員会、小中学校・福祉計画課・障害者支援課・高齢者福祉課・生活福祉課・子ども育成課・子育て応援課・保育施設運営課・保健センター	各種団体 等
保育施設運営課（保育園・幼稚園）	就 学 前 乳 幼 児 教 育 推 進 事 業	保育園、幼稚園での実践カリキュラム「のびのび育つしながわっこ」を基に作成した子育てガイド「のびのびガイド」を区ホームページに掲載し、就学前のお子さんのいる家庭に対して誕生から就学までの子どもの育ちを示し、子育て、親育ちを支援する。	地域センター・健康課・保健センター	
保育施設運営課（保育園・幼稚園）	保 幼 小 ジ ョ イ ン ト 事 業	就学前の保育園・幼稚園児が小学生と交流する機会を設け、学校環境に慣れ親しみ、学校生活に意欲をもって就学できるようにする。	指導課（小学校・義務教育学校（前期））	
保育施設運営課	幼 保 一 体 施 設 お よ び 区 立 幼 稚 園 の 運 営	幼保一体施設6園を含む、区立幼稚園の運営事務（補助執行）	庶務課・学務課・指導課	

I. 子ども育成課

1. 子育て・子ども・若者施策の総合的な推進

(1) 品川区こども計画（令和7年4月策定）

【目 的】

令和5年4月に施行された「こども基本法」の規定により、地方自治体（区市町村）は「こども大綱」を踏まえた「こども計画」を定めるよう努めることとされました。区ではこうした国の動向を踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ新たな「品川区こども計画」を策定しました。

【概 要】

こども基本法の理念を踏まえ、現行の子ども・子育て支援にかかる「品川区子ども・子育て支援事業計画」と子どもや若者施策にかかる「品川区子ども・若者計画」を一本化した、品川区における子育て・子ども・若者施策を総合的に推進する計画です。

【策定の過程】

学識経験者や保育・教育関係者、利用者等を委員とする「子ども・子育て会議」における審議に加え、多様なニーズを把握するためにワークショップ、アンケート調査、パブリックコメント等を実施しました。

【計画期間】

令和7年度～令和11年度（5年間）

(2) 品川区子ども・子育て会議の運営

【目 的】

こども基本法第2条第2項に規定するこども施策の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、区長の附属機関として設置しています。

【概 要】

「品川区こども計画」の策定および変更に関する調査審議、同計画に内容する「子ども・子育て支援事業計画」の策定内容・進捗状況の確認や特定教育・保育施設の利用定員等を定める際の意見聴取等を実施します。

【組 織】

会議は、次の者の内から、区長が委嘱する委員25人以内をもって構成し（条例第3条）、委員のうち3名は区民からの公募により選出しました。

- ① 区内在住の保護者
- ② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ③ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ④ その他区長が必要と認める者

第7期の委員の任期は、令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）までとなります。

【執行実績（令和6年度）】

子ども・子育て会議 実施4回（5月、9月、12月、3月）

・品川区こども計画、子ども・子育て支援事業計画、新規開設施設の定員等について審議

【予 算】 2,612千円（令和7年度）

（３）品川区こども会議

【目 的】

「こども基本法」において、こどもに関係する施策の実施にあたっては、「こどもの意見を尊重すること」「こどもの意見を表明する機会を確保すること」などが求められています。これに基づき区では「品川区こども計画」の取り組みの方向性の一つとして「こどもの意見表明・参画の促進」を位置づけています。

こどもたちの多様な意見を聞き、その声をこども関係施策に反映する仕組みを確立するため、令和7年度より品川区こども会議を実施します。

【概 要】

区内在住・在学の小学5年生から18歳のこどもを20名程度募り、区が設定するテーマに基づいて、こども施策について継続的に議論していただきます。検討結果は、次年度予算要求への反映、各種事業の改善など今後の区政運営に活かしていきます。

また、困難な状況にあるこどもを対象にアンケートやヒアリングを実施します。こども会議では、本アンケート・ヒアリング調査で得られた意見も含めて議論いただきます。

【予 算】 4,152千円（令和7年度）

2. 子ども・若者応援事業

(1) 相談等拠点の整備

【子ども・若者応援事業（子ども若者応援フリースペース）】

内容：平成 28 年度から平塚橋ゆうゆうプラザで子ども若者応援フリースペース事業を実施し、平成 30 年 7 月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、支援内容等を拡充してきました。

令和 3 年 6 月からは、場所をファミリーユ西品川子ども未来部分室へ移転し、「居場所づくり」と「学習支援」を統合した形で、子ども・若者支援機能の充実を図ります。

- ・平成 28～29 年度 週 1 回実施（平塚橋ゆうゆうプラザ）
- ・平成 30 年 4～6 月 週 3 日実施（平塚橋ゆうゆうプラザ）
- ・平成 30 年 7 月以降 週 5 日実施（中延）
- ・令和 3 年 6 月以降 週 5 日実施（ファミリーユ西品川子ども未来部分室）

対象：不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者

場所：中延 2-2-1 2 3 階（令和 3 年 5 月まで）

西品川 1-1 6-2 ファミリーユ西品川子ども未来部分室（令和 3 年 6 月より）

実施日：平日週 5 日 午前 10 時～午後 7 時

※月～金＝フリースペース 火・木＝若者社会体験プログラム

実績：

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開設日数 (※)	338 日	366 日	456 日
延利用人数	5,590 人	5,636 人	6,797 人
相談件数	610 件	699 件	463 件

※開設日数は月～金のフリースペースに加えて、火・木に実施する若者社会体験プログラムをそれぞれ計上した延べ日数

※令和 6 年度より、軽微な連絡等を相談件数としてカウントせず、相談が一定時間超えたケースを集計することとした

< 家族支援（「親おやカフェ」） >

対象：不登校など社会的自立に困難を有する小学生～中学生までの子どもの保護者

実施日：月 1～2 回（火曜日） 午前 10 時～正午

実績：

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回数	22 回	22 回	21 回
延参加人数	83 人	43 人	42 人

< 家族支援（「おしゃべり座談会」） >

対象：子ども・若者にかかわりがあり、様々な不安を抱える保護者・支援者等

実施日：2 か月に 1 回（土曜日） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

実績：		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	回数	6回	6回	6回
	延参加人数	34人	37人	34人

【ひきこもり等若者支援事業（エールしながわ）】

内容：社会福祉協議会と連携し、若者の社会参加のための相談拠点を令和元年に設置しました。

対象：ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者とその保護者

場所：大井1-14-1 品川区社会福祉協議会4階

<電話・来所相談・社会体験>

実施日：平日週5日 午前10時～午後5時

実績：		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開設日数	242日	243日	245日
	相談件数	566件	705件	1,140件
	社会体験参加人数	598人	448人	999人

<家族懇談会（「エールの会」）> ※令和4年度より「りぼーんの会」から名称変更

実施日：月1回（土曜日） 午後1時30分～午後4時

実績：		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	回数	9回	10回	10回
	延参加人数	74人	77人	76人

<学習会>

実施日：月1回（金曜日） 午後6時30分～午後8時30分

実績：		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	回数	5回	6回	6回
	延参加人数	49人	72人	69人

<東京都との連携>

東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談（アウトリーチ）」の第1次窓口としての役割を担っています。（平成26年度から実施）

【予算額】63,396千円

（2）オンライン・対面での相談体制の整備

【若者の心と体の健康相談事業（ユースヘルスケアしながわほけんしつ）】

目的：若者の望まない妊娠や性感染症の増加が社会問題化していること、また思春期特有の心や体、性に関する悩みや不安を相談できる窓口が不足している現状に対応します。人の権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを守り、若者の健全な成長を促進することで、ウェルビーイングを向上させることを目的とします。

内容：令和6年10月に1カ月のプレオープンを実施し、令和7年1月から本格開始しました。
 チャット相談と対面相談のハイブリッド形式で、若者のニーズに寄り添いながら心や体、
 性に関する不安や悩みを受けとめるとともに、正しい知識の啓発などに努めます。
 令和7年4月からは、対象を区内在住・在学に拡大し、より多くの若者に寄与します。
 対象：区内在住・在学の原則中学生以上10代の若者

<オンラインチャット相談「しなわかチャット」>

内容：専門資格を持つ相談員が、チャットで相談を受け付けます。
 相談は匿名でも可能で、若者が使いやすいようにLINE、ブラウザ、学校用タブレット
 など多くの入り口を用意している他、24時間365日自動回答するチャットボットをLINE
 上で運用します。
 実施日：毎週月・火・木・金曜日の午後4時～午後9時
 毎週日曜日の午前10時～午後3時

実績：

	令和6年度
開設日数	71日
相談者数	125人
LINEともだち登録数	1,591人
チャットボット利用回数	1,914回

<対面相談会「しなわかカフェ」>

内容：区内の児童センターを中心として、相談員に直接相談できる対面相談会を実施します。
 個別相談に応じるほか、オープンスペースで遊びを交えながら健康に関する正しい知識
 の啓発等を行います。

実施日：月1回（曜日未定）概ね17:00～18:30

実績：

	令和6年度
実施回数	4回
延べ参加人数	36人
うち、個別相談者数	3人

【予算額】19,880千円

3. 青少年育成活動

(1) 青少年問題協議会

【目 的】

品川区における青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

【組 織】

品川区青少年問題協議会は、会長（区長）および区長が任命または委嘱する委員58人以内をもって構成します。（条例第2条第1項）

- | | |
|-------------|-------|
| ① 区議会議員 | 5人以内 |
| ② 教育委員会の教育長 | 1人 |
| ③ 学識経験者 | 30人以内 |
| ④ 関係行政庁の職員 | 12人以内 |
| ⑤ 区に勤務する職員 | 10人以内 |

委員の任期については、学識経験者のみ2年と定めています。

このほか、特別の事項を調査または審議する必要があるときは、専門委員会を置くことができます。

【概要および執行実績】

- ・青少年問題協議会（2月）
- ・青少年健全育成夏季対策作成委員会（委員10人 年2回）
「夏季対策パンフレット」発行 25,000部
- ・青少年健全育成冊子作成委員会（委員10人 年2回）
「あすに向かって」（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）
発行 5,500部

【予算額】 2,690千円

【根 拠】 地方青少年問題協議会法、
品川区青少年問題協議会条例、品川区青少年問題協議会条例施行規則

(2) 青少年委員活動

【目的および概要】

地域の青少年の健全育成を目的として、青少年育成活動の促進を図るため、余暇指導や青少年団体の育成、相談および連絡調整などを行います。

【実 績】

①委員会活動

- 青少年委員会会議を開催し、品川区の青少年の状況把握に努めます。
- 以下の会議において育成事業についての協議・検討を自主活動として行っています。

役員会および運営委員会：（原則）毎月第1木曜日定例開催

定例会：（原則）毎月第3木曜日定例開催

「品川区青少年委員だより」発行

	令和4年度	令和5年度			令和6年度	
発行回数	1回	3回			2回	
No.	No.100	No. 101	No. 102	No. 103	No. 104	No. 105
部数	2,200部	2,200部	2,200部	2,200部	2,200部	2,200部

②品川区委託事業

- ジュニア・リーダー教室（（３）参照）

③青少年育成事業

- 青少年育成事業助成

青少年委員会の自主企画事業を助成しています。

- 研修会

青少年委員のスキルアップとともに、委員間および行政との意思疎通を図ります。

【予算額】 4,037千円

【根拠】 品川区青少年委員の設置に関する規則

（３）ジュニア・リーダー教室 ＊青少年委員会に事業委託

【目的および概要】

地域や学校におけるインリーダーの資質を育てることを目的に、グループワークや野外活動の知識・技術を学ぶ機会を提供します。

小学生コース（４～６年生）は、旗の台コース、五反田コース、南大井コース（各定員 30 名）の計 90 名の定員で年 12 回開催

中学・高校生コースは、こみゅにていぶらざ八潮において、定員 40 名で年 13 回開催

【実績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人数	162人	196人	130人
延べ人数	*1, 278人	1, 538人	1, 175人

*1 令和４年度よりサマーキャンプ、冬キャンプを再開

【予算額】 6,710千円

（４）体験型育成事業（親子体験交流事業）

【目的および概要】

災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市に小学生４～６年生の親子10組20名で訪れ、東日本大震災からの復興を目指して再整備をすすめている街並みや震災遺構を見学し、防災意識を啓発します。

また、宮古の豊かな自然に触れることに加え、地元の子どもたちと交流することで、参加親子の健全育成を図ります。

運営：つなこし事務局（つながる「みやこ」と「しながわ」）

実施内容：自然体験（閉伊川水源地トレッキング、兜明神岳登山）

防災意識啓発（震災遺構見学、体験談拝聴）、地元児童との交流他

【予算額】 1,000千円

4. 子育て応援プログラム事業

【目 的】

年間を通して多岐にわたる子育ての応援プログラムを展開し、乳幼児親子の居場所などをつくり、不安感や孤独感の解消を図ります。

【概 要】

(1) 子育て交流サロン

- ① 子育て交流サロン平塚橋すきっぷひろば（平塚橋ゆうゆうプラザ）

実施日時：原則月3日（第1・2・4木曜日） 午前10時30分～午後2時30分

- ② 子育て交流サロン荏原すきっぷひろば（荏原区民センター）

実施日時：原則月3日（第1・2・4月曜日） 午前10時30分～午後2時30分

[共通]

内容：地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象：区内在住で、おおむね0～2歳児の親子

運営：品川SKIP編集委員会

実績：

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	平塚橋	荏原	平塚橋	荏原	平塚橋	荏原
実施回数	31回	33回	33回	31回	34回	31回
利用者数	846人	746人	1,230人	658人	1,121人	643人
相談件数	71件	67件	115件	51件	137人	82件

【予算額】 3,933千円

(2) 子育て講座

- ① アレルギー等おしゃべり会・講演会

内容：アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換や子ども同士の交流、お弁当持参のランチ会を実施。

対象：アレルギー疾患のお子さんと保護者、関心のある方

運営：NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(オンライン含む)	*13回	13回	12回
利用者数	102人	159人	142人

*新型コロナウイルス感染症対策のため、一部オンライン配信により実施

【予算額】 1,136千円

②NP プログラム

内容：第一子を出産後、在宅にて子育て中の保護者が持つ、育児不安を解消し、地域の子育て力の向上と保護者の育成を支援することを目的に、カナダ生まれの親教育プログラム、ノーバディーズ・パーフェクト「完璧な親なんていない」を実施し、子育ての悩みを参加者が語らうなかで自分の子育てを見つけてもらう。第一回目にNPプログラム内で話し合いたいテーマを決め、全7回の継続した講座参加により、講座の目的を達成できるようにする。

テーマ例)・自分のイライラの原因を考える。

・パートナーと自分との役割を考える。等

対象：初めての子どもが3歳未満の保護者

運営：NP0 法人ふれあいの家ーおばちゃんち

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	全7回	全7回	全7回
参加者数	10人	8人	11人

【予算額】 400 千円

5. 子育て支援事業

(1) 子育て情報発信

- ①「子育て支援情報発信アプリ」の配信
- ②「子育てガイド」の発行

【目 的】

主に妊娠期から小学校就学前までの子どもを持つ保護者を対象とした、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報をアプリや冊子等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。

【概 要】

① 子育て支援情報発信アプリ

区の様々な子育て情報を積極的に発信する「しながわこどもぽけっと」を運営し、妊娠中から出産、育児に役立つ子育て支援情報のほか、子育て講座・イベントの検索、公共施設の地図案内、予防接種状況の配信など、利用者目線に立った情報の発信を行います。

② 子育てガイド

子育て中の母親たちの自主グループ「品川SKIP編集委員会」と協働で、子育て支援総合情報誌「いきいきあんしん子育てガイド」を発行し、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に配布、保健センターや児童センター事業等で活用しているほか、区ホームページおよび子育て支援情報発信アプリにおいて公開しています。

配布部数 13,000部

【予 算】2,436千円

(2) 品川子育てメッセ

現役育児中の母親により構成された実行委員会および品川区との共催により、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。行政・民間・NPO 団体・自主グループ・企業などの情報展示ブースの出展、ステージ、ワークショップなどが行われ、参加者は新たな情報を発見したり、地域のつながりを感じる機会となっています。なお、令和4年度は、会場および一部 Zoom 等によるオンラインライブ配信で開催しました。

実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来場者数※	約416回 1,050人	2,000人	2,000人
出演・出展団体	30団体	37団体	37団体

※令和4年度については一部オンライン開催のため、視聴回数を含む。

【予算額】 2,116千円

（３）ＩＫＵＭＯやしお（品川区立八潮子育て支援施設）

【事業概要】

令和７年５月１日、旧八潮南保育園跡地に子育て中の親子が気軽に立ち寄り・交流ができる子育て支援の拠点となる施設を開設します。施設にはオアシスルームを設置するとともに、「木育」をテーマとした木の温もりのある遊具などが整備されており、子育て家庭と地域住民が相互交流できる場を提供します。

【背景・目的】

八潮地区には「オアシスルーム」がないなど、子育て支援施策の充実が求められていました。加えて、「預かり」「相談」「遊び」「交流」をワンストップで提供できる場も求められていたことから、総合的な子育て支援機能を持つ本施設の設置に至ったものです。

子育て家庭のリフレッシュはもとより、社会全体で子ども・子育てを支えるための施設とすべく運用を検討してまいります。

【予 算】 98,468千円

（４）オアシスルーム（生活支援型一時保育）

主に在宅で子育てをしている保護者の方が、買い物、リフレッシュ、通院等の理由で一時的な保育を希望される場合に集団保育にて時間単位の一時的預かりを行います。

令和４年度から１か所の登録手続きで全施設を利用できるようになったほか、令和５年７月より全施設においてキャッシュレス決済が可能となるなど、利便性の向上に努めています。また、令和７年９月からは認可保育園等在園児も土曜利用を可能とし、さらに多くの子育て家庭の負担軽減および健やかな親子関係の構築を図ってまいります。

【利用対象と実施概要】

利用対象：区内に居住する生後４か月から就学前の児童

実施場所：伊藤児童センター内、東五反田児童センター内、小関児童センター内、西中延児童センター内、北品川児童センター内、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ものづくり創造センター内、品川区役所第三庁舎内、ぷりすくーる西五反田内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルーム、ＩＫＵＭＯやしお内オアシスルーム（令和７年５月１日開室）

※荏原保健センター内の施設については、令和５年７月からの荏原保健センターの大規模改修に伴い、令和８年５月頃まで仮設施設へ移転中。

実施日時：北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ぷりすくーる西五反田内は月～土曜日、品川区役所第三庁舎内は土曜日以外の午前８時３０分～午後５時３０分

その他の児童センター内、ものづくり創造センター内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルームでは、月～土曜日の午前９時～午後６時まで実施

ＩＫＵＭＯやしお内は、月～土曜日の午前９時３０分～午後５時３０分まで実施

利用可能日数：年度内６０回以内

【利用料】 １時間５００円

【実 績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	22,355人	21,771人	20,524人

【予算額】 340,986千円

（５）ポップンルーム（地域交流室）

子育て中の方を対象に、ポップンルーム（地域交流室）を開放し、小さなお子さんでも安全に安心して遊べ、互いに交流を深めていただける場の提供を、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、平塚ゆうゆうプラザ、ぶりすくーる西五反田内の４か所で実施しています。

※荏原保健センター内施設は、令和５年７月からの荏原保健センターの大規模改修に伴い、令和８年５月頃まで仮施設へ移転中。

【実績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	8,652人	9,865人	11,401人

※令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限を実施。

【予算額】 55,261千円

（６）産後の家事育児支援

① 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

○対象 区内在住の生後１歳になるまでのお子さんを養育している方

○助成内容 支援サービス１時間につき2,700円

上限時間 ・第一子のお子さん 60時間

・第二子以降で出生時に上の兄弟が３歳未満のお子さん 180時間

・第二子以降で出生時に上の兄弟が３歳以上のお子さん 60時間

プランニング １回限り1,000円（産前も対象）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延申請者数	1,083件	1,284件	1,489件

② 多胎児家庭への家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

同時に２人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担の軽減を図るため、多胎児家庭の家事・育児支援のヘルパーの利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

○対象 区内在住の多胎児妊婦または３歳未満の多胎児を養育している方

○助成内容 支援サービス１時間につき2,700円

上限時間 ・妊娠中から生後１歳未満 240時間

・１歳から２歳未満 180時間

・２歳から３歳未満 120時間

プランニング １回限り1,000円

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延申請者数	135件	153件	160件

③ 産後ドゥーラ資格取得費用の一部助成

利用者が十分な家事・育児支援サービスを受けることができるように、産後ドゥーラの資格を取得される区民の方に、資格取得にかかる費用の一部を助成します。（上限20万円）

○対象 品川区在住で住民税の滞納が無く、提携後３年間ドゥーラとしての活動が可能な方

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	14件	10件	12件

【予算額】 142,474千円

(7) オンライン My 助産師事業

【事業概要】

手首に装着するウェアラブル端末を活用して心身の健康管理を行い、そのデータを基に専属助産師とのオンライン面談を週1回実施します。健康状態に限らず、出産、子育てについても相談できる伴走型サポートで、令和8年12月まで試行実施します。

【背景・目的】

多くの妊婦やそのパートナーが産前・産後の不安を抱えています。また、男性の育児休暇取得は進んでいるものの、依然として家事・育児の負担等は女性に偏っています。

妊婦やそのパートナーが安心して出産・子育てができる環境を整備することにより、妊娠・子育て期の女性の健康維持や共同での育児の推進を図ります。

【予算額】 23,020千円

(8) 子育て支援活動助成事業および子育て支援団体育成支援助成事業

【事業概要】

親子の居場所づくりなどの子育て支援活動を実施する団体へ1回につき、3,000円を助成します（1グループにつき、年間上限50回まで）。さらに、利用者にとって効果的かつ効率的な事業運営を図るため、「子育て自主グループ支援事業」を令和7年度より子育て支援活動助成へ統合し、子育て支援に関する講演会や学習会等を実施する団体へ1開催につき50,000円（上限額）を助成します。また、子育て支援活動を実施する団体等を立ち上げる際の費用の一部について、1団体300,000円（上限額）を助成します。

【事業目的】

地域で活動している子育て支援活動グループは、身近な地域のなかで子育て中の保護者の悩みなどを気軽に相談でき、保護者同士の交流もできる居場所として重要な役割を担っています。また、団体が行う講演会等で子育てについて保護者が学ぶことにより、「親育ち」の促進にも繋がります。そのような身近な地域での子育て支援活動の活性化を図るため、令和3年度より地域で自主的に活動している子育て支援グループの活動を支援しています。

【実績】

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		団体数	助成金額	団体数	助成金額	団体数	助成金額
活動助成 子育て支援	講演会等実施助成 (子育て自主グループ支援事業)	5団体	—	4団体	—	4団体	—
	子育て支援事業 への助成	6団体	406,428円	8団体	693,000円	8団体	675,000円
子育て支援団体育成支援助成		0団体	0円	0団体	0円	1団体	248,000円

【予算額】 1,756千円

6. 児童センター事業

(1) 目的・運営

児童センターは、児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。

児童センターでは、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。

区内には25館の児童センターがあり、各児童センターには子どもの遊びを指導する児童指導員を配置しています。

(2) 施設・設備

児童センターには、遊戯室、集会室、図書室、工作室等があります。また、屋上もバスケットやドッジボールなどができるよう整備しています。さらに、子育て中の方のための親子サロン（25館）や、中高生のためのティーンズプラザ（9館）を設置しています。

各児童センターには、卓球台、一輪車、各種遊具、ゲーム、楽器などが揃えてあり、子どもたちが自由に利用できるようにしています。

(3) 事業活動

① クラブ活動

子どもたちの創造力や自主性を高めるため、工作・スポーツ・音楽・ダンス・あそび・食育・体験クラブ等バラエティに富んだ活動を行っています。

② 各種行事

児童センターまつり、ゲーム大会、観劇会、野外活動等季節に応じた行事を実施しています。5月の児童福祉週間には、「こども夢ウィーク」を平成28年度より「しながわ子ども未来フェスタ」と統合し、全館合同の集合型イベント「わっくわくランドしながわ」に移行して実施しています。また、地域間での子どもたちの交流を図ることを目的に、各児童センターが連携した合同行事を開催しています。

・わっくわくランドしながわ

児童センターを見て、体験して満喫できる屋外型のイベントです。しながわ中央公園で行われ、乳幼児親子から中高生までと幅広い年齢が交流し楽しめるプログラムを実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来場者数	1,927人	1,460人	6,000人

※令和4、5年度は定員を設け縮小して実施。

・バンド活動

6館で子どもたちの音楽バンド活動を支援しています。児童センターの行事で、各バンドクラブの日頃の練習成果を発表し合う場を提供しています。また発表活動として、しながわ夢さん橋のパワードリームミュージックフェスタ(PDMF)に参加しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
PDMF 参加バンド数	13組	22組	25組

・ダンスフェスタ

日頃の練習成果の発表と各ダンスチーム間の交流を図ることを目的としたダンスフェスタを年1回開催しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出演者（参加館）	*実績なし	7組	8組

*新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止

※令和5年度は、規模を縮小し実施した「DaDaDa Dance」による参加組数を記載。

・ふれあい卓球大会

全館に卓球台を設置しています。このため卓球は、なじみやすいスポーツの一つとなっています。日頃の練習成果を試す機会を提供するとともに、スポーツをとおして交流を図ることを目的とした大会を年1回開催しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふれあい卓球大会 出場者	78人	95人	88人
スペシャル卓球教室 参加者	182人	なし	なし

③ 多世代交流支援事業

異世代交流事業をとおして、高齢者、子育て世代、小中高生、乳幼児が交流を深め、地域子育て力を向上させるため、7館で七夕会等の交流行事を行っています。

また、地域の高齢者とゲームを通して触れ合うeスポーツ事業も行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	*実績なし	13回（1回）	16回（3回）

*新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度事業中止

（ ）eスポーツ事業再掲

④ 子育て相談

少子化や育児の孤立化に伴う子育て不安等への対応として、親子のひろばや母親講座を開催し、情報交換・交流の場の提供を行うとともに、子育て相談も実施しています。

また、中高生から大人までを対象とした子育て支援スタッフの育成講座の開催や、シニア世代の力を子育て支援に生かしてもらうための場の提供を行っています。

子育て相談実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数	3,439回	3,391回	3,114回

※子育てネウボラ相談員（P50参照）の相談件数含む

⑤ 親子のひろば

0～3歳の年齢別に親子のふれあい遊びや運動、季節行事などを実施しています。親子のひろばの参加を通じて、親同士の交流や情報交換のほか、子育てに関する相談を受け付けています。

参加状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	107クラブ	107クラブ	104クラブ
実施回数	3,239回	3,041回	3,025回
利用者数（子ども）	35,064人	31,509人	28,312人
利用者数（保護者）	33,377人	30,616人	27,373人

⑥ おもちゃのひろば

おもちゃの遊び方の相談や指導を行う「おもちゃのひろば」を実施しています。

実施場所

大井倉田児童センター	毎週月曜日	午前10時00分～午前11時15分
後地児童センター	毎週月曜日	午前10時30分～午前11時45分

利用実績（品川地区・荏原地区合計）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人員	1,304人	1,478人	1,901人

⑦ サンデー子育てサポート事業

年末年始を除く日曜日および休日の午前9時から午後6時まで、東品川・滝王子・平塚・旗の台・ゆたか・八潮の6館で、通常開館業務を実施しています。

令和7年4月から富士見台、10月から中原でも開館します。

父親を含めたファミリー層の利用を促進し、中高生の活動を一層支援します。子育て支援事業を実施し、子育て家庭の支援、児童の仲間作りを行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者人数	42,530人	62,644人	73,494人
父親利用人数	5,803人	8,439人	9,916人

（４）すくすく赤ちゃん訪問事業

乳児期早期は医学的にも母親が育児不安を強く感じるため、従来から保健所による家庭訪問を実施しています。この訪問事業をさらに充実させるとともに、児童センター職員が継続的に家庭を訪問し、各種子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安などの解消を図っていきます。

年度	出生数 (人)	把握数（人）＊1			把握率 (%)	訪問件数（件）			訪問率 (%)
		出生通知票 受理	その他 ＊2	計		保健 センター	児童 センター	計	
令和4	3,410	1,696	1,316	3,012	88.3%	2,721	89	2,810	82.4%
令和5	3,150	2,268	890	3,158	100.2%	2,978	3	2,981	94.6%
令和6	3,084	2,486	446	2,932	95.1%	2,932	1	2,933	95.1%

＊1 出生後の転入者を含む ＊2 病院等からの電話による連絡分

(5) 親育ち支援事業

児童センターにおいて、乳幼児家庭の孤立化の防止や育児不安の解消を図るため、母親・父親・次世代の親を対象としたアプローチを行い、総合的な親育ちを支援しています。

① 親育ちワークショップ

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数（クール）	*19回	72回	62回
参加者数	133人	485人	404人

*新型コロナウイルス感染症対策のため実施回数減

② 父親の子育て応援事業

父子で参加できるプログラムを実施することにより、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	166回	278回	234回
事業参加者数	3,773人	6,495人	5,825人
うち父親参加者数	1,045人	1,748人	1,461人

③ 赤ちゃんとのふれあい事業

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連携学校数	9校	12校	18校
実施回数	*11回	17回	32回
延べ参加児童生徒数	696人	1,177人	2,343人

*新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度は事前学習のみ実施

④ 父親のための親育ちワークショップ

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力をさらに向上させます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数（クール）	3回	6回	2回
父親参加者数	36人	33人	36人

【予算額】 3,912千円

(6) 子育て講座

①離乳食レッスン

内容：月齢に合った調理形態を学び、簡単な調理等のデモンストレーションを行い、離乳食の悩みを相談する講座。

(ア) 離乳食 2 回食レッスン

(イ) 離乳食 3 回食レッスン

対象：(ア) 生後 7 ～ 8 ヶ月頃の乳児と保護者

(イ) 生後 9 ～ 11 ヶ月頃の乳児と保護者

実績：

単発講座		令和4年度	令和5年度	令和6年度
離乳食 2 回食レッスン	実施回数	23回	23回	26回
	利用者数 (子ども)	122人	143人	147人
	利用者数 (保護者)	123人	145人	152人
離乳食 3 回食レッスン	実施回数	27人	24回	24回
	利用者数 (子ども)	160人	159人	167人
	利用者数 (保護者)	164人	159人	171人

運営：品川栄養士会

②産後ママのセルフケア

内容：助産師によるグループワークショップ、講話、簡単なボディケアの実習や相談などを行う講座。

対象：区内在住か在勤で、おおむね生後 2 ヶ月～ 5 ヶ月未満の乳児と母親

実績：

単発講座	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	36回	36回	34回
利用者数 (子ども)	196人	192人	183人
利用者数 (保護者)	188人	174人	184人

講師：助産師

(7) チャイルドステーション

児童センターでは、乳幼児の保護者を対象にものづくりやお話し会、季節の行事など、各館それぞれ工夫を凝らしたプログラムを用意しています。お子さんを遊ばせながら楽しめる内容で、お父さん・お母さんたちの交流や情報交換、仲間づくりのできる場ともなっています。

また利用者には、児童センターで実施している「親子のひろば」や「親育ち支援事業」、「親子サロン」など、乳幼児親子の支援の場を紹介し、利用につなげています。

(8) 利用時間、休館日

① 利用時間：午前 9 時～午後 6 時

② 利用時間の延長：下記ティーンズプラザ実施館において、週 2 回、午後 6 時から午後 7 時まで

中高生のために利用時間の延長を行っています。（必要な場合には午後8時まで延長）

東品川児童センター：月・水、東大井児童センター：水・木、中原児童センター：水・木

滝王子児童センター：火・水、平塚児童センター：火・水、東中延児童センター：水・土

富士見台児童センター：水・金、ゆたか児童センター：水・木、八潮児童センター：火・水

- ③ 休館日：日曜日および休日（サンデー子育てサポート事業を除く）と年末年始（12月29日～1月3日）

（９）平日夜間および日曜の施設（目的外）使用

児童センターの事業のない日曜日および平日の夜間に、施設の有効活用を図る目的で実施しています。ただし、水神・小関・八潮の3館を除きます。（平成8年5月から実施）

※中原児童センターは仮施設のため令和5年7月から、大原児童センターは休館中のため令和7年8月まで貸出中止。

① 使用できる施設および使用料

児童センターの集会室、遊戯室、図書室等。使用料は各施設により異なります。

② 使用できる日時

年末年始を除く日曜日	午前9時～12時	午後1時～5時	児童センターの事業が入っている場合は、使用できません。
休日を除く月～土曜日	夜間 午後6時15分～9時30分		

③ 使用料の減額・免除

次の団体等は、使用料の減額・免除が受けられます。

免 除	・区が使用するとき ・区に登録した障害者団体 ・区に登録した地域児童健全育成団体のうち、18歳未満の児童を主たる構成員とする団体
減 額	・区に登録した地域児童健全育成団体 ・教育委員会に登録した社会教育関係団体 ・公益のため使用する場合で、区長が特に認めたとき

④ 令和6年度施設利用状況

窓口	一般使用	減額団体			免除団体		
	減・免の 対象外	児童育成 団体	社会教育 関係団体	その他 公益団体	区	児童団 体	障害者 福祉団体
	159回	4回	166回	0回	2回	631回	0回
オンライン	138回						

(10) 児童センターの利用状況

	施設数	入館者数	内 訳				一日平均 入館者数
			幼児	小学生	中学生	15歳以上	
令和4年度	※1 25	540,484	160,493	193,608	32,893	208,615	1,744
令和5年度	※1 25	705,127	191,357	277,923	45,877	189,970	2,238
令和6年度	※2 25	807,472	204,070	334,866	59,921	208,615	2,602

※1 一本橋児童センターは令和3年度3月・令和4年度・5年度、改築のため休館

※2 大原児童センターは令和6年9月より、改修のため休館

(11) 児童センター入館者数

(令和6年度)

児童センター	施設 床面積 ㎡	開館日数	入館者数		入 館 者 内 訳					
			年間	一日 平均	幼児	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	高校生	18歳以上
東品川	576.0	359	27,994	78.0	7,466	3,870	7,072	1,757	476	7,353
北品川	402.0	293	19,439	66.3	6,191	3,412	3,390	241	6	6,199
東大井	637.3	293	30,808	105.1	6,345	4,797	9,521	3,296	364	6,485
南品川	604.9	293	25,565	87.3	5,520	4,306	8,280	1,856	151	5,452
中原	589.0	293	42,093	143.7	12,434	7,765	8,802	864	615	11,613
東五反田	353.0	293	20,014	68.3	7,086	2,448	2,728	640	87	7,025
三ツ木	400.8	293	23,707	80.9	7,323	2,949	6,556	227	37	6,615
小関	628.7	293	30,958	105.7	9,801	5,049	5,334	852	16	9,906
水神	527.1	293	37,816	129.1	10,137	7,125	8,420	1,691	1,117	9,326
南大井	402.0	293	27,386	93.5	9,577	5,003	4,379	560	119	7,748
大井倉田	517.7	293	26,335	89.9	9,073	2,582	5,625	1,004	45	8,006
一本橋	322.0	293	30,847	105.3	9,020	7,212	5,913	343	16	8,343
滝王子	686.4	359	56,530	157.5	11,423	13,959	13,122	5,286	387	12,353
伊藤	299.3	293	24,635	84.1	6,576	4,103	7,446	282	9	6,219
平塚	799.0	359	51,915	144.6	9,762	8,442	10,918	11,284	924	10,585
後地	505.5	293	34,283	117.0	8,156	5,478	9,371	2,172	217	8,889
旗の台	532.0	359	40,173	111.9	10,408	5,361	9,480	3,566	1,252	10,106
西中延	398.0	293	19,542	66.7	6,468	3,576	2,489	1,035	42	5,932
東中延	611.0	293	30,986	105.8	6,753	6,928	6,266	3,628	658	6,753
中延	435.5	293	25,396	86.7	7,067	3,763	5,892	1,589	104	6,981
富士見台	553.0	293	27,987	95.5	4,831	5,343	8,331	3,242	995	5,245
大原	465.1	126	7,059	56.0	808	1,954	2,879	449	36	933
ゆたか	818.0	359	54,910	153.0	11,676	11,755	13,396	5,395	671	12,017
南ゆたか	330.0	293	24,479	83.5	6,364	5,643	5,395	1,356	9	5,712
八潮	1817.0	357	66,615	186.6	13,805	12,536	18,502	7,306	738	13,728
総 数	14210.3	7,552	807,472	2,602	204,070	145,359	189,507	59,921	9,091	199,524
平 均	568.4	302	32,299	104	8,163	5,814	7,580	2,397	364	7,981

(12) 事業活動実施一覧

(令和6年度)

児童センター 項目																											
		・東品川	・北品川	・東大井	・南品川	・中原	・東五反田	・三ツ木	・小関	・水神	・南大井	・大井倉田	・一本橋	・滝王子	・伊藤	・平塚	・後地	・旗の台	・西中延	・東中延	・中延	・富士見台	・大原	・ゆたか	・南ゆたか	・八潮	
親子のひろば・講座等	0 歳 児 向 け	全館実施																									
	1 歳 児 向 け	全館実施																									
	2 歳 児 向 け	全館実施																									
	3 歳 児 向 け	全館実施																									
	子 育 て 相 談	全館実施																									
	子 育 て 講 座	全館実施																									
地域交流・季節行事等	地 域 の ま つ り	全館実施																									
	プ ール ・ 水 あ そ び	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆		◆		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	
	野 外 活 動 等			◆		◆														◆	◆			◆		◆	
	観 劇 会	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	中 高 校 生 事 業	◆		◆	◆	◆				◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆
クラブ活動等	工 作 系	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	手 芸 系		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆										◆	
	ス ポ ー ツ 系	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ダ ン ス 系					◆		◆						◆		◆	◆				◆	◆	◆	◆	◆		
	音 楽 系	◆		◆		◆			◆		◆	◆	◆		◆					◆		◆		◆		◆	
	ク ッ キ ン グ 系	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆				◆	
	遊 び 系	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	そ の 他					◆				◆		◆		◆	◆					◆	◆	◆		◆	◆	◆	
	発 表 会	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
遊具等	バスケットボール・ゴール	◆	◆	◆	◆		◆				◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	ト ラ ン ポ リ ン								◆		◆	◆		◆		◆				◆							
	一 輪 車		◆						◆	◆	◆			◆									◆		◆		
	インラインスケート																					◆					
	卓 球 台	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	ス ラ ッ ク ラ イ ン	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆		◆		◆	◆	◆	

大原児童センターは令和6年9月より改修工事のため休館

7. こども冒険ひろば事業

子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成することを目的に、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供するため、平成14年度より北浜公園内に「北浜こども冒険ひろば」、平成29年度にはしながわ区民公園内に「しながわこども冒険ひろば」を開設しました。専任のプレイワーカーを配置し、火起こし体験や泥んこ遊び、木登りといった自由な遊びができるほか、各種イベントの実施、乳幼児親子の交流の機会を設け、子どもたちの遊びを応援しています。

① 北浜こども冒険ひろば（開設日：平成14年4月27日）

場所：品川区北品川2-28 北浜公園内

品川区北品川2-7-21 聖跡公園内

開園時間（夏季）：午後2時～午後6時

（冬季）：午後1時30分～午後5時30分

休園日：火曜日、日曜日、祝日、年末年始

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	294日	292日	290日
利用者数	6,907人	9,039人	10,819人

② しながわこども冒険ひろば（開設日：平成29年5月7日）

場所：品川区勝島3-2-2 しながわ区民公園内

開園時間：午前10時30分～午後5時30分

休園日：木・金曜日（祝日除く）、年末年始

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	262日	263日	259日
利用者数	24,205人	32,894人	34,798人

【予算額】 31,579千円

③ 荏原地区外遊び推進事業（開設日：令和2年9月9日）

場所：品川区旗の台5-19-9 旗の台公園内

品川区荏原5-1-2 荏原中央公園内

品川区小山2-17-26 あさひ公園内

品川区大崎5-11-5 大崎五丁目遊園

開園時間：午前10時30分～午後5時00分

実施回数：月4回（令和6年度から）、

※令和5年度は月3回、令和4年度以前は月2回

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	24日	36日	48日
利用者数	1,464人	2,836人	4,198人

【予算額】 4,420千円

8. すまいるスクール事業

(1) 目的・運営

平成13年度より第二延山小学校でのモデル実施を皮切りに、平成18年度から、全小学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として、「すまいるスクール」(全児童放課後等対策事業)を開設しています。

国は平成19年度に、文部科学省が進める児童の居場所のための「放課後子供教室」と厚生労働省が進める就労家庭の児童を対象にした福祉施策である「放課後児童クラブ」の放課後対策事業を連携して実施するため、「放課後子どもプラン」を創設しました。これは、本区が進める学童保育を包括した全児童放課後等対策事業がモデルとなっています。本事業では、このプランの内容に加え、学校と一体化した教育を視野に入れたさまざまな対応を行っていることが大きな特徴です。平成26年度には、文部科学省と厚生労働省が、共働き家庭等における「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、新たに「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その後令和元年度には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、「待機児童」の解消と学校施設を活用した一体型の実施をしてきましたが、令和6年度からはこども家庭庁と文部科学省が予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図っています。このように、国の放課後対策事業の動向等が開設当時と比べ大きく変化していること、社会状況の変化に伴い、子育てに対するニーズも変化し、特に就労家庭の保護者から実施時間の延長要望が寄せられていたことから、利用時間の延長や間食の提供などの事業の見直しを平成28年度に実施しました。

各すまいるスクールでは、児童が自習や遊び、スポーツ等を自由に行う「フリータイム」、地域のボランティアの方々の協力を得て運営する、英会話・工作・囲碁などの「教室」、放課後の学習の場として学習の機会を提供し、児童が学校の宿題等に自主的に取り組む「学習タイム」を実施しています。

児童が自由に参加し活動できる場所として、学校と連携して内容の充実に努めています。

【予算額】 1,651,232千円

(2) 利用施設

学校施設内にすまいるスクール専用のスペースを設けるほか、授業等で使用しない時間に校庭、体育館、特別教室等を学校と調整のうえ使用しています。学校施設という広い場所を活用し、教育の現場と一体となって運営しています。

(3) 事業活動

① フリータイム

クラスや学年を越えた友達と関わりながら、遊び、読書、学習など、自由に過ごす時間です。児童が思い思いに過ごす中で、自らが工夫ある活動を展開し、自主性を養い、創造力を高めます。また、遊びや活動を通して、協調性・社会性を身につけ、人とのかかわり方の基礎を学びます。さらに、フリータイムの中では、高齢者施設訪問、清掃活動などの地域貢献活動や、幼稚園、保育園との交流なども行っています。

② 教室

児童の体験活動の場として設けられ、日本の伝統文化を学ぶ教室、スポーツ教室、環境や音楽など情操教育のための教室、ものづくり教室など、様々な教室が行われています。これらの体験は、自らの可能性や新たな目標を見つける一助となり、その後の生き方を豊かにしてくれます。教室の運営は、地域やPTAの方々などの協力により実施されており、地域の方々とのつながりを深めています。

③ 学習タイム

学習機会の提供と学習習慣の定着を目的に、学習タイムの場を設定しています。児童は学習タイムの中で、学校の宿題や持参する教材等に自主的に取り組みます。スタッフは、学校と連携し、宿題や児童の取り組み状況を把握します。

(4) 対象児童・利用料

① 対象児童

(ア) 学校授業日および学校休業日の午後5時まで

実施校に在籍する児童

(イ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後6時まで

(ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない児童

(ウ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後7時まで

(ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない第1学年から第3学年までの児童

(エ) 区内在住で、私立小学校、国立小学校、特別支援学校等に在籍する児童のうち希望する児童で、利用時間については(ア)から(ウ)に準じる。

② 利用料（※利用した月のみ発生）

- ・ 午後5時まで 月0円
- ・ 午後6時まで 月3,000円
- ・ 午後7時まで 月4,000円

※減額・免除制度あり

【減額（半額）】小学生の児童が2人以上いる世帯の、最年長の小学生（登録の有無は問わない）1名を除く児童

【免除】①生活保護受給世帯の児童②住民税非課税、または均等割のみ課税の世帯の児童
③就学援助受給対象児童

(5) 実施日・利用時間

① 実施日：年間を通して、月曜日から土曜日まで

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

② 利用時間

・ 学校がある日は放課後から午後7時まで

・ 学校が休みの日は午前8時15分から午後7時まで

○午後5時を超えて時間延長する児童に、間食を提供します。また午後6時を超えて帰宅する場合は、保護者などの迎えが必要になります。

(6) 登録児童数

すまいる スクール名	令和6年3月末		令和7年3月末		すまいる スクール名	令和6年3月末		令和7年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数		児童数	登録数	児童数	登録数
城南	722	494	778	529	中延	153	108	171	137
浅間台	217	126	207	118	小山	387	241	370	229
三木	351	175	343	193	大原	309	177	292	166
御殿山	646	384	623	389	宮前	280	180	310	185
城南第二	474	260	457	227	源氏前	332	220	331	218
第一日野	554	274	514	311	第二延山	641	440	635	425
芳水	731	442	754	451	後地	380	279	437	323
第三日野	748	424	739	413	戸越	393	222	416	253
第四日野	428	238	439	237	旗台	315	183	321	212
大井第一	762	433	751	474	上神明	191	129	145	141
鮫浜	450	304	537	363	清水台	220	141	231	161
山中	427	306	414	313	小山台	306	152	281	168
立会	571	353	567	350	日野学園	516	323	521	343
浜川	785	457	840	538	伊藤学園	519	291	514	325
伊藤	561	344	546	370	八潮学園	722	428	738	369
鈴ヶ森	632	309	630	316	荏原平塚学園	438	269	467	307
台場	341	220	346	232	品川学園	768	415	752	411
京陽	391	233	365	232	豊葉の杜学園	562	329	585	368
延山	473	286	434	243	全児童数	17,696	10,589	17,801	11,040
					1校平均	478	286	481	298
					登録率	—	59.8%	—	62.0%

(7) 参加児童数（延べ人数）

すまいる スクール名	令和5年度		令和6年度		すまいる スクール名	令和5年度		令和6年度	
	平日	土曜	平日	土曜		平日	土曜	平日	土曜
城南	30,865	360	35,386	567	中延	9,513	572	12,226	587
浅間台	11,839	129	11,914	164	小山	16,714	289	16,168	325
三木	16,415	404	17,219	478	大原	13,379	326	13,714	292
御殿山	22,507	311	24,373	451	宮前	12,200	345	13,860	314
城南第二	16,750	98	17,144	154	源氏前	18,513	267	19,064	420
第一日野	21,379	182	25,657	329	第二延山	33,015	787	34,701	572
芳水	30,254	620	29,344	582	後地	26,460	403	30,501	560
第三日野	23,652	537	25,187	541	戸越	17,229	368	19,441	382
第四日野	17,033	284	19,677	522	旗台	13,597	346	19,037	406
大井第一	35,725	261	38,992	536	上神明	10,986	185	10,632	138
鮫浜	21,892	420	28,648	541	清水台	12,279	188	13,959	82
山中	26,216	668	24,259	495	小山台	14,905	316	13,570	345
立会	28,596	637	31,565	657	日野学園	24,144	343	26,197	331
浜川	35,480	327	43,654	713	伊藤学園	23,935	208	25,124	242
伊藤	27,995	525	30,371	513	八潮学園	32,381	701	32,087	922
鈴ヶ森	22,278	233	25,383	208	荏原平塚学園	22,873	482	26,742	632
台場	19,779	440	20,386	349	品川学園	30,054	357	28,582	430
京陽	16,864	289	17,175	485	豊葉の杜学園	29,796	609	31,523	669
延山	22,567	426	19,124	375	全児童数	810,059	14,243	872,586	16,309
					1日平均	3,334	285	3,591	326
					登録参加率	31.5%	2.7%	32.5%	3.0%

(8) 学習タイムおよび教室実施状況

			教室																			
			伝統文化				スポーツ・運動						学び・教育						ものづくり			
			囲碁	将棋	書道・書き方	その他伝統文化 おりがみ	バスケット	バドミントン	ダンス・踊り	サッカー等	野球	卓球	その他スポーツ・運動	英語ほか外国語	お話・読み聞かせ	音楽・楽器	手話	環境・エコロジー	イラスト・美術等	その他学び・教育	工作	科学実験・マジック
城南	◇	◆													◆					◆		
浅間台	◇	◆		◆							◆		◆							◆		
三木	◇	◆						◆					◆					◆		◆		◆
御殿山	◇	◆								◆	◆	◆		◆		◆				◆		
城南第二	◇	◆	◆		◆		◆	◆		◆	◆		◆		◆		◆			◆	◆	◆
第一日野	◇	◆	◆					◆				◆		◆	◆			◆		◆		
芳水	◇	◆			◆			◆						◆						◆		
第三日野	◇	◆	◆		◆	◆						◆		◆	◆			◆		◆		
第四日野	◇	◆			◆							◆		◆					◆	◆		
大井第一	◇	◆				◆				◆		◆								◆		
鮫浜	◇	◆	◆									◆		◆						◆		
山中	◇	◆									◆	◆							◆	◆		
立会	◇	◆								◆		◆	◆							◆	◆	
浜川	◇	◆	◆								◆				◆					◆		
伊藤	◇	◆	◆			◆			◆			◆			◆		◆	◆	◆	◆		
鈴ヶ森	◇	◆	◆									◆			◆					◆		◆
台場	◇	◆			◆	◆						◆				◆		◆		◆		◆
京陽	◇	◆	◆			◆						◆		◆						◆	◆	
延山	◇	◆	◆		◆						◆	◆	◆		◆					◆		◆
中延	◇	◆	◆			◆						◆							◆	◆		
小山	◇	◆	◆				◆			◆		◆		◆				◆		◆		
大原	◇	◆	◆	◆							◆	◆								◆		
宮前	◇	◆	◆		◆	◆					◆		◆	◆						◆		
源氏前	◇	◆			◆	◆				◆	◆	◆		◆	◆			◆		◆		
第二延山	◇	◆				◆					◆		◆							◆		
後地	◇	◆	◆	◆			◆			◆		◆	◆						◆	◆		◆
戸越	◇	◆	◆		◆							◆		◆				◆	◆	◆		
旗台	◇	◆	◆		◆	◆			◆		◆	◆	◆		◆			◆	◆		◆	◆
上神明	◇	◆		◆	◆					◆		◆								◆		
清水台	◇	◆	◆							◆				◆					◆	◆		
小山台	◇	◆	◆									◆					◆		◆	◆		
日野学園	◇	◆	◆									◆		◆	◆			◆		◆		
伊藤学園	◇	◆			◆	◆						◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
八潮学園	◇	◆	◆			◆	◆				◆	◆	◆		◆				◆		◆	◆
荏原平塚学園	◇	◆	◆		◆			◆	◆			◆		◆		◆				◆		◆
品川学園	◇	◆	◆	◆								◆		◆			◆			◆		◆
豊葉の杜学園	◇	◆		◆	◆	◆						◆		◆			◆		◆	◆	◆	

9. 朝の児童の居場所確保事業・朝食支援事業

(1) 目的・運営

①朝の児童の居場所確保事業

「朝の小1の壁」は、個々の家庭・学校のための課題ではなく社会全体で真摯に向き合い解決に向けて取り組むべき重要な課題となっています。また、区内でも校門の前で学校の開門を待つ児童が見られるため、児童の安全・安心の確保を目的に「朝の児童の居場所確保事業」を実施します。

共働き家庭等において、保護者が子どもより早く出勤する必要があるなどの事情により、朝子どもだけで過ごさなければならない時間があるご家庭のため、小学校の始業開始前の時間に、区立小学校施設内で、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設置することで、子どもと保護者の不安を解消し、子どもの健全育成を図ります。

令和7年度に3校（源氏前小学校、戸越小学校、豊葉の杜学園）での試行実施後、区内すべての小学校（義務教育学校前期課程含む）に展開していくことを目指します。

②朝食支援事業

令和3年度の総務省の調査によると、朝食を食べない児童の割合は7%。朝食の欠食は発育や生活リズムの乱れ、学力や体力の低下につながることでされています。児童への「朝食提供」は、健康と学力の向上、「食」を通じた児童・家庭の見守り体制の強化など、児童の健全な成長を支援していくことを目的としています。

令和7年度に朝の児童の居場所確保事業を試行実施する3校で朝食支援についても試行実施し、段階的に拡大していきます。

【予算額】 57,454千円

(2) 利用施設

区立小学校施設内に朝の居場所として授業等に支障がない部屋等を用意します。

(3) 事業活動

① 居場所での過ごし方

- ・ 教室への入室が可能となる時間まで、読書や自習等をして静かに過ごします。
- ・ 朝食支援開始後は、提供される朝食をとります。
- ・ 居場所では見守り員が児童を見守ります。

② 朝食提供

希望により朝食を提供予定です。

(4) 対象児童・利用料

① 対象児童

居場所実施校に在籍する児童 ※ご利用には事前登録が必要です。

② 利用料

- ・ 無料

(5) 実施日・利用時間

① 実施日：平日 ただし以下の日を除く

- ・土曜日および日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・長期休業中（春季・夏季・冬季休業期間）
- ・開校記念日、学校行事の振替休日
- ・入学式、卒業式の当日
 - ※義務教育学校（小中一貫校）は入学式の前日
- ・大雨、暴風および大雪、地震発生などにより学校が休校の日
 - ※児童が在籍する学級・学年での学級閉鎖等の期間中、当該学級・学年の児童は本制度を利用できません。

② 利用時間

- ・平日の午前7時30分から、学校ごとに定められた教室への入室可能時刻までこの時間内であれば、各ご家庭の都合に合わせた時刻に登校いただけます。

10. 児童相談等運営支援事業

（１） 児童福祉審議会の運営

【目的および概要】

児童福祉審議会は、児童福祉法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、次に掲げる事項について調査審議等をする区長の附属機関です。

- ① 児童福祉法第6条の4第3号に掲げる里親の認定に関する事項
- ② 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項および第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- ④ その他、区長が必要と認める事項

児童福祉審議会には、4つの部会（里親部会、子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会および保育部会）を設置しています。

【開催実績】

	本会	部会			
		里親	子どもの権利擁護	死亡事例等検証	保育
令和6年度	1回	1回	1回	0回	1回

【予算額】 2,871千円

（２） 子どもの権利擁護事業

【目 的】

児童相談所が一時保護所へ保護した子どもや、児童養護施設、里親などに措置した子どもの意見表明支援をはじめとする体制を整備し、児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護の推進を図ります。

【概 要】

① 意見表明等支援事業

意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設、里親宅などを訪問し、生活における悩みや不安、措置の内容に関する子どもの意見・意向を把握します。意見表明等支援員は、把握した意見・意向を児童相談所や関係機関に適切に報告することにより、子どもの意見を踏まえた支援を行う仕組みを構築します。

② 被措置児童等虐待への対応

児童福祉法の規定により、被措置児童等虐待（施設職員等による入所している子ども等への虐待）に係る通告、届出がされた場合、速やかに当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行います。事実確認の結果等については、児童福祉審議会へ報告するとともに、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表することが義務付けられています。

③ 一時保護所第三者評価【令和7年度新規】

区一時保護所における一時保護中の子どもの権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、外部機関による第三者評価を実施します。

【予算額】 5,267千円

11. 児童入所施設措置費等の支弁

【目的及び概要】

児童福祉法第50条の規定に基づき、品川区児童相談所が児童福祉施設等へ児童の入所等措置を行った場合に、措置費や医療費を区が支弁します。また、措置に付随する経費として措置費共同経理課および東京都へ負担金を支払います。

(※) 措置費とは、児童福祉施設等を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

(1) 措置費共同経理課への負担金支払い

児童相談所を設置する特別区では、地方自治法第252条の7の規定に基づく「機関等の共同設置」により、児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの措置費支払事務を一元化した組織を共同設置しています。

事務一元化にあたり、区措置児童に係る該当施設分の措置費および構成区により均等割にて算出されたその他経費(人件費・執務室賃料・消耗品費等)について、負担金として措置費共同経理課の幹事区あて支払います。

【予算額】 899,321千円

(2) 児童福祉施設等への措置費支弁等

措置費共同経理課に事務を一元化した施設種別を除く児童福祉施設等(児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、里親、ファミリーホーム)に措置費を支弁します。

また、児童福祉法第56条の規定により、児童福祉施設等に支弁した措置費(措置費共同経理課一元化分を含む)の全部または一部を、児童又は扶養義務者の負担能力に応じて徴収します。

【予算額】 138,721千円

(3) 措置児童等の医療費負担

児童相談所の措置により児童福祉施設等で生活する児童等(18歳未満の児童および措置延長者)が疾病等により医師・歯科医師等の医療を受けた際の医療費を公費で負担します。

【予算額】 38,269千円

(4) 児童自立支援施設に係る事務委託

児童福祉法施行令第36条の規定により、児童相談所設置市には児童自立支援施設の設置が必須となるが、人材育成や施設整備の点において、早急に設置することは困難であることから、児童自立支援施設に関する事務を地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき東京都へ委託しています。

事務委託にあたり、区措置児童に係る経費および管内の児童人口割合によって算出された事務費・施設整備費について、負担金として東京都あて支払います。

【予算額】 53,027千円

12. 社会的養護の推進

【目的及び概要】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するとともに、児童福祉施設等への措置を解除された者等への自立に向けた支援を行うために、以下の事業等を行います。

（１）施設・里親等に対する補助事業

特別区児童相談所設置にあたり、施設や里親等に対する補助金について格差が生じることのないよう、児童相談所設置区の補助金等の水準を東京都と同レベルとする方針として都区間で整理がなされたことから、区が児童相談所設置市として所管する施設や里親等に対して直接行う補助事業について、東京都や他の設置区と同様の内容で実施いたします。

【予算額】6,060千円

（２）都区共同事業の負担金支払い

施設や里親等に対して行う各種支援事業のうち、実施できる事業者が限られているものや、都内全域で共同実施する方が効率的かつ効果的である各種支援および補助事業は、東京都と協定を締結し、共同で行います。事業者との契約締結や補助金支出等の事務の取りまとめは東京都が一括して行い、区は東京都に対して負担金を支払います。

【予算額】70,145千円

（３）社会的養護経験者等自立支援事業【令和７年度新規】

＜児童養護施設等退所者応援事業＞（R7.4.開始）【予算額:5,000千円】

実親から支援を受けることができないこと等により、経済的な課題を抱えることが多い児童養護施設等を退所した者に対し、下記の給付金・支援金を交付することで自立に向けた生活を応援します。

- ①大学等への進学または就職に向けた準備等に係る給付金 :1人あたり20万円(1回限り)
- ②自立に資する資格等の取得の要する費用に係る支援金 :1人あたり40万円(上限)

＜社会的養護自立支援拠点事業＞（R7.10開始予定）【予算額:3,310千円】

自立後に家族に相談できないことが多い児童養護施設等を退所した者や虐待経験者等に対し、専門的な資格等を有する者による相談受付体制を整え、下記の通り自立に向けた支援を行います。

- ①支援計画作成
措置解除前に施設等に訪問し、自立に向けた支援計画作成を行います。
- ②相談受付
生活相談や心理療法、法律相談などを受け、関係機関の紹介等を行います。
- ③居場所支援
居場所づくりとして、月に1回程度交流の場を設けます。

（４）その他施設・里親等に関する事務

①施設・事業の認可等

児童福祉法等の規定により、法人等が区内に児童福祉施設（乳児院・児童養護施設等）の設置や小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業等を行う際の届出受理・停止等の事務を行います。

②里親の認定・更新等

児童福祉法等の規定により、里親登録の認定、登録の更新、登録の消除に関する事務を行います。

Ⅱ．子ども家庭支援センター

◆概要

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合相談窓口であり、

- ①18歳未満の子どもや子育て家庭に関する相談業務、②関係機関との連携、
- ③情報提供・啓発活動、④ショートステイ等の子ども家庭在宅サービスなど、
- ⑤ヤングケアラー支援、⑥女性福祉・ひとり親家庭支援事業 などを行っている。

また、令和7年4月から「地域子ども家庭支援センター」を各保健センターに設置し、福祉職、心理職を新たに配置、未就学児等を対象とした相談体制を強化した。

◆目的

子どもや家庭などに必要な助言や指導を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うことで、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを推進する。

◆各業務の概要

①相談業務

【児童相談事業】

統括支援員、児童相談員

【しながわネウボラネットワーク事業】

保健師、看護師等の有資格者であるネウボラ相談員

※家事育児支援助成事業については、令和7年度から子ども育成課へ移管

②関係機関との連携【品川区要保護児童対策地域協議会】

児童相談所、保健所、幼稚園、保育園、学校、警察、医療機関、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童発達支援センター、民生児童委員、子どもに関わる NPO 団体など。

③情報提供・啓発活動

- ・要保護・要支援家庭に対する専門プログラム実施
- ・虐待等が顕在化していない世帯に対して子育て支援専門プログラムを実施
- ・子育て支援についての講演会や児童虐待防止普及啓発のパネル展の開催

④ショートステイ等の子ども家庭在宅サービスなど

要支援ショートステイ（品川景德学園）、乳幼児ショートステイ（済生会中央病院附属乳児院）、養育支援訪問、家庭あんしんセンター相談、ショートステイ、育児支援ヘルパー派遣、母子生活支援施設運営、ファミリーサポート等

⑤ヤングケアラー支援

ヤングケアラーコーディネーターによる相談、ピアサポート、学習・配食支援、進学・就職相談等

⑥女性福祉・ひとり親家庭支援事業 ※令和7年度より子育て応援課から移管

女性相談支援員、家庭相談員、母子・父子自立支援員

1. 相談業務

次世代育成支援対策推進法に関連して、平成17年4月1日施行の改正児童福祉法により、18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については区が第一義的な窓口となることが明記されるとともに、要保護児童対策地域協議会の設置運営が求められました。

このため、平成17年度、児童課に「児童相談担当」を新設し、品川区子育て支援センターと一体となって児童家庭相談に対応するとともに、平成18年「品川区こども家庭あんしんねっと協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置しました。平成21年度からは、子育て支援課児童家庭相談係が協議会事務局（要保護児童対策調整機関）となり、平成27年度からは子ども育成課児童相談係、令和元年度からは子ども育成課児童相談担当が職務を担ってきました。令和2年度からは子ども家庭支援センターを新設し、児童相談の役割を整理するとともに、協議会事務局として東京都児童相談所等の関係機関と連携しつつ、児童虐待通告の窓口として要保護児童等への相談支援を行っています。

令和6年10月からは、児童虐待通告窓口が品川区児童相談所に一元化され、一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、要保護児童等への相談・支援を行っています。

令和7年4月より品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター、子ども家庭支援センターが既存の組織体制を活かしつつ、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営ができるよう、未就学児などを対象とした相談窓口（名称は「地域子ども家庭支援センター」）を各保健センターに設置し、福祉職・心理職を新たに配置、相談支援体制を強化しました。

（1）児童相談事業

子ども家庭支援センター児童相談担当は、18歳未満の子どもの成長にともなって生じてくる養育上のこと、しつけなどについて相談に応じています。所内で行う面談の他、ご家庭のニーズに合わせて家庭訪問なども行っています。相談内容に応じて、関係機関と連携して相談対応することもあります。

ア. 児童相談

福祉、心理職のほか、保健師と専門相談員を配置して月曜～土曜日に相談に応じています。
（地域子ども家庭支援センターは月曜～金曜日に相談に応じています。）

イ. しながわ見守りホットライン

平成22年10月、区民からの「虐待かもしれない」という気づきを24時間受け付ける「しながわ見守りホットライン（児童虐待・DV・高齢者・平成24年10月より障害者虐待）」を開設しました。ホットラインによる令和6年度（4月～9月まで）児童虐待通告・相談件数は14件です。
（令和6年10月からは、しながわ見守りホットラインの窓口は品川区児童相談所になりました。）

ウ. 品川区児童相談所との連携

『子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用』（並走型支援）に関する共通手引きに基づき、両機関の強みを生かした支援を行っています。通告内容や相談内容に応じて、オンラインで合同会議を実施し、対応について協議を行っています。

【オンライン会議実施実績】

○提出機関

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童相談所	29	36	28	49	25	20	187
子ども家庭支援センター	17	6	8	1	8	2	42
合計（件）	46	42	36	50	33	22	229

○対応機関（主担当として対応）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童相談所	17	12	12	22	16	8	87
子ども家庭支援センター	29	30	24	28	17	14	142
合計（件）	46	42	36	50	33	22	229

【児童家庭相談実績】

年齢	相談内容種別	児童虐待相談	養護相談・その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	その他の相談	計
	令和3年度	813	178	0	0	0	0	0	1	0	8	12	78	111	0	81,209	
	令和4年度	823	200	4	0	0	0	0	2	0	4	10	117	117	0	91,286	
	令和5年度	976	258	0	0	0	1	0	3	1	5	9	187	154	0	21,596	
	令和6年度	919	222	1	0	0	1	0	2	0	6	4	167	185	0	61,513	
	不明	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	15
	0歳	76	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0		36	0	1	165
	1歳	95	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0		35	0	0	150
	2歳	65	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0		37	0	1	119
	3歳	106	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0		26	0	1	145
	4歳	66	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0		16	0	0	96
	5歳	58	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0		18	0	0	90
	6歳	63	7	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	10	0	1	93
	7歳	62	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23		0	0	98
	8歳	55	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21		0	0	81
	9歳	54	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20		0	0	82
	10歳	64	11	0	0	0	0	0	0	1	0	1	20		0	0	96
	11歳	34	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14		0	1	62
	12歳	27	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15		0	0	52
	13歳	22	8	0	0	0	0	0	0	0	2	1	17		0	0	50
	14歳	29	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12		0	1	52
	15歳	17	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5		0	0	31
	16歳	12	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6		0	0	24
	17歳	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	12

(2) しながわネウボラネットワーク事業

① 子育てネウボラ相談員の配置

保健師、看護師、教員、保育士などの資格を持った「子育てネウボラ相談員」が、子育て全般の相談、子育てサービスの情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作ります。

○実施場所 東品川・東大井・中原・三ツ木・水神・大井倉田・滝王子・平塚・旗の台・東中延・富士見台・ゆたか・八潮児童センター（13か所）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数	2,520件	2,665件	2,569件

【予算額】 1,195千円

② バースデーサポート事業

1歳の誕生日を迎えるお子さんを養育している家庭に子育てについてのアンケートを送付し、回答のあった方へバースデーサポートギフトをお届けします。子育てネウボラ相談員による面談やアウトリーチを実施することで、子育てに関する困りごとを積極的に解消していくとともに、子育てネウボラ相談員の認知度向上を図り、身近な「地域子育て相談機関」としての役割を強化していきます。

【予算額】 201,652千円

③ きずなレター事業

令和6年度は、妊娠期・乳幼児を育てる保護者に対し、有益な情報をプッシュ型で配信するメールマガジン「品川きずなレター」を開始しました。本事業は、区民向けに妊娠期から出産後3歳を迎えるまでの期間、専門職が監修した成長時期に合わせた子育ての助言や、区事業・相談窓口を通知します。また、出産予定日や子の誕生日を登録することで、妊娠週数や月齢に合ったメッセージを受信することが可能になります。区の子育て支援事業や相談窓口をプッシュ型で情報発信することで、それぞれのステージにあった適切なアドバイスに加え、孤立した状態での「孤育て」の防止を図り、産後鬱の軽減や児童虐待の未然防止にもつなげていきます。

	令和6年度
延登録者数	433人

【予算額】 2,968千円

2. 関係機関との連携

(1) 品川区要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねっと協議会）

平成17年4月1日施行の改正児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会として「品川区こども家庭あんしんねっと協議会」を平成18年7月13日に公示・設置しました。

平成24年4月には、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見やその被害者の適切な保護、支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が設置されたことにより、各関係機関の代表者による全体会は、この協議会に吸収されました。

《要保護児童対策地域協議会設置の経緯》

この協議会は、虐待相談を含む要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関・関係者が児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として設置されました。

平成21年4月施行の改正児童福祉法には、協議会の機能強化と協議対象範囲の拡大が盛り込まれました。

《主な活動》

- ① 要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。
- ② 各関係機関の連携方針の策定に関すること。
- ③ 要保護児童等対策に関する広報・啓発活動の推進に関すること。
- ④ その他、委員長が必要と認める事項。

《協議会の構成》

下記のとおり、3層構造となっています。

【第1層】全体会

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねます。構成機関は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱（平成24年4月27日制定、令和2年5月1日一部改正）に規定されており、次のとおりです。

国又は地方公共団体の機関	法人	その他
品川 区	品川 区 医 師 会	品川 区 民 生 委 員 協 議 会
東京都品川児童相談所	荏 原 医 師 会	品川地区人権擁護委員会
警視庁品川警察署	東京都品川歯科医師会	品川 区 町 会 連 合 会
警視庁大崎警察署	東京都荏原歯科医師会	品川区障害者七団体協議会
警視庁大井警察署	昭和医科大学病院	ケ ア 協 議 会
警視庁荏原警察署	品川区社会福祉協議会	区 長 が 指 定 す る 者
東京家庭裁判所	社会福祉法人(高齢者)	
品川区教育委員会	社会福祉法人(障害者)	
品川区福祉事務所		
品川 区 保 健 所		

【第2層】地域分科会

身近な地域のきめ細かな子育て支援ネットワークをめざし、13地域ブロック担当児童センターが協議会地域分科会を開催しました。構成員は、民生児童委員・人権擁護委員・警察署・学校・幼稚園・保育園・保健センターなど各地域の協議会構成機関代表者です。

(令和6年度実施状況)

地域分科会	開催年月日	担当児童センター	参加人数
品川第一地域	令和6年10月16日(水)	東品川児童センター	42人
品川第二地域	令和6年11月18日(月)	東大井児童センター	49人
大崎第一地域	令和6年11月26日(火)	中原児童センター	40人
大崎第二地域	令和6年11月20日(水)	三ツ木児童センター	35人
大井第一地域	令和6年11月29日(金)	水神児童センター	59人
大井第二地域	令和6年11月27日(水)	大井倉田児童センター	36人
大井第三地域	令和6年10月30日(水)	滝王子児童センター	31人
荏原第一地域	令和6年11月6日(水)	平塚児童センター	33人
荏原第二地域	令和6年10月31日(木)	旗の台児童センター	37人
荏原第三地域	令和6年11月5日(火)	東中延児童センター	37人
荏原第四地域	令和6年11月13日(水)	富士見台児童センター	42人
荏原第五地域	令和6年11月15日(金)	ゆたか児童センター	37人
八潮地域	令和6年11月25日(月)	八潮児童センター	22人
計			500人

【第3層】協議会ケース会議(随時)

要保護児童等に関する個別具体的な支援のために関係機関との密接な連携を要する場合に開催しました。令和6年度は、計90回(対象児童実数149名)開催しました。

協議会ケース会議構成機関	参加延人数
子ども家庭支援センター	202人
児童センター・すまいるスクール	28人
東京都品川児童相談所・品川区児童相談所	135人
保健所・保健センター等	51人
保育課・保育園	19人
教育委員会・小学校・中学校・小中一貫校	232人
民生児童委員・主任児童委員	15人
児童養護施設・母子生活支援施設・生活福祉課・幼稚園等	193人
計	874人

《要保護児童対策調整機関(子ども家庭支援センター)》

児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策調整機関として、子ども家庭支援センターが、関係機関との総合的な連絡調整、および児童虐待ケースの進行管理、統計を行います。

関係機関との連携調整を目的として、「児童虐待防止会議」「虐待ケース進行管理会議」等を定例開催しています。また、品川区民生委員協議会とも連携し、主任児童委員部会の事務局を担い、13地区の主任児童委員と定期的に情報共有をしています。

《守秘義務》

協議会の活動には、児童福祉法第25条の5、第61条の3に罰則を伴う守秘義務規定が定められています。

（２）品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携

平成24年11月の厚生労働省通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」を受け、区では「居住実態が把握できない児童」について虐待（ネグレクト）の疑いがあると捉え、その対応のため要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しています。

主に、乳幼児健診未受診児童で保護者との連絡が取れないケースや学齢期になっても就学の手続きがされていない児童等の情報を集約し、家庭訪問・近隣調査、関係機関調査、出入国在留管理庁への調査等を実施しています。

他自治体において、居住実態が不明のまま死亡する痛ましい事件が発生していることから、一層の関係機関連携が必要であるため、区は平成26年7月に「児童の居住実態に関する対策会議」を設置し、庁内関係各課の情報共有、連携強化を図りました。そして、平成27年3月25日、品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握から調査・対応および連絡（通告）の基本ルールを策定しました。

居住実態が把握できない児童		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
0件	0件	0件

*厚生労働省への報告件数

3. 情報提供・啓発活動

(1) 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム

子育ての困難さや不安を抱えている家庭に対して、児童虐待を未然に防止し、また児童虐待の再発を防ぐために子育て支援専門プログラムを実施しています。

①区内在住の18歳未満の子どもを養育する方対象のプログラム

回数：1期あたり全9回のプログラム（令和7年度3期実施予定）

内容：子どもの発達に応じた対応を考えるグループワークを中心とし、親の子どもへのかかわり方を考えていくもの

定員：各期16名程度（広報紙、SNS等で案内募集）

	令和6年度
第一期	16名
第二期	14名

②子ども家庭支援センターで相談対応している保護者に対して行うプログラム

回数：全6回のプログラム＋フォローアップ（令和7年度2期実施予定）

内容：親子のコミュニケーションを中心に座学やグループワークを行っていくもの。

個別の面接だけでなく、専門プログラムを実施することで保護者の意識、行動改善を図っていきます。プログラムは、全6回ですが、終了の1か月後にフォローアップも行っています。

	令和6年度
第一期	3名

(2) 児童虐待防止推進に関する取り組み

例年、11月を児童虐待防止推進月間とし、一人でも多くの方に虐待予防について関心を持ってもらうよう庁舎にて懸垂幕の設置やパネル展を行うに加え、子育て支援講演会を開催しました。また、品川区児童相談所と連携し、児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンをたすきに仕立てた「オレンジリボンたすきリレー」にも参加し、普及啓発を実施しています。

4. ショートステイ等の子ども家庭在宅サービスなど

(1) 家庭あんしんセンター

① 子どもに関する相談事業

子育てに関する一般的な相談に応じています。

② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種子育て講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

○「フラッと広場」

親子が自由に立ち寄り、遊んで過ごせるスペースとして開放しており、子育て情報の収集・交換や発信の場としても活用できます。

開放時間：月曜～土曜 午前10時～午後4時（祝日・年末年始は休み）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フラッと広場	516人	682人	1,006人

*利用延人数

③ 子ども家庭在宅サービス事業

ア. 子どもショートステイ事業

保護者の疾病・出産による入院や冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の事由により、保護者が一時的に子どもを養育するのに困難が生じた場合、短期的に児童の養育・保護を行います。

○対象者 1歳～15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者

○費用（減免制度あり） 1泊2日6,000円 2泊目以降3,000円

○利用日数 1回につき6泊7日まで

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延宿泊数	325泊	322泊	293泊

イ. トワイライトステイ事業

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合、午後5時～午後10時まで児童を養育します。

○対象者 1歳～15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者

○費用（減免制度あり） 1回1,200円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用回数	1,030回	1,054回	1,336回

④ 育児支援ヘルパー事業

出産予定日1か月前から、出産後1年以内で、ほかに養育する人がなく育児・家事の援助を受けられない方にヘルパーを派遣します。

【予算額】 85,859千円

(2) 養育支援訪問事業 ※子育て世帯訪問支援事業を含む

保健所・保健センター等の関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など子どもの健全な成長に懸念がもたれる家庭に対し、専門的支援や家事・育児支援を職員および指定管理事業者、委託事業者において実施します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	156回	243回	440回

【予算額】 10,350千円

(3) 要支援ショートステイ（品川景德学園内）

保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態にある家庭（要支援家庭）に対して、一定期間、子ども家庭支援センターが作成する親子の支援プログラムに基づき、施設において児童を養育し、生活指導ならびに発達・行動の観察を行います。

○対象者 2歳以上～18歳までの児童

○費用 無料

○利用日数 1回につき13泊14日まで

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延宿泊数	20泊	61泊	21泊

【予算額】 19,176千円

(4) 乳幼児ショートステイ（東京済生会中央病院附属乳児院内）

保護者の疾病・出産による入院や冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の事由により、保護者が一時的に乳児を養育するのに困難が生じた場合、短期的に乳児の養育・保護を行います。

○対象者 生後5日（体重2500g超）～1歳未満の児童

○費用（減免制度あり） 1泊2日6,000円

○利用日数 1回につき6泊7日まで 月2回以内

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延宿泊数	94泊	216泊	257泊

【予算額】 15,153千円

(5) ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織を創設し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

【ファミリー・サポート・センター活動状況】

① 平塚ファミリー・サポート・センター（品川区立家庭あんしんセンター）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員数	152人	159人	163人
依頼会員数	2,272人	2,162人	2,033人
提供兼依頼会員数	3人	5人	4人
活動件数	1,333件	1,997件	2,438件

【予算額】 12,525千円

② 大井ファミリー・サポート・センター（品川区社会福祉協議会）

区内で2か所目となるファミリー・サポート・センターを平成19年10月に開設。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員数	234人	226人	206人
依頼会員数	2,148人	2,081人	1,959人
提供兼依頼会員数	10人	11人	9人
活動件数	5,050件	3,789件	3,756件

【予算額】 18,055千円

5. ヤングケアラー支援

令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーとは「家族の介護その他日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とし、支援に努めるべき対象と定められました。令和5年に区が実施した子ども向け実態調査では、小学生7.5%、中学生5.0%、高校生5.0%の割合で「世話をしている家族がいる」ことが分かりました。

(1) SNS 相談窓口・コーディネーター配置等事業

① ヤングケアラーコーディネーターの配置

全国でも珍しい元ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、ヤングケアラーと思われる子どもの支援のつなぎの核となる役割を担うとともに、当事者の悩み相談や、関係機関への助言を行います。

② SNS を活用した相談窓口の開設

ア. ヤングケアラーサポート LINE

ヤングケアラーやその保護者からの相談が可能。元ヤングケアラーの相談スタッフとのチャットのほか、ケアの体験談やイベントのお知らせなどの情報を発信します。

イ. タブレット版ヤングケアラー相談ツール

区立学校の小中学生に貸与したタブレットから子ども家庭支援センターへ相談が可能。内容を学校と共有し、ヤングケアラーコーディネーターが面談を行います。

③ キャリア相談

高校生や若者ケアラーの進学や就職、将来についての相談への対応強化のため、キャリアコンサルタント等の有資格者が対応できる体制をつくり、LINE での相談や、Zoom 等で面談を行います。

④ ピアサポートの実施

ヤングケアラー同士が繋がり、悩みを共有し分かち合えるよう「しながわケアラズ喫茶」を年4回開催しています。

(2) 配食支援事業

ヤングケアラーが担っている食事の用意の負担軽減のため、週2日程度の家族分の夕食または昼食を無料で提供します。

	令和6年度
実施家庭数	5件

(3) 生活・学習支援事業

訪問型の学習支援を行い、ヤングケアラーや若者ケアラーへ学習の機会を提供します。また長期休暇を利用し、体験格差の解消をテーマとした体験学習を実施します。

	令和6年度
実施家庭数	4件

(4) 外国語通訳派遣事業

日本語がルーツではない家庭で通訳を担っているヤングケアラーの負担軽減のため、通訳派遣を行い、通院や手続き等に同行します。

	令和6年度
派遣件数	3件

(5) 家事育児等訪問支援事業

支援員が家庭を訪問し、ヤングケアラーが担う食事作りや掃除等の家事、家族などの世話や見守り、送迎などを支援します。

	令和6年度
派遣件数	45件

【予算額計】 43,862千円

6. 女性福祉・ひとり親家庭支援事業

(1) 女性福祉

女性是一般的な社会問題に加え、女性であるが故の多くの問題を抱えています。女性の中には急速に変化する社会、生活環境の複雑化に適応することが困難で、経済的に不安定な生活を余儀なくされている人もいます。平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成25年題名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）が施行され、夫からの暴力に悩む女性に対する相談・援助が保証され、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。また、令和6年4月1日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に基づき、切れ目のない包括的な支援の実施が求められます。

区では、生活上、社会上の悩みごとを速やかに解消し、また経済的に自立を図り社会的に安定した生活が営まれるように、次の事業を行い、女性福祉の向上と自立の促進を援助しています。

① 女性相談

女性相談支援員を設置し、次の相談等を行っています。

ア 各種相談

(ア) 生活上、職場上など人間関係の悩みごと

(イ) 職業等の経済的な悩みごと

イ 施設への入所

緊急に保護を必要とするとき、一時的な施設入所を行っています。

○女性相談の実施状況

複数の問題で相談に訪れた場合、一番大きな問題を主訴として計上しています。

相談内容 年度	人間関係				経済関係			医療・健康関係	住宅関係	職業関係	施設入所	その他	計 〔人（延）〕
	夫婦関係	親族関係その他	恋愛・男女関係	職場・近隣関係	女性福祉資金	生活困窮	借金・サラ金						
令和4年度	145	26	8	1	0	14	0	13	19	2	0	11	239
令和5年度	260	18	6	1	0	49	0	8	10	0	0	11	372
令和6年度	315	53	5	2	0	45	2	18	13	0	9	39	501

※参考

女性福祉資金

（平成30年度で募集終了・貸付決定済の継続貸付は令和2年度をもって終了、返還業務のみ）

配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的とした貸付制度

(2) 家庭福祉

家庭内で起きる様々な問題は、長期化すると困難性が増すことも考えられます。早期に相談を受け、親身になって適切な助言をすることで家庭崩壊を未然に防ぎ、家庭福祉の向上に努めます。

① 家庭相談

専門の家庭相談員が夫婦関係、離婚や相続・養育費の問題など、さまざまな家事案件について相談をお受けしています。相談日は週3日で、事前予約でお受けしています。

○家庭相談の実施状況

(延件数)

相談内容		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
人間関係	夫 婦 関 係	11	93	104	6	106	112	12	102	114
	親 子 関 係	0	2	2	0	2	2	0	6	6
	嫁しゅうとの関係	0	1	1	1	0	1	1	0	1
	同居人との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	恋愛男女関係	0	1	1	0	1	1	0	0	0
	そ の 他	1	1	2	0	0	0	0	1	1
	小 計	12	98	110	7	109	116	12	109	121
身分関係	認 知 ・ 親 権	1	32	33	4	14	18	2	5	7
	養 育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	扶 養	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	婚 姻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	離 婚	9	90	99	6	103	109	8	97	105
	相 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※1) その他	0	13	13	0	23	23	2	20	22
	小 計	10	135	145	10	140	150	12	122	134
就 職	就 職	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	内 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	1	1
経 済	家 計	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	住 宅	0	1	1	0	5	5	0	10	10
	医 療 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸 付 金 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※2) その他	12	177	189	2	179	181	2	187	195
	小 計	12	179	191	2	184	186	2	197	205
そ の 他	子供の躾と教育	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	老 後 問 題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生 活 態 度	0	0	00	0	0	0	0	0	0
	※3) その他	5	32	37	5	55	60	11	69	80
	小 計	5	34	39	5	55	60	11	69	80
合 計		39	446	485	24	488	512	43	498	541
相談実件数		16	126	142	6	121	127	13	136	149

(令和6年度の「その他」の内訳)

(※1) 子の氏の変更6. 別居13. その他3 (国際離婚2、婚氏継称後の氏変更1)

(※2) 養育費請求112. 財産分与32. 婚姻費用分担15. 慰謝料請求2. 離婚後の公的支援33. その他1 (借金整理)

(※3) 面会交流14、年金分割9、その他58（調停・ADR28、法テラス・弁護士依頼12、話し合いの方法7、子への配慮4、その他7）

② 養育費相談支援事業（令和3年度開始）

ア 養育費の取り決め支援

離婚を考えている相談者に対し、養育費の重要性を説明し、これから離れて暮らす親に対して、その責任と具体的な動機付けを行う。また、離婚後に養育費の取り決めをしていなかった場合も含め、改めて養育費を請求する場合の相談に応じ、公正証書の作成や調停およびADRの利用の手続き支援を行う。

(ア) 子どもの養育プランの作成支援

(イ) 公正証書の作成支援

公証人役場の紹介と、公正証書の作成費用の補助

(ウ) ADR（裁判外紛争解決手続き）の利用支援（令和6年度～）

ADRの利用経費の補助

イ 取り決めた養育費の確実な送金を確保するための支援

(ア) 養育費の不払いに関する相談支援

(イ) 養育費立替保証の助成

養育費の受け取りが困難になっているひとり親等が、保証会社養育費立替保証にかかる契約を締結する際に必要となる保証料を助成する。

ウ 親子交流を円滑に実施するための支援（令和6年度～）

離婚により離れて暮らす親と子どもの交流について、第三者機関の支援を介して実施する場合の費用を補助する。

（実績）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育費相談 （事前相談受付）	53件	49件	47件
公正証書作成費用助成	21件	10件	18件
保証会社保証料助成	0件	3件	0件
ADR利用経費助成	-	-	1件

【予算額】 2,074千円

（3）ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の多くは社会的、経済的に弱い立場に置かれることから、精神的にも不安定な状態を抱えながら生活せざるを得ない状況にあります。そのため、経済的な問題のほか、子どもの養育、住宅、就労等さまざまな問題が重なり、児童の健全な育成がそこなわれている場合もみられます。

このような状況に対応するため、国においては昭和28年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定し、以降法律の整備が行われ、昭和57年に「母子及び寡婦福祉法」となり母子福祉行政の一層の充実が図られるにいたりました。平成14年には父子家庭も法律の保護となる対象となり、平成26年「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律の題名改正が行われ、ひとり親家庭への支援強化をめざし、総合的な施策が規定されました。

これら法律の理念は、国・地方自治体の責任を明らかにし、すべての母子及び父子家庭には、児童がおかれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母親や父親の健康で文化的な生活とが保障されるべきことを規定しています。

区ではこの理念の具体化を図り、ひとり親家庭の福祉推進のため、次の諸施策を行っています。

① ひとり親家庭相談

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。

○母子相談の実施状況

同一人物が異なる相談事項について数回来所した時は、それぞれ計上しています。

年度	相談内容	住 宅	医 療	就 職	生 活	教 育	福 祉 資 金	母 子 ・ 女 性	父 子 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護	生 活 援 護	母 子 生 活 支 援 施 設	公 営 住 宅	休 養 ホ ー ム ひ と り 親 家 庭	そ の 他	計 (件)
令和4年度		66	0	23	31	12	120	10	5	2	14	52	0	732	0	1067	
令和5年度		47	3	32	31	7	88	9	2	0	10	50	0	873	1	1153	
令和6年度		47	1	29	38	2	67	11	0	1	5	62	0	890	0	1153	

② 母子・父子福祉資金貸付

20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

ア 貸付対象

○現に東京都内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している人

イ 償還方法

○償還期間内（資金の種類で期間が異なる）での返済

○支払いは、年賦、半年賦、月賦での口座振替もしくは納付書払い

ウ 違約金

○指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算した元利金につき年3.0%の違約金が徴収されます。

○母子・父子福祉資金の種類と貸付状況

(令和7年4月1日現在)

資金の種類		貸付件数		
資金の名称	貸付金の内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	1件		
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金			
技能習得資金	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	1件	1件	2件

修業資金		児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）			
就職支度資金		就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金			
医療介護資金	医療分	母、父又は児童が、医療を受けるために必要な資金（ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）			
	介護分	母又は父が、介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金（ただし、介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）			
生活資金	技能習得期間中	技能習得期間中（貸付期間5年以内）の生活を維持するために必要な資金	3件		1件
	医療介護期間中	医療又は介護を受けている期間中（ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）の生活を維持するために必要な資金			
	生活安定貸付	母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間3か月以内）			
	失業期間中	失業している期間中の生活を維持するために必要な資金（ただし、離職した日の翌日から1年以内）			
住宅資金		自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修（構造部分の修繕）又は保全に必要な資金			
転宅資金		転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金（貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合）	4件	1件	2件
結婚資金		児童又は子の婚姻に際し必要な資金			
修学資金		児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、教科書代など）	34件	24件	25件
就学支度資金		児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	8件	3件	3件
		児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金（入学金、制服代など）※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。			
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金			
総計		(貸付件数)	51件	29件	33件
		(貸付総額)	36,846千円	22,743千円	27,083千円

③ 品川区ひまわり荘（母子生活支援施設）

ア 目的

「品川区ひまわり荘」は児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。

これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。

イ 事業内容

- (ア) 家事、家計管理、育児保健など日常生活上の相談にのり、必要に応じて手伝う。
- (イ) 就労に関する援助をし、経済的安定の支援をする。
- (ウ) 学習・文化的活動として料理教室、各種講習会を開催する。
- (エ) 退所にそなえ、都営住宅募集紹介等援助する。

○ 入所状況（令和7年4月1日現在）

9世帯19人が入所しています。

a. 母子世帯となった原因

原 因	死 別	離 別	遺 棄	未 婚	その他
世帯数	2	1	0	4	2

注：入所時とは状況が変化しています。

b. 在所期間

期 間	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上
世帯数	5	2	2	0	0	0

c. 母親の職業

職 業	常 勤			パート					無 職
	営 業	事 務	その他	事 務	調 理	接 客	自 営	その他	
人 数	1	0	0	1	0	3	0	2	2

d. 母親の年齢構成

年 齢	～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
人 数	0	1	5	3	0

e. 階層区分

階層区分	利用料	世帯数	人員
生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0	8	17
住民税均等割のみ世帯	2,200	0	0
住民税所得割（～9,000円）世帯	3,300	0	0
住民税所得割（9,001～27,000円）世帯	4,500	0	0
住民税所得割（27,001～57,000円）世帯	6,700	1	2
住民税所得割（57,001～93,000円）世帯	9,300	0	0
住民税所得割（93,001～177,300円）世帯	14,500	0	0
合 計		9	19

f. 児童の状況

年 齢	人 員
0 歳～2 歳	3
3 歳～5 歳	2
小 1～小 3	3
小 4～小 6	1
中 1～中 3	1
高 1～高 3	0
その他	0
合 計	10

g. 退所の要因（世帯）

事由 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
結 婚	0	0	0
復 縁	0	0	0
実 家 に 同 居	0	0	0
公 営 住 宅 入 居	2	1	3
民間アパート入居 および住み込み	3	2	2
そ の 他	0	4	4
合 計	5	7	5

【予算額】121,774千円

(4) ひとり親家庭支援事業

① ひとり親家庭休養ホーム事業

母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。平成25年度より、年度内宿泊1泊、日帰り1回、または日帰り2回の利用になります。

○ひとり親家庭休養ホームの利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人員	1,238人	1,452人	1,519人

○指定施設一覧

(令和7年4月1日現在)

宿泊施設	〒	所在地
国民宿舎 伊豆熱川荘	413-0302	静岡県加茂郡東伊豆町奈良本969-1
国民宿舎 両神荘	368-0202	埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森707
鴨川シーワールドホテル	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
区民保養所 品川荘	414-0038	静岡県伊東市広野1-3-17

日帰り施設	〒	所在地
東京サマーランド	197-0832	東京都あきる野市上代継白岩600
サンリオピューロランド	206-8588	東京都多摩市落合1-31
東京ディズニーランド・東京ディズニーシー	279-8512	千葉県浦安市舞浜1-1
よみうりランド	206-8725	東京都稲城市矢野口4015-1
キッザニア東京	135-8614	東京都江東区豊洲2-4-9

【予算額】4,822千円

② ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。令和元年度は、通年コース（小学校5年生～6年生10人、中学生・高校生30人）、夏期・冬期集中コース（中学生・高校生30人）を実施します。

○対象者 ひとり親家庭の児童

○実施期間 通年コース毎週土曜日午後 夏期・冬期集中コース(全10回)

○実施内容 大学生や社会人のボランティアによる個別学習支援、進路相談

※今年度より、学習支援の利用者に対し、昼食提供を行う。

	令和4年度						
	(通年実施20日間)				(夏期休業期間のみ10日間)		
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	7人	10人	5人	22人	21人	4人	25人
延人数	99人	105人	54人	258人	70人	16人	86人

	令和5年度						
	(通年実施20日間)				(夏期休業期間のみ10日間)		
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	6人	8人	6人	20人	8人	6人	14人
延人数	93人	88人	57人	238人	37人	24人	61人

	令和6年度						
	(通年実施20日間)				(夏期休業期間のみ10日間)		
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	8人	11人	1人	20人	11人	2人	13人
延人数	227人	252人	29人	508人	66人	13人	79人

【予算額】 5,685千円

③ 親子体験事業

しながわCSR推進協議会参加企業で丸亀製麺を全国展開する㈱トリドールの社会貢献運動「働くママの応援活動」との連携事業としてひとり親家庭を対象に実施します。親子のふれあいと親自身のリフレッシュにつながる機会として継続していきます。

実施状況

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
実施回数						
開催日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止		新型コロナウイルス感染症対策のため中止		調理を伴う事業 感染症対策で見送り	

【予算額】 150千円

④ ひとり親家庭一時介護事業

母子家庭や父子家庭が、一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。

ア 1回2時間以上8時間以内、1日2回まで。年度内40時間以内

イ 介護内容は、掃除・洗濯・買物・育児など日常生活の世話

ウ 介護人は、公益社団法人品川区シルバー人材センターおよび品川区ひとり親家庭福祉協議会に委託しています。

介護人派遣の実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣件数	4件	5件	2件
派遣延日数	64日	47日	35日
派遣延時間数	146時間	103時間	71時間

【予算額】 258千円

⑤ ひとり親家庭住宅入居支援事業

ア 目 的

18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅に入居しやすくする支援を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すと共に生活の安定を図っていきます。

イ 内 容

品川区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯で、民間賃貸住宅の入居にあたり、連帯保証人が立てられない場合、賃貸借契約の保証委託契約を締結する際の初回保証委託料を助成します。

併せて、住宅を探すにあたっての個別相談会の開催や、必要に応じて一時介護事業による育児支援も行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定件数	12件	6件	8件
支給件数	11件	7件	7件
住宅相談会	新型コロナウイルス感染症対策により未開催	新型コロナウイルス感染症対策により未開催	新型コロナウイルス感染症対策により未開催

※住宅相談会は、住宅課の取り組み等をふまえ、令和6年度で終了。

【予算額】1,050千円

⑥ ひとり親家庭自立促進事業

ア 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額（12,001円以上20万円以下）を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座指定件数	4	5	4
支給件数	4	1	3

【予算額】480千円

イ 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の受給者または所得水準を超えて1年以内の者で就業と修業の両立が難しい母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関（6月以上）に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。

高等職業訓練促進給付金は、非課税世帯は月額10万円、課税世帯は月額7万5千円の支給となります。さらに、養成機関修了後に高等職業訓練修了支援給付金を非課税・課税世帯に応じて5万円あるいは2万5千円支給します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訓練促進給付金	1	6	11
修了支援給付金	0	1	3

【予算額】7,730千円

ウ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計
相談者総数(延べ) ※()内は電話相談 (再掲)	165 (66)	5 (0)	170 (66)	185 (61)	25 (2)	210 (63)	168 (42)	0 (0)	168 (42)
自立支援プログラム 策定件数	11	1	12	16	1	17	16	0	16
就職件数	9	0	9	13	1	14	11	0	11
職業訓練 受講支援件数	0	0	0	3	0	3	3	0	3

【予算額】 55千円

⑦ ひとり親家庭体験格差改善事業【新規】

ひとり親家庭のために、夏休み等の機械を利用して、アクティビティ予約サイトを活用した様々な体験メニューを用意し、無償で親子が体験事業を利用できる機会をつくり楽しんでもらうことで、ひとり親家庭の子どもたちの心身の健全な発達と保護者の子育てに対する負担軽減を図る。

【予算額】 10,773千円

(5) 入院助産

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設（病院等）において分娩の介助や看護を受けられるよう支援を行っています。

住民税所得割額が19,000円以下の世帯を対象としています。（ただし、健康保険等から支給される出産育児一時金が488,000円以上の場合は対象外。）

○入院助産の実施状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 施 件 数		1 件	5 件	3 件
助産施設	都 立 病 院	0 件	0 件	0 件
	私 立 病 院	1 件	5 件	3 件
	国 立 病 院	0 件	0 件	0 件
	助 産 所	0 件	0 件	0 件

【予算額】 3,846千円

Ⅲ 子育て応援課

1. 児童の各種手当

(1) 児童手当

① 目 的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的としています。

② 支給対象

養育者の住所が区内にあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している世帯に支給します。

③ 手当額 (児童1人につき月額)

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～高校生年代 第1・2子	10,000円
第3子以降	30,000円

④ 支給方法

偶数月に各前月までの2ヵ月分をまとめて申請者の金融機関の口座に振り込みます。

⑤ 公務員の支給

公務員については、受給者が勤務する所属庁から支給されます。

⑥ 対象児童数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数	34,799人	32,847人	49,469人
支 給 額	4,493,870,000円	4,035,150,000円	5,063,230,000円

⑦ 施設に入所している児童

里親もしくは小規模住居型児童養育事業者に委託、または児童福祉法に基づく児童福祉施設等に入所している児童、また指定発達支援医療機関に長期入院している児童（児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る）の児童手当は施設設置者に支給します。（里子：10人 施設入所者：37人）

⑧ 費用負担区分

給付費の国・都道府県・市町村の費用負担割合内訳

区 分		支援納付金	事業主	国	都	区	合計
0 歳～3 歳未満	非被用者	9/15		4/15	1/15	1/15	15/15
	被用者	3/5	2/5				5/5
3 歳以上～		3/9		4/9	1/9	1/9	9/9

⑨ 国外居住・在留資格

日本国内に住所を有しない児童、外国籍で在留資格のない養育者および児童の場合は、支給対象にはなりません。ただし、留学を目的とし国外居住しているとして認定された場合は支給対象になります。（留学の要件基準あり）（世帯数：1 世帯 児童数：1 人）

【予算額】 扶助費 10,344,400 千円

【根 拠】 児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則

（２）児童育成手当・障害手当

① 目 的

区の制度で、児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 支給対象

区内に児童を養育している方の住所があり、以下に該当する児童の保護者に支給します。

ア．育成手当

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- （ア）父母が離婚した児童
- （イ）父または母が死亡・生死不明の児童
- （ウ）父または母に引き続いて1年以上遺棄されている児童
- （エ）母が婚姻によらないで生まれた児童
- （オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- （カ）父または母に重度の障害のある児童
- （キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

イ．障害手当

以下の障害のある20歳未満の児童を養育している世帯に支給します。

- （ア）中度以上の知的障害（愛の手帳1～3度程度）
- （イ）身体障害手帳1～2級程度
- （ウ）脳性麻痺、または進行性筋萎縮症

③ 手当額

ア. 育成手当 児童1人につき月額 13,500円

イ. 障害手当 児童1人につき月額 15,500円

④ 所得制限限度額表（令和7年4月1日現在）

申請者の前年（1～5月までの月分の手当については前々年）の所得が扶養親族等の数に応じて、下表の限度額未満の場合に支給します。

扶養親族の数	所 得 額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
1人増すごとに	380,000円加算

※ 扶養親族数には年少扶養も含まれます。

⑤ 支給方法

2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを申請者の金融機関の口座に振り込みます。

⑥ 受給者数および支給額

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
育成手当	1,960人	1,922人	1,889人
障害手当	159人	161人	155人
合計受給者数	2,119人	2,083人	2,044人
支給額	487,333,000円	476,838,500円	473,402,500円

【予算額】 扶助費 507,000千円

【根 拠】 品川区児童育成手当条例、品川区児童育成手当条例施行規則

（3）児童扶養手当

① 目 的

国の制度で、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 支給対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害のある児童を含む。）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

（ア） 父母が離婚した児童

（イ） 父または母が死亡・生死不明の児童

（ウ） 父または母に引き続いて1年以上遺棄されている児童

（エ） 母が婚姻によらないで生まれた児童

- (オ) 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- (カ) 父または母に重度の障害のある児童
- (キ) 父または母が裁判所から DV の被害による保護命令を受けた児童

③ 手当額

申請者の所得が下表の所得制限未満の場合、所得により10円刻みで支給額が決まります。

令和 7 年 4 月分以降 月額46,690円～11,010円

児童 2 人目以降 1 人増すごとに

令和 7 年 4 月分以降 月額11,030円～5,520円加算

④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年（1～10月までの月分の手当については前々年）の所得が扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。

また、申請者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けているときは、支給対象にならない場合があります。

児童扶養手当所得限度額表

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

扶養親族等の数	申 請 者 本 人		配偶者・ 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1 人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2 人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3 人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
1 人増すごとに	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

※ 扶養親族数には年少扶養も含まれます。

⑤ 支給方法

奇数月の10日以降に振込月の前月分までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

⑥ 受給者数および支給額

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給対象者	1,273人	1,239人	1,265人
支 給 額	623,907,400円	615,228,930円	629,432,020円

【予算額】 扶助費 739,954千円

【根 拠】 児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則

(4) 特別児童扶養手当

① 目 的

国の制度で、障害のある児童を監護または養育する方に手当を支給し、その児童の生活向上に役立てることを目的としています。

② 支給対象

区内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を監護、養育している場合に支給されます。

(ア) 愛の手帳1～3度程度（精神障害含む）

(イ) 身体障害手帳1～3級程度（内部障害含む）

下肢4級の一部

③ 手当額

令和7年4月分以降

重度（1級） 月額 56,800円

中度（2級） 月額 37,830円

④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年（1～7月までの月分の手当については前々年）の所得が、扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給されます。

特別児童扶養手当所得限度額表

（令和7年4月1日現在）

扶養親族等の数	申 請 者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以後1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

⑤ 支給方法

受給者が指定する金融機関口座へ振り込まれます。

⑥ 支払期

原則として4月、8月、12月と定められています。ただし、12月期については、11月に支払われます。

支払期	支払月分	支払月
12月期	8月～11月	11月
4月期	12月～3月	4月
8月期	4月～7月	8月

⑦ 受給児童数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重 度	124人	127人	134人
中 度	96人	96人	98人
受給児童数	220人	223人	232人

※区は申請受付、通知の発送等を行っており、手当の審査・認定は東京都、支払事務は国が行っています。

【根 拠】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

（５）実質ひとり親家庭への給付事業（令和７年度新規）

① 目 的

離婚調停中の実質ひとり親家庭は、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができないため、条件を満たす申請者に区独自の給付金を支給します。

② 支給対象

以下の要件をすべて満たす方

【申請対象者】

- ・支給対象児童を扶養する離婚調停中の父母
- ・品川区に住所を有する
- ・申請者および扶養義務者の所得が所得制限額内

※配偶者、実父母、養父母のいずれかと同居している場合、児童扶養手当認定中の方などは対象外です。

【支給対象児童】

- ・出生から18歳に達した日以後の最初の３月31日まで
- ・日本国内に住所を有する

③ 給付額・予算額

対象児童１人につき100,000円

【予算額】 扶助費 3,000千円

④ 所得制限

児童扶養手当の所得制限額と同じ基準となります。

⑤ 支給方法

随時、申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

2. 医療費助成事業

(1) 15歳までの子どもの医療費助成

① 目的

子どもの保険診療による医療費を助成することにより、子どもの健全育成および保健の向上を図り、子育て支援に寄与することを目的としています。

② 対象者

- ア. 区内に住所がある15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方
イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- (ア) 生活保護を受給しているとき
(イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設を除く）
(ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

③ 医療証交付件数・受診件数および助成額

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	49,426件	49,108件	49,214件
受診件数	828,620件	967,534件	962,285件
医療助成額	1,795,146,462円	2,102,073,107円	2,039,689,913円

【予算額】 扶助費 2,164,300千円（高校生等の入院医療費助成：2,400千円を含む）

【根拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例
品川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(2) 高校生等医療費助成（令和5年度開始）

① 目的

高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図ることを目的としています。

② 対象者

- ア. 区内に住所がある15歳到達後の最初の4月1日～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
の子どもを養育している方（※在学要件なし）
イ. 子どもが国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- (ア) 生活保護を受給しているとき
(イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設を除く）
(ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

③ 医療証交付件数・受診件数および助成額

	令和5年度	令和6年度
交付件数	7,617件	8,002件
受診件数	81,176件	110,457件
医療助成額	219,607,139円	305,216,112円

【予算額】 扶助費 308,164千円

【根拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例

品川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

参考 高校生等の入院医療費助成（令和4年度まで）

① 対象者

- ア．区内に住所がある高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）を養育している方
- イ．国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

② 助成範囲

対象となる子どもが平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた、保険適用の入院診療費の自己負担分および入院時の食事療養標準負担額を助成します。

③ 助成方法

窓口で申請を受け付け（領収日の翌日から起算して5年以内）、指定された保護者の金融機関口座へ振り込みます。申請の受付は、令和10年3月31日までです。

④ 申請件数および助成額

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	68件	31件	3件
医療助成額	5,420,839円	2,314,379円	179,236円

（3）ひとり親家庭医療費助成

① 目的

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

② 対象者

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に、父・母または養育者および児童の保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。

（ア）父母が離婚した児童

（イ）父または母が死亡・生死不明の児童

（ウ）父または母に一年以上続いて遺棄されている児童

（エ）父または母が法令により一年以上拘禁されている児童

（オ）母が婚姻によらないで生まれた児童

- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
 - (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童
 - (ク) その他、前各号に準ずる状態にある児童で、規則で定める者
- ただし、次に該当する場合は対象外となります。
- (ア) 生活保護を受給しているとき
 - (イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設を除く）
 - (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

③ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前々年の所得が扶養親族の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に医療費助成の対象となります。

ひとり親家庭等医療費助成所得限度額表（令和7年4月1日現在）		
扶養親族等の数	申請者本人	申請者本人と生計を共にする扶養義務者
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
以後扶養人数一人増すごとに38万円加算		

④ 助成範囲

健康保険法の規定により一部の自己負担（1割負担）により受診できます。ただし、受給者および扶養義務者の前々年の特別区民税・都民税が非課税の場合は、一部自己負担はありません。

⑤ 助成方法

都内の医療機関では、健康保険証と区の発行したひとり親家庭等医療証を提示することにより、医療費の一部自己負担もしくは全額を支払わずに受診できます。ただし、契約外および都外の医療機関で受診した場合は、直接所管課に申請をすることで助成が受けられます。

⑥ 助成状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給世帯	1,321世帯	1,286世帯	1,308世帯
対象者数	1,808人	1,295人	1,310人
診療件数	28,538件	25,897件	25,567件
支給額	74,657,519円	67,509,141円	67,278,417円

【予算額】 扶助費 80,564千円

【根拠】 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

3. 高校生奨学金事業

【目的および対象】

修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としています。

対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学中の方または入学を許可された方とその保護者です。（大学生は対象外）

（1）貸付資金と貸付金額

①在学応援資金（平成30年度開始）

修学や修学に付随する費用で、内容がその子の将来目標を達成するために必要と認められる資金を、在学する本人（子ども）に貸し付けます。

なお、要件により貸付額の全額または一部の返還を免除する制度があります。

貸付金額 在学期間中 600,000 円（上限）

※1年あたり 300,000 円（上限・必要額の範囲で貸付・単年度申請）

【実績】

在学応援資金貸付者

（令和7年3月31日現在）

	公 立	私 立	合 計
令和4年度生	9 人	17 人	26 人
令和5年度生	6 人	17 人	23 人
令和6年度生	15 人	20 人	35 人
合 計	30 人	54 人	84 人

②入学準備金

入学に必要な費用を、入学を予定している子の保護者に貸し付けます。

貸付金額 平成30年度入学生まで （公立）70,000 円（私立）200,000 円

平成31年度入学生から 400,000 円（上限・必要額の範囲で貸付）

【実績】

入学準備金貸付者

（令和7年3月31日現在）

	公 立	私 立	合 計
令和5年度入学生の保護者	1 人	0 人	1 人
令和6年度入学生の保護者	1 人	4 人	5 人
令和7年度入学生の保護者	1 人	1 人	2 人
合 計	3 人	5 人	8 人

※参考

在学資金（旧制度、平成 29 年度をもって募集終了・返還業務のみ）

貸付金額（月額） 公立 0 円、私立 15,000 円

※就学支援金の支給期間中貸付額の調整有

※「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正があった場合、年度単位で変更になることがあります。

※貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限

（２）貸付予定者数

在学応援資金 32 人（2 回募集）

入学準備金 5 人

（３）返還期間

在学応援資金 卒業年度から 1 年間の据え置き後、15 年以内

入学準備金 貸付後、入学年度を含めて 3 年以内

在学資金 貸付終了年度から 1 年間の据え置き後、15 年以内

【実績】

年度別実績

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
貸付決定金額	7,040 千円	7,800 千円	10,440 千円
返還予定額	42,506 千円	35,989 千円	27,379 千円
返還収入額	18,554 千円	14,852 千円	11,383 千円
返還率	43.65%	41.27%	41.58%
返還中人数※	281 人	220 人	154 人

※返還中人数は各年度 3 月 31 日現在の人数

【予算額】 15,732 千円 ※奨学金貸付基金 41,353,300 円（令和 7 年 3 月 31 日現在）

【根拠】

品川区奨学金貸付条例

品川区奨学金貸付条例施行規則

品川区子どもの未来応援基金条例

品川区奨学金運営委員会条例

4. 大学生奨学金事業（令和7年度新規）

【目的】

大学進学の際、保護者に一定の所得があっても学費が高額な医学部や理系学部などでは進学を諦めざるを得ない場合があります。保護者の経済状況にかかわらず、希望する子どもが大学に進学できるよう所得制限のない給付型奨学金を創設し、将来品川区で活躍する人材の育成を図ることを目的としています。

（1）対象者

- ①申込対象者：高等学校卒業見込者等で、対象学部の大学入学を予定する品川区在住者
対象学部：医療系（医学・歯学・薬学・看護学）、理工農系（理学・工学・農学）
所得制限：なし
- ②給付対象者：①のうち、区の審査を経て、大学に進学することが確定した者

（2）補助額等

- ①金額：1人あたり年間540,000円
- ②期間：在学する大学の正規の履修年限（在学状況等を確認）

（3）補助予定者数

100人（補助対象者は翌年度以降も更新予定）

（4）スケジュール（予定）

令和7年	8月～9月	事業周知開始・募集期間
	10月	1次審査（書類審査）
	12月	2次審査（面接）
令和8年	1月	給付型大学奨学金運営委員会
	2月	奨学生の決定・通知
	3月	入学確認事務・奨学金支払

【予算額】56,770千円

5. 子どもの食の支援事業

生まれ育った環境や親の経済状況が、世代を超えて子どもの将来へ連鎖することがないように、地域や企業と連携し、子どもの食の支援を通じて、子どもの貧困や環境格差改善を図ります。

(1) 子ども食堂支援

① 目的

地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂運営者等の情報交換・共有のためのネットワークを支援し、また、食材等の受付、情報提供、搬送等を行うネットワークを構築することで、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを図ります。

② 実施状況

ア 子ども食堂推進事業

子ども食堂の運営者等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組みについて、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するため、当該取組みを行う運営者に対し補助金を交付します。

補助金額 一か所あたり 170 万円（上限）

※子ども食堂開催経費 48 万円、配食および宅食（フードパントリー）経費 72 万円、子ども食堂の立ち上げ・拡充のための施設整備費 50 万円の合計額

実施内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請食堂数	16 件	21 件	20 件
交付額	7,566 千円	9,906 千円	13,275 千円

イ 子ども食堂ネットワーク支援

ボランティア支援や企業寄付品の受け入れ等の実績のある品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設立し、次のような取り組みを実施しています。

【実施内容等】 子ども食堂数 38 か所、ネットワーク会員数 272 名（令和7年3月31日現在）

・子ども食堂の開設・運営支援	・子ども食堂フォーラム開催（6月下旬）	・会員の募集
・子ども食堂マップの作成	・子ども食堂ネットワーク会議開催（年2回）	
・寄付受け入れ、子ども食堂への配布	・研修等の開催、ボランティア希望者とのマッチング	

【支出実績および内訳】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交流会等経費	1,315,340 円	1,426,705 円	1,359,840 円
子ども食堂ネットワーク運営経費	985,776 円	1,018,006 円	961,906 円
コーディネート経費	8,729,600 円	8,804,000 円	12,200,800 円
ストックヤード管理費	1,776,000 円	1,826,000 円	2,050,410 円
フードパントリー支援	57,600 円	4,800,000 円※	350,000 円
合計	12,864,316 円	17,874,711 円※	16,922,956 円

※令和5年度のみフードパントリー支援商品券購入代 4,320,000 円を含む。

【予算額】 33,684 千円

(2) 子どもの食の支援（ガバメントクラウドファンディングの活用）

① 目的

ふるさと納税寄附金（ガバメントクラウドファンディング（G C F））を活用して、ひとり親家庭等へ食の支援（食品配送）を行い、就労、学習、住宅入居支援等の情報発信の機会にします。また、地域の子どもの居場所となる子ども食堂への継続支援を実施します。

寄附金活用によって、資金調達するとともに、地域の理解を深め、企業参加を促しています。

② 実施状況

ア ガバメントクラウドファンディング（G C F）

実 施 内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施時期	目 標 額	5,000 千円	5,000 千円	7,000 千円
9月上旬～12月末日	寄 付 額	11,141 千円	20,595 千円	16,117 千円
※R6は8月上旬～	達 成 率	222.8%	411.9%	230.2%
	寄付者数	296 件	291 件	269 件

イ G C Fを活用した事業

実 施 内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども食堂 継続支援	子ども応援基金助成	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
	子ども食堂のフード パントリー活動支援	—	—	3,500,000 円
しあわせ 食卓事業	第1回企業寄付品配送	276,731 円 8月／417世帯	303,000 円 8月／505世帯	410,468 円 12月／494世帯
	第2回企業寄付品配送	5,072,000 円 (全額現金寄附) 10月／420世帯	339,960 円 11月／510世帯	320,400 円 12月／484世帯
	第3回企業寄付品配送	226,320 円 1月／410世帯	382,716 円 12月／510世帯	—
	第4回企業寄付品配送	274,600 円 2月／410世帯	295,200 円 3月／492世帯	—
	第1回G C F 食品配送	6,260,000 円 3月／515世帯	3,292,000 円 6月／516世帯	6,281,500 円 6月／506世帯
	第2回G C F 食品配送	—	6,111,875 円 2月／505世帯	6,281,500 円 9月／506世帯
	第3回G C F 食品配送	—	—	5,818,382 円 3月／555世帯
	ひとり親家庭等 つなぐ支援事業	500,500 円 29世帯	299,250 円 21世帯	299,750 円 25世帯

【予算額】 11,403 千円

(3) 子育て世帯へのお米支援プロジェクト（令和6年度新規／令和7年度対象拡充）

① 目的

食の支援を希望する世帯にお米を配付することにより、学校給食のない夏休み期間中における子どもの食を支援します。さらに、各児童センターを通じて配付することにより、子どもへの声掛けや目視を行い、必要な支援に繋がります。

② 対象

小学1年生～高校3年生年齢の子どもがいる世帯（子ども1人あたり2kgを配付）

③ 実施状況

	令和6年度
対象人数	28,365件
申込数	10,830件
申込率	38.2%

※令和6年度の対象は小学1年生～中学3年生

【予算額】 25,732 千円

(4) 子ども食堂での朝食支援（令和7年度新規）

① 目的

子どもの環境格差改善を目的として、子ども食堂での朝食支援活動を支援する団体に対して、その経費の一部を区が補助します。子ども食堂開催時に、子どもに直接翌朝食べる朝食を配付することで、朝食習慣の意識付けも行います。

② 対象

区内子ども食堂（令和7年3月31日時点38か所）で実施する子どもの朝食支援活動を支援する団体

補助率：補助対象経費の2/3 ※一団体あたり500万円（上限）

③ 実施想定（見込み）

	令和7年度
申請団体数	2団体
朝食支援	子ども食堂数 20か所程度
	配付数(1か所) 60人×12月

【予算額】 5,220 千円

6. 子育て世帯に対する生活支援特別給付金

(令和6～7年度)

【目 的】

エネルギー・食料品等の物価高騰による家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、臨時的な措置として給付金を支給します。

【令和6～7年度実施の給付金一覧】

区分	国基準			区独自	
名称	住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金（こども加算分）				ひとり親世帯臨時特別給付金
	令和5年度から繰越分	新たに非課税、均等割のみ課税世帯	令和6年度住民税非課税世帯	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯	
対象	住民税非課税世帯等物価高騰対策追加給付金の受給者で、対象児童を扶養する者	令和6年6月3日時点で品川区に住民登録があり、新たに令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯のうち、対象児童を扶養する者	令和6年12月13日時点で品川区に住民登録があり、令和6年度の住民税が非課税世帯のうち、対象児童を扶養する者	令和6年12月13日時点で品川区に住民登録があり、令和6年度の住民税が均等割のみ課税世帯のうち、対象児童を扶養する者	令和7年1月1日時点で品川区に住民登録があり、ひとり親として下記対象児童を監護・養育している者（令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金（こども加算分）の対象者を除く）
	【対象児童】 (1) 令和5年12月1日（基準日）時点で品川区に住民登録があり、支給対象者と同じ世帯に属する平成17年4月2日以降に生まれた児童 (2) 基準日時点で別世帯だが支給対象者に扶養されている平成17年4月2日以降に生まれた児童 (3) 令和5年12月2日から令和6年3月31日に生まれ、出生時点で支給対象者に扶養されている児童	【対象児童】 (1) 令和6年6月3日（基準日）時点で品川区に住民登録があり、支給対象者と同じ世帯に属する平成18年4月2日以降に生まれた児童 (2) 基準日時点で別世帯だが支給対象者に扶養されている平成18年4月2日以降に生まれた児童 (3) 令和6年6月4日から令和6年9月30日に生まれ、出生時点で支給対象者に扶養されている児童	【対象児童】 (1) 令和6年12月13日（基準日）時点で品川区に住民登録があり、支給対象者と同じ世帯に属する平成18年4月2日以降に生まれた児童 (2) 基準日時点で別世帯だが支給対象者に扶養されていると認められる平成18年4月2日以降に生まれた児童 (3) 令和6年12月14日から令和7年3月31日に生まれ、出生時点で支給対象者に扶養されている児童	【対象児童】 (1) 令和6年12月13日（基準日）時点で品川区に住民登録があり、支給対象者と同じ世帯に属する平成18年4月2日以降に生まれた児童 (2) 基準日時点で別世帯だが支給対象者に扶養されていると認められる平成18年4月2日以降に生まれた児童 (3) 令和6年12月14日から令和7年3月31日に生まれ、出生時点で支給対象者に扶養されている児童	【対象児童】 平成18年4月2日（特別児童扶養手当対象児童は平成17年1月2日）から令和7年1月1日までの間に出生した児童で日本国内に住所を有する者
支給時期	令和6年4月～令和6年7月	令和6年9月～令和6年12月	令和7年3月～令和7年6月	令和7年3月～令和7年6月	令和7年3月～令和7年6月
支給額	児童1人につき5万円		児童1人につき2万円		
支給件数	784人 (527世帯)	948人 (624世帯)	2,829人 (1,831世帯)	332人 (229世帯)	2,168人 (1,641世帯)
支給額	39,200千円	47,400千円	56,580千円	6,640千円	43,360千円
繰越明許	—	—	14,000千円 (R7年度～繰越)	1,800千円 (R7年度～繰越)	10,800千円 (R7年度～繰越)

Ⅳ. 保育入園調整課

1. 保育園等の利用認定

小学校就学前に保育園等を利用する場合には、利用のための認定を受ける必要があります。

（１）認定の種類

認定の種類は、大きく分けて利用希望施設と年齢によって区分されています。

なお、下記に含まれない認証保育所、認可外保育施設のみを利用希望の場合は、認定申請の必要はありません。

利用希望施設	要件	認定	年齢	区分
幼稚園 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業	<u>保育が必要な事由</u> に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間	満3歳以上	2号認定
		保育短時間	満3歳未満	3号認定

（２）認定の内容

① 認定区分

保育園等を利用希望（もしくは利用中）の場合、年齢に応じて3歳以上を2号認定、3歳未満を3号認定としています。

② 保育の必要性の事由、保育必要量および有効期間

保育の必要性の事由に応じて、保育必要量・有効期間が決まります。

保育が必要な事由	保育必要量	有効期間
就労／介護・看護・付添・就学	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害		
妊娠・出産		出産（予定）月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	利用希望月から2ヶ月間
育児休業		保護者の育児休業が終了する月の末日まで

③ 保育必要量

保育を必要とする時間に応じて、保育標準時間（１日８時間超）と保育短時間（１日８時間以下）に区分けされています。

区分	保育標準時間	保育短時間
保育必要量	保育を必要とする時間が、１日８時間を超える場合	保育を必要とする時間が、１日８時間以内の場合
保育利用時間	保育園等の基本開所時間（７時３０分～１８時３０分）のうち、最大１１時間	保育園等の基本開所時間（７時３０分～１８時３０分）のうち、８時間以内

（３）年齢別認定数

令和７年４月１日現在

認定区分		令和５年度	令和６年度	令和７年度
１号認定	３歳児	４１人	６２人	１０１人
	４歳児	２６６人	２７６人	２８１人
	５歳児	３２５人	３４２人	３５０人
	計	６３２人	６８０人	７３２人
２号認定	３歳児	２,５３９人	２,３９１人	２,３５１人
	４歳児	２,５０２人	２,４７７人	２,３７６人
	５歳児	２,３６１人	２,５２９人	２,５２４人
	計	７,４０２人	７,３９７人	７,２５１人
３号認定	０歳児	１,１４５人	９９０人	９０６人
	１歳児	２,６５０人	２,６７７人	２,５０１人
	２歳児	２,８８５人	２,８２３人	３,０５６人
	計	６,６８０人	６,４９０人	６,４６３人
総 計		１４,７１４ 人	１４,５６７ 人	１４,４４６ 人

2. 認可保育園等の対象者と入園事務

(1) 対象者

【保育園】

保育園は、保護者が就労や疾病などの理由で、お子さんの保育を必要とする場合に利用できる施設です。利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、お子さんの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

- ① 月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること
- ② 妊娠中または出産後（入園希望月前後2ヶ月の間に出産予定がある、または出産した場合）
- ③ 疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族（対象児童の祖父母や兄弟姉妹等）を介護または看護していること
- ⑤ 災害の復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦ 学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧ 児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

要件により、保育園に通園できる期間が異なりますが、最長で小学校就学前までになります。

【家庭的保育事業および小規模保育事業】

保育園の入園要件（P85）を満たし、品川区に住民登録のある生後57日から2歳児クラスまでの利用希望者です。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。（標準時間認定の方は、家庭的保育事業の申請はできません。）

※地域型保育事業では、運営上、特別な配慮が必要なお子さんの保育ができない場合があります。

【幼稚園】

品川区に住民登録のある満4歳から小学校就学の始期に達するまでの利用希望者です。

※原則、保護者が幼児を幼稚園に徒歩で送迎となります。

(2) 入園事務

区では、子ども未来部保育入園調整課入園相談担当が保育園の入園相談事務、地域型保育事業の利用申請受付等の相談窓口となっています。

① 入園の申請

入園の申請は、年間を通して、入園相談担当で受け付けています。

入園相談担当では、保育園の入園可能数を超える入園申請があった場合、入園審査会を開催し選考を実施し、申請の順序等に関係なく利用調整基準に沿って、保育を必要とする程度の高い児童から順次入園可能数に達するまで入園を決定しています。なお、3月入園は育児休業明け入園予約制度での受付のみとなっています。

状況によって当該月に入園ができない場合は、申請者の利便性を考え、当該年度2月入園までは引き続き入園審査の対象としています。

② 育児休業明け入園予約制度

区内に居住する保護者で育児・介護休業法等による育児休業を1歳の誕生日の前日以降まで取得して職場復帰する場合に、復帰月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。

【対 象】

出生時から継続して区民であり、かつ保護者が申請児童の1歳の誕生日前日以降まで、育児・介護休業法による育児休業を取得し職場復帰をする対象の児童。0歳児クラス、1歳児クラスが対象になります。

【対象保育園および受け入れ予定数】

区立保育園で、年間117人の予定。

【申請方法・選考】

出生月の翌月末までに入園相談担当に申請し、受入れ予定数を超える申請があった場合は選考を行います。

③ 短時間就労対応型保育室

都市部の多様な就労形態に対応し、短時間就労者の保育需要に限定した保育枠を設定します。

【実施園】 伊藤、荏原、北品川第二、二葉つぼみ、南大井の各公立保育園 各10名程度

【対 象】 4月1日現在1歳から3歳まで（区内在住者）で、保護者がパート・自営業者など短時間の保育が継続的に必要な方

【実施時間】 午前9時から午後5時までの8時間以内

（3）入園実績と園別在園状況

保育園における保育の実施状況

令和7年4月1日現在

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(a)児 童 数	19,658人	18,882人	18,214人
(b)在 籍 数	10,694人	10,730人	10,559人
入園率(b)/(a)	54.4%	56.8%	58.0%

地域型保育事業における保育の実施状況

令和7年4月1日現在

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(a)児童数(0～2歳)	9,600人	9,173人	8,903人
(b)在 籍 数	196人	177人	181人
入園率(b)/(a)	2.0%	1.9%	2.0%

園別在籍状況（区立保育園・区立民営保育園）

令和7年4月1日現在

	夜間 保育	0歳 児園	保育園名	定員			在籍										在籍/定員
				3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計		
1		○	伊藤	40	60	100	6	14	14	34	17	16	14	47	81	86.0%	
		—	伊藤(短時間)				—	1	3	4	1	—	—	1	5		
2		—	荏原	44	76	120	—	18	21	39	21	24	18	63	102	88.3%	
		—	荏原(短時間)				—	1	3	4	0	—	—	0	4		
3		○	荏原西	40	60	100	5	15	13	33	16	15	18	50	83	83.0%	
4		○	荏原西第二	38	50	88	9	13	16	38	16	16	15	47	85	96.6%	
5	★	○	大井倉田	44	66	110	5	14	20	39	21	18	21	60	99	90.0%	
6	★	○	大崎	50	75	125	1	16	19	36	19	18	25	63	99	79.2%	
7	◆	○	北品川	33	45	78	6	10	13	29	13	14	13	40	69	88.5%	
8		○	北品川第二	36	59	94	5	12	15	32	17	19	20	56	88	98.9%	
		—	北品川第二(短時間)				—	3	0	3	2	—	—	2	5		
9	★	○	源氏前	47	66	113	6	17	20	43	22	19	22	63	108	93.8%	
10	◆	○	五反田	42	60	102	3	15	16	34	17	20	19	56	80	88.2%	
11		○	五反田第二	33	17	50	5	12	12	29	16	—	—	16	45	90.0%	
12		○	小山台	39	54	93	3	15	14	32	16	17	18	51	83	89.2%	
13	★	○	品川	61	84	145	4	23	26	53	26	28	24	78	131	90.3%	
14		○	清水台	40	60	100	3	12	19	34	19	19	19	57	91	91.0%	
15	◆	○	永神	47	60	107	6	18	19	43	20	19	20	59	102	95.3%	
16		○	台場	47	69	116	8	18	18	44	22	23	23	69	112	96.6%	
17		—	滝王子	28	51	79	0	12	15	27	17	15	17	49	76	96.2%	
18		○	中延	54	72	126	6	18	22	46	23	20	24	67	113	89.7%	
19	◆	○	中原	42	54	96	2	13	16	31	16	12	14	42	73	76.0%	
20	★	○	西大井	50	68	118	9	18	20	47	22	22	22	66	113	97.4%	
21	◆	○	西五反田	34	45	79	3	7	14	24	10	10	7	27	51	64.6%	
22		○	西五反田第二	52	78	130	9	18	21	48	23	23	23	69	117	90.0%	
23		○	西品川	65	82	147	5	24	24	53	24	24	19	67	120	81.6%	
24		—	西中延	32	51	83	0	10	15	25	14	12	17	43	68	81.9%	
25	◆	○	旗の台	36	60	96	6	11	13	30	20	18	18	56	86	89.6%	
26		○	東大井	40	60	100	5	15	14	34	18	19	18	55	89	89.0%	
27	★	○	東五反田	33	45	78	2	7	10	19	10	12	12	34	53	67.9%	
28		○	東品川	47	60	107	2	16	20	38	17	19	20	56	94	87.9%	
29		—	東中延	36	60	96	0	15	16	31	16	20	17	53	84	87.5%	
30		○	平塚	47	60	107	4	11	14	29	15	18	18	51	80	74.8%	
31		○	富士見台	51	69	120	7	18	19	44	20	23	18	61	105	87.5%	
32		○	二葉	26	36	62	4	9	9	22	10	11	12	33	55	88.7%	
33		○	二葉つばみ	44	22	66	7	15	20	42	22	—	—	22	64	107.6%	
		—	二葉つばみ(短時間)				0	1	3	4	3	—	—	3	7		
34		○	南大井	40	60	100	3	11	20	34	20	19	19	58	92	98.0%	
		—	南大井(短時間)				0	2	2	4	2	—	—	2	8		
35		○	南ゆたか	47	60	107	7	18	20	45	18	20	20	58	103	96.3%	
36		○	八潮南	39	58	97	5	15	18	38	18	16	16	50	88	90.7%	
37		—	八ツ山	16	47	63	0	3	7	10	8	5	8	21	31	49.2%	
38		—	ゆたか	16	54	70	0	6	10	16	16	18	17	51	67	95.7%	
39		○	一本橋	32	48	80	4	12	16	32	16	16	16	48	80	100.0%	
40		—	大井	50	81	131	0	20	24	44	24	22	25	71	115	87.8%	
41		—	ひかしやつやま	—	30	30	—	—	—	0	0	5	6	11	11	36.7%	
42	◆	○	ぶりすくーる西五反田	46	—	46	6	15	18	39	—	—	—	0	39	84.8%	
43		—	三ツ木	30	50	80	0	15	15	30	14	17	11	42	72	90.0%	
44		○	八潮北	42	60	102	6	15	18	39	18	18	20	56	85	93.1%	
45		○	八潮西	40	60	100	3	11	20	34	16	18	20	55	89	89.0%	
区立小計				1,796	2,539	4,335	180	628	754	1,562	771	738	744	2,254	3,816	88.0%	

※夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◆印は午後8時30分まで、★印は午後10時までの夜間保育実施園です。

※0歳児欄の○印は、0歳児保育実施園（生後57日以降）です。

園別在籍状況（私立保育園その１）

令和７年４月１日現在

	夜間 保育	0歳 児園	保育園名	定員			在籍											在籍/定員
				3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計			
46	◇	○	アイ	24	36	60	1	7	10	18	9	10	12	31	49	81.7%		
47	-	-	AIAI NURSERY 大崎	21	39	60	-	10	11	21	13	10	12	35	56	93.3%		
48	○	○	あいのもり	27	33	60	5	9	11	25	11	9	8	28	53	88.3%		
49	◆	○	青物橋丁えほん	32	48	80	5	12	13	30	15	16	16	47	77	96.3%		
50	◆	○	アスク南大井	38	50	88	6	15	16	37	18	19	15	51	88	100.0%		
51	◆	○	アソシエ旗の台	33	36	69	3	12	12	27	12	10	12	34	61	88.4%		
52	◆	○	アソシエ東大井公園	33	36	69	9	12	11	32	12	12	12	36	68	98.6%		
53	◆	○	アンジェリカはまかわ	37	53	90	6	12	15	33	17	17	17	51	84	93.3%		
54	◆	○	アンジェリカ産品川	37	53	90	9	13	15	37	17	16	18	51	88	97.8%		
55	◆	◎	石井こども園	45	54	99	11	15	13	39	18	18	18	54	93	93.9%		
56	◆	○	インターナショナル不動前えほん	31	39	70	5	12	13	30	13	11	12	36	66	94.3%		
57	◇	○	ウィズブック保育園菅原	34	51	85	1	14	14	29	15	4	17	36	65	76.5%		
58	◇	○	ウィズブック保育園天王洲	28	45	73	9	9	11	29	13	14	15	42	71	97.3%		
59	◇	○	ウィズブック保育園西五反田	24	36	60	3	8	11	22	8	11	5	24	46	76.7%		
60	◇	○	ウィズブック保育園武蔵小山	24	36	60	2	9	11	22	11	12	10	33	55	91.7%		
61	◇	○	ウィズブック保育園武蔵小山パルズ	51	59	110	3	18	17	38	18	20	17	55	93	84.5%		
62	-	-	えがおの森保育園-かつしま	22	38	60	-	10	11	21	12	10	13	35	56	93.3%		
63	◆	○	大井町えほん	31	42	73	6	12	13	31	14	12	14	40	71	97.3%		
64	◇	○	大崎ひまわり	28	42	70	0	10	11	21	8	7	14	29	50	71.4%		
65	◆	○	大空と大地のな-さーい大森駅前園	32	48	80	8	11	12	31	14	15	10	39	70	87.5%		
66	◆	○	大空と大地のな-さーい東五反田園	40	60	100	6	15	14	35	15	11	17	43	78	78.0%		
67	☆	○	Gakkenこどもえん	24	36	60	2	9	11	22	10	9	12	31	53	88.3%		
68	◆	○	Gakkenほいくえん 大崎	35	45	80	6	10	14	30	18	15	14	47	77	96.3%		
69	◆	○	Gakkenほいくえん 旗の台	27	33	60	2	9	11	22	8	10	9	27	49	81.7%		
70	◆	○	キッズガーデン北品川	42	48	90	3	15	15	33	11	16	13	40	73	81.1%		
71	◆	○	キッズガーデン五反田駅前	27	33	60	3	7	9	19	8	8	9	25	44	73.3%		
72	◆	○	キッズガーデン品川上大崎	51	57	108	7	17	17	41	16	10	16	42	92	76.9%		
73	◆	○	キッズガーデン品川洗足	28	42	70	5	10	10	25	15	9	10	34	59	84.3%		
74	◆	○	キッズガーデン品川西五反田	35	45	80	3	8	13	24	11	7	9	27	51	63.8%		
75	◆	○	キッズガーデン品川豊町	35	45	80	3	12	11	26	16	7	16	39	65	81.3%		
76	◆	○	キッズガーデン西品川	27	33	60	6	10	11	27	9	10	10	29	56	93.3%		
77	◆	○	キッズガーデン南大井	39	51	90	5	15	15	35	17	17	16	50	85	94.4%		
78	◇	○	キッズタウンしおおい	40	60	100	7	13	23	43	22	18	24	64	107	107.0%		
79	○	○	キッズラボ中延園	28	42	70	3	10	8	21	12	11	9	32	53	75.7%		
80	◆	○	クオリスキッズ大井町	27	33	60	6	10	11	27	11	10	11	32	59	98.3%		
81	◆	○	クオリスキッズ大井町第2	27	33	60	6	10	11	27	11	10	10	31	58	96.7%		
82	◆	○	くりのき	32	48	80	6	14	16	36	18	16	18	54	90	112.5%		
83	◆	○	グローバルキッズ荏原町	32	48	80	3	9	12	24	9	12	13	34	58	72.5%		
84	◆	○	グローバルキッズ大崎園	27	33	60	6	10	11	27	7	8	11	26	53	88.3%		
85	◆	-	グローバルキッズ立会川園	24	36	60	-	8	12	20	12	7	12	31	51	85.0%		
86	◆	○	グローバルキッズ戸越園	27	33	60	2	9	9	20	11	11	10	32	52	86.7%		
87	◆	○	グローバルキッズ中延園	27	33	60	6	10	9	25	8	9	10	27	52	86.7%		
88	◆	○	グローバルキッズ西大井園	35	51	86	6	14	14	34	15	15	16	46	90	93.0%		
89	○	○	こども丘保育園小山園	20	30	50	3	9	9	21	9	10	10	29	50	100.0%		
90	◆	○	このえ中延	28	42	70	6	10	12	28	13	12	12	37	65	92.9%		
91	◇	-	さくらさくみらい北品川	24	39	63	-	11	12	23	10	10	11	31	54	85.7%		
92	◇	○	さくらさくみらい御殿山	25	35	60	6	8	11	25	7	5	8	20	45	75.0%		
93	◇	○	さくらさくみらい品川シーサイド	28	45	73	5	9	12	26	14	13	9	36	62	84.9%		
94	◇	○	さくらさくみらい東大井	28	36	64	4	10	12	26	12	10	12	34	60	93.8%		
95	◇	○	さくらさくみらい東品川	28	42	70	6	10	12	28	11	14	13	38	66	94.3%		
96	◇	○	さくらさくみらい武蔵小山	28	42	70	6	10	12	28	13	12	13	38	66	94.3%		
97	◆	○	さんさん森の保育園大井町	42	56	98	9	15	17	41	17	19	17	53	94	95.9%		
98	◆	○	さんさん森の保育園戸越公園	35	48	83	6	13	15	34	16	16	16	48	82	98.8%		
99	◇	○	しななおユスモ	29	36	65	8	9	10	27	12	11	11	34	61	93.8%		
100	○	○	品川宇喜	26	-	26	1	8	10	19	-	-	-	0	19	73.1%		

※夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◇印は午後８時まで、◆印は午後８時 30 分まで、☆印は午後 9 時までの夜間保育実施園です。

※0歳児園欄の○印は、0歳児保育実施園（生後57日以降）です。ただし、◎印の園は、4か月園です。

園別在籍状況（私立保育園その２）

令和 7 年 4 月 1 日現在

	夜間 保育	0歳 児園	保育園名	定員			在籍											在籍/定員
				3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計			
101		◎	品川大和	23	27	50	4	10	11	25	5	1	4	10	35	70.0%		
102		○	ソラストえぼら	41	58	99	4	15	16	35	19	18	18	53	88	88.9%		
103		○	ソラストおおいまち	40	50	90	5	15	15	35	14	18	14	46	81	90.0%		
104		○	ソラストなかのぶ	30	39	69	2	10	12	24	7	8	11	26	50	72.5%		
105		○	ソラストひかしあおい	37	50	87	9	14	13	36	15	16	17	48	84	96.6%		
106		○	ソラストふどうま	36	53	89	5	15	12	32	11	13	17	41	73	82.0%		
107		○	ソラストもさしこやま	29	51	80	5	12	11	28	13	12	12	37	65	81.3%		
108		○	そらのいろ	31	42	73	8	12	12	30	13	12	13	38	68	93.2%		
109		○	空のはなこども園はたのだい	22	27	49	5	8	8	21	8	8	8	9	24	45	91.8%	
110	◆	○	太陽の子西五反田	27	33	60	5	7	10	22	4	10	6	22	44	73.3%		
111	◆	○	太陽の子南品川	30	40	70	1	8	11	20	9	14	13	36	56	80.0%		
112		◎	たから	30	29	59	3	12	8	23	7	3	4	14	37	62.7%		
113	◆	○	たんぼぼ保育所東大井園	27	36	63	0	6	12	18	11	8	1	20	38	60.3%		
114		○	チャイルドマインダー小山台東	28	45	73	4	9	11	24	12	9	14	35	59	80.8%		
115		○	チャイルドマインダー平塚宿保	26	45	71	5	9	11	25	6	15	14	35	60	84.5%		
116	◆	○	TKチャイルドレンズファーム上大崎校	16	24	40	3	6	8	17	3	6	9	18	35	87.5%		
117	◆	○	とうかいどう	45	54	99	3	15	17	35	17	12	18	47	82	82.8%		
118	◆	○	とごしの社	44	54	98	8	15	16	39	15	17	18	48	87	88.8%		
119	◆	○	どんぐり	42	58	100	4	16	18	38	20	19	20	58	97	97.0%		
120	◆	○	なぎさ通り	26	34	60	0	12	12	24	12	11	12	35	59	98.3%		
121	◆	○	にいろ保育園大崎	27	33	60	5	5	9	19	5	7	7	19	38	63.3%		
122		○	にいろ保育園勝島	32	60	92	6	9	15	30	19	18	20	58	88	95.7%		
123	◆	○	にいろ保育園南大井	28	43	69	8	10	10	26	13	8	11	32	58	84.1%		
124	◆	○	西大井えほん	32	48	80	6	12	13	31	15	14	16	45	76	95.0%		
125	◆	○	ニティキッズもさしこやま	12	18	30	1	3	4	8	5	6	5	16	24	80.0%		
126		○	認定こども園 こころ	18	42	60	3	6	8	17	13	11	14	38	55	91.7%		
127		○	はぐはぐキッズこども園中延	35	45	80	9	12	12	33	14	15	13	42	75	93.8%		
128		○	はぐはぐキッズ二葉	27	33	60	4	10	10	24	10	9	9	28	52	86.7%		
129		○	花岡山目黒駅前保育園333	48	72	120	11	17	16	44	22	21	20	63	107	89.2%		
130		◎	東戸越	31	39	70	7	10	12	29	13	13	10	36	65	92.9%		
131	◆	○	ベネッセ大崎広小路	31	39	70	6	12	13	31	16	17	10	43	74	105.7%		
132	◆	○	ほっぺるランド 東五反田	20	30	50	4	6	10	20	8	4	8	20	40	80.0%		
133	◆	○	ほっぺるランド 東品川	30	42	72	6	9	14	29	14	13	12	39	68	94.4%		
134	◆	○	ホビズナーサリースクール大井町	29	31	60	4	10	10	24	10	7	10	27	51	85.0%		
135	◆	○	ホビズナーサリースクール勝島	24	36	60	8	8	10	24	11	12	12	35	59	98.3%		
136	◆	○	ホビズナーサリースクール上大崎	42	38	75	8	15	17	40	15	7	5	27	67	89.3%		
137	◆	○	ホビズナーサリースクール西五反田	28	42	70	6	9	12	27	12	12	14	38	65	92.9%		
138	◆	○	ホビズナーサリースクール目黒	31	29	60	7	9	12	28	9	7	5	21	48	81.7%		
139	◆	○	まなびの森保育園大崎広小路	27	33	60	5	12	11	28	12	14	13	39	67	111.7%		
140	◆	○	まなびの森保育園品川北側	35	45	80	6	14	17	37	17	17	16	50	87	108.8%		
141	◆	○	まなびの森保育園西大井	40	60	100	6	16	18	40	20	19	18	57	97	97.0%		
142	◆	○	みすなら	28	42	70	4	11	14	29	12	13	13	38	67	95.7%		
143	◆	○	緑の家	31	39	70	5	12	13	30	12	14	13	39	69	98.6%		
144	◆	○	みどりの丘	32	36	68	4	11	12	27	12	11	10	33	60	88.2%		
145	◆	○	みらいく 旗の台園	27	33	60	2	10	11	23	12	10	11	33	56	93.3%		
146	◆	○	みらいく 東大井園	27	33	60	6	9	11	26	10	11	11	32	58	96.7%		
147	◆	○	みらいく 東品川園	27	33	60	6	9	12	27	13	12	11	36	63	105.0%		
148		○	モニカ荘保中延園	27	33	60	3	10	10	23	6	11	10	27	50	83.3%		
149		○	八潮中央	30	60	90	3	11	15	29	20	16	17	53	82	91.1%		
150		○	ル・ネージュ保育園 南品川	33	36	69	4	12	12	28	12	11	12	35	63	91.3%		
私 立 小 計				3,226	4,350	7,576	484	1,141	1,289	2,924	1,295	1,233	1,291	3,819	6,743	89.0%		
合 計				5,022	6,889	11,911	674	1,769	2,043	4,486	2,086	1,972	2,035	6,073	10,559	88.6%		

※夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◇印は午後 8 時まで、◆印は午後 8 時 30 分までの夜間保育実施園です。

※0 歳児園欄の○印は、0 歳児保育実施園（生後 57 日以降）です。ただし、◎印の園は、4 か月園です。

園別在籍状況（認証保育所）

【認証保育所の定員および利用者数】

（令和7年4月1日現在）

施設名		種別	定員						園児数						
			0才	1才	2才	3才	4才以上	計		0才	1才	2才	3才	4才以上	計
1	しながわがくどうえん	A	8	8	5			21		5	6	5			16
									うち区民	5	6	5			16
2	めだか保育園	A	9	10	8			27		0	4	7	0	0	11
									うち区民	0	4	7	0	0	11
3	バレット保育園・不動前	A	9	12	14	1		36		5	6	9	0		20
									うち区民	5	6	9	0		20
4	ポピンズナーサリースクール 東品川	A	7	12	12	10	19	60		5	12	12	10	19	58
									うち区民	5	12	12	10	19	58
5	ひよこの家保育園	A	5	9	6			20		2	3	7			12
									うち区民	2	3	7			12
6	こぐま保育園	B	6	6				12		6	6				12
									うち区民	6	6				12
7	小学館アカデミー おおさき駅前保育園	A	9	12	12			33		9	11	11			31
									うち区民	9	11	11			31
8	TKチルドレンズファーム 東大井校	A	5	9	9	7	10	40		1	5	9	7	10	32
									うち区民	1	5	9	7	10	32
9	さくら大崎保育園	A	15	12	10			37		7	12	10			29
									うち区民	7	12	10			29
10	小学館アカデミー むさしこやま保育園	A	10	10	10			30		10	10	10			30
									うち区民	7	7	8			22
11	ポピンズナーサリースクール 東五反田	A	6	10	9	5		30		5	8	8	2	0	23
									うち区民	5	8	8	2	0	23
12	小学館アカデミー アトレ大井町保育園	A	12	15	10			37		12	15	10			37
									うち区民	12	15	10			37
13	ミアヘルサ保育園 ゆらりん東品川	A	9	16	14			39		4	16	14			34
									うち区民	4	16	14			34
14	うみのくに保育園とごし	A	9	15	16			40		4	13	12			29
									うち区民	4	13	12			29
15	BunBu学院 J r 戸越園	A	6	17	17			40		3	17	17			37
									うち区民	3	17	17			37
16	太陽の子東五反田保育園	A	9	15	16			40		4	8	16			28
									うち区民	3	7	15			25
17	東大井かがやき保育園	A	3	12	12			27		3	5	11			19
									うち区民	3	5	11			19
18	ユニバース・ナーサリー大森	A	6	12	7	5		30		0	4	10	0		14
									うち区民	0	4	10	0		14
19	鮫洲かがやき保育園	A	6	18	16			40		2	8	15			25
									うち区民	2	8	15			25
合 計			149	230	203	28	29	639	合計	87	169	193	19	29	497
									A) うち区民	83	165	190	19	29	486
									B) 区外園在籍の区民	11	23	23	8	15	80
									C) 区民合計 A)+B)	94	188	213	27	44	566

注）設置主体や施設の規模により異なり、民間事業者等による運営が
A型、主に個人によるものがB型です。

注）設置主体や施設の規模により異なり、民間事業者等による運営がA型、主に個人によるものがB型です。

事業別在籍状況（地域型保育事業）

令和7年4月1日現在

	地域型保育事業名	定員			在籍										形態
		3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計		
1	内山 尚恵	5	—	5	0	2	2	4	—	—	—	0	4	家庭的	
2	林 とし子	5	—	5	0	0	1	1	—	—	—	0	1	家庭的	
3	ウィズブック保育園大森海岸	15	—	15	0	6	6	12	—	—	—	0	12	小規模	
4	うみのくに保育園 なかのぶ	19	—	19	4	5	5	14	—	—	—	0	14	小規模	
5	おうち保育園あいまち	11	—	11	4	4	4	12	—	—	—	0	12	小規模	
6	おうち保育園ごたんだ	11	—	11	2	3	3	8	—	—	—	0	8	小規模	
7	五反田せせらぎ 保育園	9	—	9	2	1	3	6	—	—	—	0	6	小規模	
8	こどもっ丘保育園大井町園	12	—	12	3	4	5	12	—	—	—	0	12	小規模	
9	サニーチャイルドとし	11	—	11	2	2	3	7	—	—	—	0	7	小規模	
10	サニーチャイルドにしおあい	11	—	11	1	4	3	8	—	—	—	0	8	小規模	
11	しいのみ 保育園	17	—	17	1	6	6	13	—	—	—	0	13	小規模	
12	チャイルドマインダー 荏原中延	9	—	9	1	2	1	4	—	—	—	0	4	小規模	
13	ナーサリーおひさま	12	—	12	0	4	5	9	—	—	—	0	9	小規模	
14	はぐはぐキッズ荏原町	12	—	12	3	4	4	11	—	—	—	0	11	小規模	
15	はぐはぐキッズ西大井	12	—	12	3	4	3	10	—	—	—	0	10	小規模	
16	星のおうち大崎	19	—	19	0	7	4	11	—	—	—	0	11	小規模	
17	ミントリーフ西小山園Ⅰ	12	—	12	3	8	5	16	—	—	—	0	16	小規模	
18	ミントリーフ西小山園Ⅱ	19	—	19	0	3	7	10	—	—	—	0	10	小規模	
19	めもへんキッズ戸越	12	—	12	2	4	4	10	—	—	—	0	10	小規模	
20	障害児訪問保育アニー	—	—	0	0	0	1	1	0	1	0	1	2	居宅訪問	
合計		233		233	31	73	75	179	0	1	0	1	180		

（参考①）

認可保育園、地域型保育事業と認証保育所を合わせた定員数、在籍数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児 童 数 (A)	19,658人	18,882人	18,214人
定 員 (B)	13,055人	12,887人	12,783人
在 籍 数 (C)	11,442人	11,237人	11,305人
人口に対する定員の割合 (B) / (A)	66.4%	68.3%	70.2%
入園率 (C) / (A)	58.2%	59.5%	62.1%

※人口は、各年4月1日付年齢別人口報告書による

※保育園、地域型保育事業、認証保育所の在籍数は各年4月1日付の人数

※認証保育所の定員は区内園の合計数、在籍数は区外園に通所している品川区民を含む

（参考②）

＜新規入園申請者等の状況＞認可保育園と地域型保育事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新 規 申 請 者	3,125人	2,929人	2,564人
入 園 児	2,411人	2,260人	2,137人
待機児数（4月）	0人	0人	0人

※数値は各年度4月入所の状況です。

園別在籍状況（区立幼稚園）

令和7年4月1日現在

		定数		クラス数	在園数	入園可能数
1	城南幼稚園	年少（４歳）	30	1	10	20
		年長（５歳）	32	1	18	14
		合　計	62	2	28	34
2	平塚幼稚園	年少（４歳）	30	1	24	6
		年長（５歳）	32	1	25	7
		合　計	62	2	49	13
3	浜川幼稚園	年少（４歳）	30	1	17	13
		年長（５歳）	32	1	20	12
		合　計	62	2	37	25
4	御殿山幼稚園	年少（４歳）	30	1	26	4
		年長（５歳）	35	1	35	0
		合　計	65	2	61	4
5	第一日野幼稚園	年少（４歳）	30	1	12	18
		年長（５歳）	32	1	19	13
		合　計	62	2	31	31
6	台場幼稚園	年少（４歳）	33	1	8	25
		年長（５歳）	34	1	21	13
		合　計	67	2	29	38
7	二葉幼稚園	年少（４歳）	60	2	40	20
		年長（５歳）	64	2	45	19
		合　計	124	4	85	39
8	八潮わかば幼稚園	年少（４歳）	30	1	18	12
		年長（５歳）	32	1	30	2
		合　計	62	2	48	14
合　　計		年少（４歳）	273	9	155	118
		年長（５歳）	293	9	213	80
		合　計	566	18	368	198

在籍実績（私立幼稚園）

令和7年5月1日現在

	在籍数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3歳児（満3歳児を含む）	617人	535人	506人
4歳児	683人	599人	527人
5歳児	810人	679人	589人
計	2,110人	1,813人	1,622人
定 員	3,035人	2,955人	2,725人

（４）延長夜間保育

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は８時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して保育時間を定められることとなっています。

品川区では、保護者の就労支援施策として、基本開所時間を11時間と定め、午前７時30分から午後６時30分の間で勤務時間と通勤時間を合計した時間を保育時間としています。

さらに、勤務条件により基本保育時間を超過する保護者が、安心して仕事が続けられるように、下記のとおり保育時間を延長しています。

加えて、午前７時30分より前の早朝保育を私立15園で実施しています。

【延長夜間保育の実施状況（令和７年度）】

実施時間	7時30分まで	8時まで	8時30分まで	9時まで	10時まで	合計
区立保育園	32園	0園	7園	0園	6園	45園
私立保育園	27園	15園	62園	1園	0園	105園

※各園の実施状況については、「（３）入園実績と園別在園状況」をご参照ください。

【早朝保育の実施園数（令和７年度）】

実施時間	対象園（私立保育園15園）
午前７時～午前７時30分	アイ あいのもり えがおの森保育園・かつしま 大崎ひまわり さくらさくみらい北品川 さくらさくみらい御殿山 さくらさくみらい品川シーサイド さくらさくみらい東大井 さくらさくみらい東品川 さくらさくみらい武蔵小山 にじいろ保育園大崎 にじいろ保育園勝島 にじいろ保育園南大井
午前７時15分～午前７時30分	しなおおコスモ
午前７時20分～午前７時30分	キッズタウンにしおおい

【延長夜間保育の利用実績（延べ人数）】 区立のみ（ぷりすくーる西五反田を除く）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１時間以内	22,179人	21,211人	19,481人
１時間超～２時間以内	4,903人	3,380人	2,923人
２時間超～３時間30分以内	606人	428人	517人
合 計	27,688人	25,019人	22,921人

3. 保育料および各種助成制度

(1) 認可保育園保育料

① 保育料の負担について

区市町村長は、保育にかかる費用を、保護者または扶養義務者から、各世帯の経済状況に応じて徴収することができます。区では、保護者の負担軽減を目的として、国が定める保育料の一部を負担しているため、各世帯が負担する保育料は、現在国が定める保育料の約6割となっています。

<階層区分別在籍状況>

(私立認定こども園を除く)

階 層		A	B	C	D	計
令和5年度	在籍数	7人	273人	283人	9,401人	9,964人
	率	0.1%	2.7%	2.8%	94.4%	100%
令和6年度	在籍数	7人	315人	279人	10,053人	10,654人
	率	0.1%	3.0%	2.6%	94.3%	100%
令和7年度	在籍数	14人	288人	378人	9,428人	10,108人
	率	0.1%	2.8%	3.8%	93.3%	100%
費用徴収(月額)		0円	0円	2歳児クラス以下 0～4,000円	2歳児クラス以下 8,000～77,500円	
				3歳児クラス以上 0円	3歳児クラス以上 0円	

各4月1日時点

② 多子軽減について

生計を一にする2人以上のお子さんがある場合、最年長のお子さんを第1子として、第2子以降の保育料は無償です。

③ 保育料の減額について

保育料の納付が困難な場合、保護者からの申請に基づき、以下の減額基準に該当すれば減額の適用が受けられます。

- ・ 羅災等の理由により区民税の納付が免除・猶予されたとき
- ・ 出生により稼働能力のない世帯員が増加したとき
- ・ その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は対象外）
- ・ 世帯の平均収入月額が、前年の平均収入月額より著しく低下したとき
(認定要件が、出産・育児休業は対象外)
- ・ 世帯内に心身障害者、常時介護を要する方(※)が同居されているとき
※身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神障害者手帳1～2級の交付を受けている方。

④ 第1子保育料無償化について

令和7年9月1日より、第1子保育料の無償化を予定しています。

なお、実費負担分（行事費用など）、延長夜間保育利用料については、無償化の対象外となる予定です。

〈保育園保育料〉

(令和5年4月1日施行)

単位:円

区分 階層			保 育 料 (月 額)			
			0～2歳児クラス			3～5歳児クラス
			保育標準時間		保育短時間	
			保育園	小規模 保育	保育園	小規模 保育 家庭的 保育
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	区市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0
C1	区市町村民税 均等割のみの世帯		0	0	0	0
C2	区市町村民税所得割額	5,000 円未満の世帯	3,000	2,400	2,400	1,920
C3		5,000 円以上 48,700 円未満の世帯	4,000	3,200	3,200	2,560
D1		48,700 円以上 50,500 円未満の世帯	8,000	6,400	6,400	5,120
D2		50,500 円以上 59,800 円未満の世帯	9,900	7,920	7,920	6,330
D3		59,800 円以上 68,500 円未満の世帯	11,200	8,960	8,960	7,160
D4		68,500 円以上 88,600 円未満の世帯	18,400	14,720	14,720	11,770
D5		88,600 円以上 108,600 円未満の世帯	22,800	18,240	18,240	14,590
D6		108,600 円以上 128,500 円未満の世帯	25,800	20,640	20,640	16,510
D7		128,500 円以上 148,600 円未満の世帯	28,300	22,640	22,640	18,110
D8		148,600 円以上 171,600 円未満の世帯	30,500	24,400	24,400	19,520
D9		171,600 円以上 204,900 円未満の世帯	33,000	25,000	26,400	無償
D10		204,900 円以上 228,800 円未満の世帯	35,000		28,000	
D11		228,800 円以上 252,900 円未満の世帯	37,100		29,680	
D12		252,900 円以上 276,800 円未満の世帯	39,000		31,200	
D13		276,800 円以上 300,800 円未満の世帯	41,000		32,800	
D14		300,800 円以上 322,000 円未満の世帯	42,900		34,320	
D15		322,000 円以上 338,000 円未満の世帯	44,600		35,680	
D16		338,000 円以上 354,000 円未満の世帯	48,000		38,400	
D17		354,000 円以上 370,000 円未満の世帯	49,900		39,920	
D18		370,000 円以上 440,200 円未満の世帯	54,200		43,360	
D19		440,200 円以上 500,200 円未満の世帯	61,000		48,800	
D20		500,200 円以上 560,200 円未満の世帯	66,900		53,520	
D21		560,200 円以上 665,000 円未満の世帯	71,800		57,440	
D22		665,000 円以上 772,600 円未満の世帯	74,300		59,440	
D23		772,600 円以上 887,500 円未満の世帯	76,400		61,120	
D24	887,500 円以上 1,031,300 円未満の世帯	76,900	61,520			
D25	1,031,300 円以上の世帯	77,500	62,000			

- ※ 保育料は、児童のクラス年齢および保護者の区市町村民税所得割額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区市町村民税所得割額に基づき決定します。
- ※ 区市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額です。
- ※ 生計を一にする2人以上のお子さんがある場合、最年長のお子さんを第1子として、第2子以降の保育料は無償です。
ただし、在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる世帯は申請が必要です。
- ※ 小規模保育・家庭的保育は、保育園の約8割程度の保育料となります。今後、経過措置として暫定的に設けている上限枠（標準時間25,000円・短時間20,000円）は廃止となる可能性があります。
- ※ 品川区内の認可保育園（認可施設）では食材料費の保護者負担はありません。
- ※ 実費負担分（行事費用など）、延長夜間保育利用料については、無償の対象外です。
- ※ 住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定および保育料算定を行います。

（２）区立幼稚園保育料

区立幼稚園の保育料は無償です。

（３）認可外保育施設等保育料助成

●保育料補助金

【目 的】

認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）や認証保育所を利用する保護者に対し保育料の一部を助成することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

① 対象施設

（ア）認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設（企業主導型保育事業を含む）

（イ）東京都認証保育所

② 助成要件

認可外保育施設を基本保育時間で月120時間以上の月極め契約で利用し、実際に120時間以上保育を受けていること。

③ 助成額（月額定額）

＜住民税課税世帯＞

- ・ 0～2歳児 第1子 40,000円 第2子以降 67,000円
- ・ 3～5歳児 20,000円

＜住民税非課税世帯＞

- ・ 0～2歳児 25,000円

④ 第1子保育料無償化に伴う助成額の増額について

令和7年9月分より、認可保育所の第1子保育料無償化に伴い、同額水準の助成となるように助成月額の増額を予定しています。

【根 拠】

品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱

【実 績】

（ア）認可外保育施設等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	83人	60人	756人
支給額	26,910,000円	17,762,150円	237,206,400円

（イ）認証保育所

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	688人	599人	711人
支給額	235,890,370円	276,402,005円	373,474,770円

【予算額】 876,537千円

●施設等利用費

【目 的】

国の少子化対策の一環として、認可外保育施設や認証保育所を利用する保護者に対し、利用費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】**① 対象施設**

子ども子育て支援法に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設。

② 支給要件

施設等利用給付認定を受け、認可外保育施設や認証保育所を利用していること。

ただし、0～2歳児については、上記要件に加え住民税非課税世帯であること。

③ 支給額（月額上限）

0～2歳児（住民税非課税世帯のみ）：42,000円

3～5歳児：37,000円

【根 拠】

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱

【実 績】**（ア）認可外保育施設**

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	328人	387人	428人
支給額	122,671,182円	142,215,437円	143,971,554円

（イ）認証保育所

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	113人	103人	89人
支給額	40,661,812円	36,924,670円	30,748,287円

【予算額】 222,522千円

（４）ベビーシッター利用支援事業**●事業者連携型****【目 的】**

都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、認可保育所等に入園できなかった0歳児から5歳児の児童対象に保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部を負担軽減し、保護者の復職等をサポートします。

【内 容】**① 利用要件**

保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申請を行ったが不承諾となっていること。

② 利用方法

月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までの時間内で、本事業専用の助成券を使用することによって1時間あたり150円（税込）の利用料でベビーシッターを利用出来ます。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	46人	50人	集計中
利用額（区負担分）	9,041,543円	5,896,000円	集計中

【予算額】 6,563千円

●一時預かり利用支援

【目 的】

都の補助制度を活用したベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施し、日常生活上の突発的な事情や社会参加等の目的により、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。

【内 容】

① 助成要件

以下のいずれかの0～5歳児の保護者

（ア）日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とすること。

（イ）ベビーシッターを活用した共同保育を必要とすること。

② 助成額

・午前7時～午後10時 1時間あたり2,500円（上限）

・午後10時～午前7時 1時間あたり3,500円（上限）

③ 助成限度

児童一人につき、年度あたり144時間

（多胎児の場合、児童一人につき年度あたり288時間）

【根 拠】

品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,190人	1,830人	2,473人
支給額	131,209,206円	263,438,657円	334,039,431円

【予算額】 371,200千円

（5）私立幼稚園保育料助成

●私立幼稚園入園料助成

【目 的】

私立幼稚園等を利用する園児保護者に対し、入園料の一部を助成することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

園児一人につき100,000円（上限）

【根 拠】

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	909人	833人	744人
支給額	90,266,360円	82,866,000円	73,405,000円

【予算額】 85,000千円

●私立幼稚園保護者補助金

【目 的】

子ども・子育て支援法新制度未移行の私立幼稚園等を利用する園児保護者に対し、保育料およびその他納付金の一部を助成することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

月額14,300円を上限として助成します。令和7年度より所得制限を撤廃し、補助額を引き上げ施設等利用費と合計で40,000円の助成となりました。

【根 拠】

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	2,698人	2,395人	2,045人
支給額	131,088,216円	122,241,644円	112,265,220円

【予算額】 242,880千円

●幼児教育無償化に伴う施設等利用費**【目 的】**

国の幼児教育無償化に伴い新制度未移行の私立幼稚園等を利用する園児保護者に対し利用費の一部を支給することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

月額25,700円を上限として利用費を支給します。

また、幼稚園の預かり保育についても、保育の必要性が認められる世帯においては、利用日数に応じて月額11,300円を上限として利用費を支給します。

【根 拠】

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

【実 績】

幼稚園保育料無償化分

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	2,708人	2,407人	2,052人
支給額	796,422,714円	718,417,264円	606,501,208円

預かり保育料無償化分

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	686人	697人	694人
支給額	28,894,398円	32,487,705円	30,535,830円

【予算額】 幼稚園保育料無償化分 709,320千円

預かり保育料無償化分 36,960千円

●特定負担額補助金**【目 的】**

子ども・子育て支援法新制度移行幼稚園を利用する園児保護者に対し、園則に定める特定負担額を助成することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

月額14,300円を上限として、補助します。令和7年度より所得制限を撤廃し、補助額を引き上げました。

【根 拠】

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

【実 績】

	令和 6 年度
対象者数	243人
支給額	13,952,780円

【予算額】 24,960千円**●私立幼稚園等預かり保育補助****【目 的】**

私立幼稚園等の預かり保育を利用する園児保護者に対し、保育料の一部を助成することにより保護者の経済的負担を軽減します。

【内 容】

① 助成要件

保育の必要性の認定を受け、私立幼稚園の預かり保育を利用する第2子以降の児童の保護者

② 助成額（月額上限）

私立幼稚園等に在園する第2子以降の満3歳児：16,300円

第2子以降の0～2歳児（非在園児満3歳児を含む）：42,000円

【根 拠】

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

【実 績】

	令和 6 年度
対象者数	5人
支給額	112,500円

【予算額】 2,102千円

4. 保育施策の推進

(1) 品川区内保育園等のあり方

区では、令和6年4月に策定した「品川区内保育園等あり方基本方針」において、区内の保育需要や施設の築年数等を考慮した区立保育園の再整備方針や、配慮を要する子どもへの対応など、区立保育園に期待される役割を明確化し、区立保育園の機能充実に向けた取組み等の方向性を示しました。

また令和7年4月に策定した「品川区こども計画」では、最新の未就学児人口の推計値を元に、アンケート調査による区民ニーズの把握や、大規模集合住宅の開発による影響等を勘案して、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込みを算出するとともに、区内各地区における教育・保育の提供体制の確保方策を定めたところです。

区内の未就学児人口は令和7年度以降緩やかに増加する見込みであり、また国のこども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施されることによる、新たな保育需要への対応も必要とされています。

今後も未就学児の人口推計や国・都の保育施策の動向を注視していくとともに、区立保育園については、各地区の量の見込みや施設の老朽度等を総合的に考慮し、定員の見直しや統合を含めた再整備を図ります。また私立保育園については、引き続き開設や受け入れ拡大の支援を実施していくとともに、区立保育園との連携を強化し、区全体の保育の質の向上を図ります。

(2) 区立保育園の改築

区立保育園の多くは、昭和30～40年代に開設された園であり、現在も開設当初の建物を改修しながら使用している施設が多数あります。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しており、施設内の安全性や、日常保育をするうえでの支障はありませんが、施設の耐用年数等を考慮した計画的な改築により、安全・安心で質の高い保育を提供するとともに、地域における子育て支援を推進します。

【実績】

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
区立保育園の改築	東大井	開設	三ツ木	開設	一本橋	開設
	三ツ木	工事	一本橋	工事	大井	開設
	一本橋	工事	大井	工事	中原	工事
	中原	設計	中原	工事	東五反田	設計
改築完了施設数	1施設		1施設		2施設	

【予算額】

664,688千円

(3) 区立保育園の民営化

民間活力の導入により多様な保育ニーズに応じたサービス提供等に取り組み、保育の質・量の維持向上を目指すため、「区立保育園民営化ガイドライン」に基づき、令和3年度から令和7年度にかけて5園の公設民営化を進めてきました。

今後、当初5年間は公設民営園として運営することとし、その間の運営状況等を効果検証のうえ、設置者を区から運営事業者へ変更する検討を行っていきます。また、設置者変更にあたっては、適正な運営が行われる手法の採用を検討します。

（４）私立保育園の開設等支援

区では、これまで待機児童対策として私立保育園の新規開設による園児の受入れ枠拡大を進めた結果、令和４年４月には待機児童数ゼロを達成しました。一方「品川区こども計画」によると、未就学児人口は令和７年度以降緩やかに増加する見込みであり、国のこども誰でも通園制度による新たな保育需要への対応も必要であることから、今後も区全体の将来的な保育ニーズを含めた量の見込みを見極め、受入れ枠の確保に取り組んでいきます。

【実績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
開設園数（※１）	民設民営 １園	民設民営 ５園	民設民営 ２園
開設時定員数（※２）	60人	384人	135人

※１ 各年度４月１日から３月31日までに開設した認可保育園数。

※２ 開設時の定員のため、現時点での定員と異なる場合がある。

【予算額】

508,078千円

（５）品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）

【目的】

小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図り、地域における子育て家庭を支援します。

【内容】

公設民営型の幼保一体施設として、多様な保育・教育ニーズに対応します。

延長夜間保育・預かり保育・特別教育等（体操教室など）のサービス（一部有料）を提供します。

※運営は、指定管理者制度により社会福祉法人福栄会が行っています。

【定員および在籍数】

令和７年４月１日現在

保育園（0～2歳児）		幼児教育施設（3～5歳児）		定員 合計	在籍数 合計
定員	在籍数	定員	在籍数		
46人	39人	54人	73人	100人	112人

【預かり保育の実績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	14,809人	13,953人	13,321人

【予算額】

279,801千円

（参考）ふれあい交流室（ぷりすくーる西五反田内）

① 子育て相談事業

地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	4,242人	3,992人	4,086人
子育て相談件数	207件	446件	304件
各種講座等実施数	23回	37回	37回

5. 保育施設の指導検査等

(1) 保育施設の指導検査等

児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法令を根拠とした指導検査等を実施し、必要な助言や指導、是正措置を講じることで、適正な園運営と事業者の健全な経営の確保を図っています。

令和6年10月児童相談所移管に伴い、東京都より児童福祉法に基づく指導検査の権限が移管され、認可保育園および認可外保育施設等に対する指導検査数が増加しました。

【内 容】

① 指導検査

- ・運営管理、保育内容、および会計経理に関する実地検査
(対象：認可保育園、地域型保育事業所、認証保育所、認可外保育施設等)
- ・保育状況確認の巡回指導(対象：同上)
- ・東京都実地検査、巡回指導および開設後運営指導の立会い、業務管理体制に係る指導立会い
(対象：認可保育園、認証保育所、認可外保育施設等)

② 集団指導

指導検査に先立ち、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る集団指導をウェブ配信にて行っています。

【実 績】

① 指導検査

種 別		令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育園・地域型保育事業所	実地検査等	86件	84件	131件
	巡回指導等	59件	9件	0件
認証保育所・認可外保育施設等	実地検査等	63件	74件	123件
	巡回指導等	36件	18件	36件
合 計		244件	185件	290件

※実績は東京都実施分への区立会いを含む

(令和4年度：21件、令和5年度：22件、令和6年度：18件)

② 集団指導

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育園、地域型保育事業所	1回	1回	2回
認可外保育施設、認証保育所	1回	1回	1回
居宅訪問型保育事業	1回	1回	1回
オアシスルーム	0回	1回	1回
合 計	3回	4回	5回

(2) 保育事業者経営状況分析および労務状況分析

認可・確認を受けた保育事業者について、経営状況を個別的に明らかにすることにより保育施設の適正な運営の維持を目指します。

また、令和5年度より社会保険労務士の協力を得て保育園等の労務環境の改善に働きかけ、保育園等の適正な運営や保育に寄与します。

【内 容】

① 経営状況分析

公認会計士へ業務委託し、私立認可保育園を運営する事業者の経営分析を実施します。

② 労務状況分析

東京都社会保険労務士会に事業委託し、私立認可保育園の労務分析（令和5年度は試行のため10園、それ以降は年35園程度）を実施しています。令和6年度からフォローアップ分析も行い、改善状況を確認しています。

【実 績】

① 経営状況分析委託

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導検査経営状況分析	20件	20件	17件
会計経理相談	0件	0件	0件
合 計	20件	20件	17件

② 労務状況分析委託

種 別	令和5年度	令和6年度
労務状況分析	10件	35件
フォローアップ分析	0件	10件
合 計	10件	45件

【予算額】 8,360千円

（3）保育所等への支援

① 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援事業（のびしな支援隊）

保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の重大事故を防止するため、各基準の遵守状況や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援を行っています。

【内 容】

業務委託により巡回支援指導員（のびしな支援隊）が対象施設を巡回し、必要な保育士の配置状況、備えるべき書類の作成状況、児童の安全対策実施状況および適切な保育が行われているか等を確認し、園運営、職員育成、保護者対応等について、施設長の求めに応じて支援を行います。

【実 績】

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育園	210件	220件	279件
認証保育所	48件	42件	39件
認可外保育施設	42件	38件	72件
合 計	300件	300件	390件

【予算額】 20,528千円

② 区立連携保育園による家庭的保育事業・小規模保育事業への支援

区立保育園園長、保育入園調整課職員が家庭的保育事業および小規模保育事業を実施する施設を年4回程度訪問し、保育内容等の相談を受け、保育環境の確認、助言を行い、区立保育園との連携を進めることで、家庭的保育事業等の保育の質の維持、向上を図っています。

【実 績】

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭の保育事業	8件	8件	8件
小規模保育事業	84件	76件	68件
合 計	92件	84件	76件

VI. 保育施設運営課

1. 区立保育園等の運営

(1) 保育園の目的と事業概要

① 保育園の目的

保育園は、子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保護者が労働や疾病などのため乳幼児の保育を必要としているとき、保護者に代わって保育する施設であり、児童の発達と保護者の就労を支援する施設です。

近年、ライフスタイルや就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しています。保育園では、休日保育、病後児保育など多様な保育ニーズに対応する一方、在宅子育て家庭への支援にも積極的に取り組み、子育てしやすい地域づくりに向け、身近な地域の子育て施設「チャイルドステーション」としての役割を担っています。

また、就学前の乳幼児教育を一層充実するため、幼稚園と保育園の窓口を一本化し、幼保一体化に取り組むなど小学校へのスムーズな接続の確保を目指しています。

② 区立保育園等の現況

現在、区立保育園は、45園（幼保一体施設6園、区立民営保育園7園を含む）です。定員数等については、「(参考資料) 施設一覧」をご参照ください。

(2) 特別保育

① 延長夜間保育

区では、午前7時30分から午後6時30分までの基本保育に加え、早朝保育や延長夜間保育を実施しています（実施状況は、保育入園調整課の「2. 認可保育園等の対象者と入園事務（4）延長夜間保育」）をご参照ください。

② 休日保育

区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施園】 区立保育園（2園） 大井、中延
私立保育園（1園） そらのいろ

【対 象】 生後4か月～就学前の健康な児童

【日 時】 日曜日、祝日（12月29日～1月3日を除く）

午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大井／品川	813人	894人	838人
中 延	1,023人	659人	409人
そらのいろ	643人	817人	552人
合 計	2,479人	2,370人	1,799人

※令和5年1月から令和7年3月まで、大井保育園改築工事に伴い、品川保育園に変更して実施していました。

③ 年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施日・実施園】 12月29日～30日の間で毎年度定めています。

【対 象】 生後4か月～就学前の健康な児童

【実施時間】 午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

	令和4年度(2園)	令和5年度(2園)	令和6年度(2園)
12月29日	79人	79人	26人
12月30日	48人	25人	39人
合 計	127人	104人	65人

④ 病後児保育

区内在住で保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気の回復期のため集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合、保育園で一時的にお預かりします。

【実施園】 区立保育園（3園） 西大井、西五反田、清水台
私立保育園（1園） どんぐり

【日 時】 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）

午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

※どんぐり保育園のみ午前8時30分から午後6時までの必要な時間

【保育実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西 大 井	26人	30人	42人
西 五 反 田	31人	42人	15人
清 水 台	42人	50人	65人
ど ん ぐ り	140人	125人	114人
合 計	239人	247人	236人

⑤ 病児保育

保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気のため集団保育が困難で、家庭で保育ができない場合に、医療機関および保育所に併設している病児保育室にて一時的にお預かりします。

【実施施設】 医療機関併設型（2施設） 病児保育室森のおうち（こどもの森クリニック）
病児保育キッズベル品川（鈴の木こどもクリニック）
保育所併設型（1施設） 病児保育室ソラストキッズケア
（ソラストえばら保育園）

【対 象】 生後6カ月から就学前まで

【日 時】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後6時

【保育実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
森のおうち	667人	866人	863人
ソラストキッズケア	125人	308人	239人
キッズベル品川※	—	117人	191人
ひだまり※	569人	—	—
チャイルドサンタ※	266人	135人	—
合計	1,627人	1,426人	1,293人

※病児保育キッズベル品川は令和5年6月に開室しました。

※病児保育室ひだまりは令和4年12月に閉室しました。

※病児保育チャイルドサンタは令和6年3月に閉室しました。

⑥ 短時間就労対応型保育室

パート就労や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とする児童を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。（実施状況は、保育入園調整課の「2. 認可保育園等の対象者と入園事務（2）入園事務③」をご参照ください）。

⑦ 一時保育

区内在住の保護者が出産や疾病などの理由で、子どもの保育が困難な場合に、一時的に区立保育園で預かる制度です。

【対象児童】

品川区内に居住する生後4か月から就学前までの健康な児童であって、保護者が次のいずれかに該当し、一時的に保育が困難な場合に対象とします。

（ア）死亡、行方不明等で不在のとき。

（イ）傷病もしくは出産等のため入院または通院するとき。

（ウ）家族が入院し、その看護にあたる時。

（エ）災害等によって復旧活動に従事するとき。

（オ）親族の葬儀を主宰し、または出席するとき。

（カ）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員（補充裁判員を含む）として裁判所の出頭に応じるとき。

（キ）区長が必要であると認めたとき。

（私立幼稚園の長期休暇中で保護者が就労している場合の預かり等）

【実施園】 区立保育園および区立民営保育園（ぷりすくーる西五反田を除く）

【定員】 各園2名

【利用期間】 利用開始日から2か月以内で必要な日。

【利用時間】 午前7時30分～午後6時30分の間で必要と認める時間。

【利用料金】 一日 2,000円

【利用実績】

保育事由	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死亡・行方不明	0件	0件	0件
入院・通院	24件	36件	21件
看 護	0件	3件	6件
災 害	0件	0件	0件
葬 儀	1件	0件	1件
裁判員制度	0件	0件	2件
私立幼稚園	196件	180件	144件
そ の 他	50件	59件	45件
合 計	271件	278件	219件
延 べ 日 数	1,495日	1,435日	1,086日

⑧未就園児定期預かり事業

地域の中で孤立しやすい「未就園児」を対象として、週に1～2回程度の定期的な預かりを実施することで、多様な他者との関わりを通じた子どもの育ちを促すとともに、子育て家庭の支援を行います。

【実 績】 実績園

	令和6年度
区立民営保育園	1園

(3) 特別支援保育

保育園等に入園を希望する心身に障害のあるお子さんや医療的ケアが必要なお子さん、心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」と認定し、より良い発達に配慮しながら、集団での保育を実施しています。認定や職員配置等については、主治医が作成する書類や面接等から特別支援保育審査会で決定します。

① 特別支援保育推進チームの設置

区立保育園では、特別支援保育の知識・経験が豊富な保育士を中心とした専門チームを設置し、児童の発達特性の理解や効果的な支援について園全体の向上に取り組んでいます。また、巡回相談を受ける時期や相談内容等について、担当保育士にアドバイスを行うことで、巡回相談の効率的・効果的な実施につなげます

② 巡回相談

嘱託医および臨床発達心理士、学校心理士が巡回し、特別支援児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じています。また、主要な相談内容や傾向等をまとめた研修を実施し、区内全体の保育園職員に対して周知を図っています。

ア. 嘱託医（小児神経科専門医）による巡回相談

【内 容】0歳児～5歳児を対象とする発育の遅れや先天性疾患、身体の障害等のある児童に対する身体・運動機能等についての支援方法

【実 績】

区立保育園	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回回数	19回	20回	20回
巡回園数	29園	34園	35園
対象園児数	50人	64人	68人

イ．臨床発達心理士による巡回相談

【内 容】 1歳児～5歳児を対象とする知的障害・発達障害および同様の配慮を要する児童の特性、対応・支援方法、保育環境の改善およびクラス運営等

【実 績】

区立保育園	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回回数	205回	200回	195回
巡回園数	41園	40園	39園
対象園児数	延410人	延400人	延390人

区立民営保育園	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回回数	10回	12回	12回
巡回園数	5園	6園	6園
対象園児数	延20人	延24人	延24人

ウ．学校心理士による巡回相談

【内 容】 5歳児を対象に就学に向けてクラス集団を通じた支援と個別の支援および就学先選択のアドバイス。また就学相談使用時の資料作成や就学支援シートの記入方法等

【実 績】

区立保育園	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回回数	78回	76回	74回
巡回園数	39園	38園	37園
対象園児数	234人	228人	222人

区立民営保育園	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回回数	20回	24回	24回
巡回園数	5園	6園	6園
対象園児数	60人	72人	72人

③ 保護者支援

子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、身近な保育施設を会場とし、臨床心理士による個別相談を実施しています。専門的立場から助言を行うことで、保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるように支援しています。また、必要に応じて専門機関や療育機関へつなげるきっかけ作りも行っています。

【育児相談会実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	36回	36回	38回
相談人数	122人	123人	140人

(4) 給食と食育

① 保育園の給食

区立保育園では、乳幼児期における望ましい食習慣の定着および食を通じた人間性の形成を育むため、「楽しく食べる子ども」を給食目標に掲げ、園児や保護者に対し食育の推進に取り組んでいます。

献立は季節感に富みバランスの摂れた昼食とおやつを提供し、延長保育では必要に応じて補食、夜間保育では夕食の提供もしています。

【給食献立例】

	献立例	栄養摂取量		
		区分	1～2歳児	3～5歳児
昼食	みそラーメン 高野豆腐の卵とじ ヨーグルトあえ	エネルギー (kcal)	564	607
おやつ	じゃが芋の揚げもち風 果物 牛乳	蛋白質(g)	22.2	22.7
夕食	ご飯 つくね煮 ブロッコリーソテー きのこスープ 果物 牛乳	エネルギー (kcal)	316	377
		蛋白質(g)	13.0	15.4

② 「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進

(ア) PTA食育推進事業

親子で楽しみながら食育を学び、保護者相互の交流を図ることを目的に、区立各保育園等のPTAが中心となって、「我が家の自慢レシピ紹介」や「保育園で収穫した野菜を使ったメニューを親子で考える」等の食育イベントを開催しています。

(イ) 保護者の給食体験

保育園給食を理解することで、家庭における望ましい食習慣の定着を目的に、保育参観に参加した保護者が、在園している子どもと一緒に保育園給食（離乳食・乳幼児食）を体験する事業を行っています。

令和6年度実績 7園 延10名

(ウ) 食育保護者会

乳幼児の食生活に関する知識の普及や意識の向上を図るために、保護者や在宅で子育てをしている方などを対象に、離乳食・幼児食のポイントや給食の紹介を行っています。実演や試食をまじえた保護者会を各園で年1、2回開催しています。

令和6年度実績 39園 延72回実施

(5) 一日保育士体験

区立保育園在園児の保護者を対象とし、保育士の仕事を一日体験することにより、子どもの育ちを理解し、豊かな成育環境を築くことを目的とした事業です。午前9時から午後5時までの8時間プログラムと午前9時から午後1時までの4時間プログラムを実施しています。

【実績】

	令和元年度	令和5年度	令和6年度
母 親	1,534人	858人	916人
父 親	605人	280人	343人
合 計	2,139人	1,138人	1,259人

※令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

(6) チャイルドステーション

区立の保育園・幼稚園では、在宅で子育てをしている方に対し、身近な子育て支援施設「チャイルドステーション」として、様々な子育て支援事業を行っています。また、乳児を持つ母親が不安を感じることなく安心して外出できるよう、ベビーチェア（親子トイレ）、おむつ交換ベッド、授乳スペースなども備えています。

●子育て体験事業

子育て体験事業として、在宅で子育てをしているご家庭の親子を対象に、区立保育園の保育活動が体験できる事業です。お子さんと同年齢のクラスに体験入室して、他の子どもとかかわって遊ぶ姿をとおして子育ての楽しさを実感したり、保育士の働きかけ方を学んだりできます。

【実績】

	令和元年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,346人	1,647人	2,012人
実施園数	43園	40園	39園

※令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

(7) 区立保育園第三者評価

保育内容の質の向上を目的として、職員の資質向上を図ります。また、第三者評価の公表により保育の状況を自ら確認すると同時に、利用者に保育園選択に資する情報を提供しています。

【内容】

以下ア～エを実現するため、東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価方法により、3年サイクルで第三者評価を実施しています。

- ア．園児および保護者に提供する保育サービスの質的向上
- イ．効率的な保育園運営
- ウ．職員の資質向上
- エ．保護者などへの情報提供等

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園数	14園	13園	12園

(8) しながわっ子 子育てかんがるープラン

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

【対象】 妊娠中の方から就学前のお子さんのいる保護者

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	189件	156件	168件

2. 私立認可保育園等の運営

(1) 委託費等の支給および運営費助成

① 私立保育園の運営

児童福祉法第24条第1項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する児童の保育を行う私立保育園105園（私立認定こども園7園含む。）に対し、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき委託費（私立認定こども園は、施設型給付費）を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより児童に対する保育サービスの充実を図ることを目的としています。

【根拠】

- (ア) 子ども・子育て支援法第27条（私立認定こども園）および附則第6条（私立保育園）
- (イ) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区特定保育所運営費助成要綱・品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	98園	103園	105園

【予算額】 17,347,204千円

② 地域型保育事業の運営

子ども・子育て支援法による公定価格に基づき地域型保育給付費を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより、事業実施の安定化を図ることで児童の保護者に多様な保育事業の提供を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

【根拠】

- (ア) 子ども・子育て支援法第29条
- (イ) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	24園	22園	20園

※園数には居宅訪問型保育事業1事業を含む。

【予算額】 812,404千円

③ 認証保育所の運営

東京都が認証した施設に対し品川区が運営費の補助金を交付することにより、保育所のサービス水準の維持向上および児童福祉の増進を図ることを目的としています。

【根拠】

品川区認証保育所運営費等補助要綱

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	24園	21園	19園

【予算額】 1,280,435千円

（２） 保育士等の処遇改善事業

私立保育園等に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、私立保育園等の運営事業者が保育従事職員のために宿舍を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

【根 拠】

（ア）品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

（イ）品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

【実 績】

（ア）品川区保育士等キャリアアップ補助金

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
私立保育園	667,501千円	705,348千円	726,714千円
地域型保育事業	63,346千円	58,901千円	54,089千円
認証保育所	140,248千円	137,203千円	124,694千円

【予算額】 756,634千円（私立保育園）、66,291千円（地域型保育事業）、115,946千円（認証保育所）

（イ）品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
私立保育園	97園（1,168人）	102園（1,219人）	104園（1,289人）
地域型保育事業	20園（73人）	20園（74人）	18園（61人）
認証保育所	21園（127人）	18園（100人）	16園（80人）

【予算額】 958,293千円（私立保育園）、51,875千円（地域型保育事業）、90,836千円（認証保育所）

（３） 保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成

私立保育園等の保育士等がインフルエンザ予防接種を受け、その費用を園が負担した場合に、1人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、保育士等の負担軽減を図るとともに、予防接種を受ける保育士等を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

【実 績】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
私立保育園	96園（1,417人）	98園（1,443人）	101園（1,453人）
地域型保育事業	20園（82人）	21園（93人）	18園（79人）
認証保育所	20園（188人）	19園（158人）	18園（146人）

【予算額】 5,355千円（私立保育園）、285千円（地域型保育事業）、627千円（認証保育所）

（４） 特別支援保育巡回相談

臨床発達心理士が巡回し、特別支援児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じています。また、適切な支援方法を学ぶことで、特別支援保育や発達障害等に対する知識や理解を深め、保育の専門性の向上を図っています。

また、令和４年度からは臨床発達心理士による巡回数の増加や、学校心理士による巡回も実施し、特別な支援を必要とする児童（主に５歳児）に対する特別支援学校や療育機関などのアドバイスをを行い、児童がスムーズに就学できるよう支援を行っています。

【実 績】（のべ園数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育園	118園	155園	182園
地域型保育事業	4園	5園	7園
認証保育所	6園	4園	5園

【予算額】 15,648千円（私立保育園）、576千円（地域型保育事業）、576千円（認証保育所）

（５） 一時預かり事業

保護者が日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合や、令和5年度からは、育児疲れにより心理的・身体的負担を感じる場合に、保育所等において子どもを一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育園	7園	7園	12園
地域型保育事業	0園	3園	3園
認証保育所	0園	4園	3園

【予算額】 8,888千円（私立保育園）、2,160千円（地域型保育事業）、1,200千円（認証保育所）

（６） 保育人材確保・育成支援事業

保育士資格を持たない保育補助者の雇上げや保育士等人材採用にかかる経費を支援すると同時に、保育士資格取得の取り組みに補助を行うことで、保育士の業務負担軽減や人材確保を進め、保育従事職員の専門性を高め保育サービスの質の向上を図ります。

【実 績】

	令和5年度	令和6年度
私立保育園	9園	3園
地域型保育事業	1園	1園
認証保育所	0園	1園

【予算額】 20,287千円（私立保育園）、5,179千円（地域型保育事業）、200千円（認証保育所）

（７） 児童の安全確保支援事業

園外活動時の見守り等、保育にかかる周辺業務を行う者の配置に係る費用を補助し、保育士の負担軽減を図りつつ、園児の安全の確保を支援します。

【実 績】

	令和5年度	令和6年度
私立保育園	48園	58園
地域型保育事業	5園	5園
認証保育所	14園	13園

【予算額】 114,000千円（私立保育園）、18,240千円（地域型保育事業）、34,200千円（認証保育所）

（８） 未就園児定期預かり事業

地域の中で孤立しやすい「未就園児」を対象として、週に1～2回程度の定期的な預かりを実施することで、多様な他者との関わりを通じた子どもの育ちを促すとともに、子育て家庭の支援を行います。

【実績】 実施園

	令和5年度	令和6年度
私立保育園	4園	12園
地域型保育事業	3園	9園
認証保育所	0園	1園

【予算額】 226,650千円（私立保育園）、141,656千円（地域型保育事業）、70,828千円（認証保育所）

（9） 地域の子育て支援

保育所等の地域インフラとしての多機能化に向けた取組みを支援することで、地域交流のきっかけを創出するとともに、子育て家庭の不安の解消を目指します。

【実績】 実施園

	令和6年度
私立保育園	33園
地域型保育事業	8園
認証保育所	7園

【予算額】 24,800千円（私立保育園）、3,000千円（地域型保育事業）、3,000千円（認証保育所）

（10） 物価高騰に対応した運営事業者支援

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、保育所等における追加的コスト負担を低減することで、保育・教育の質の確保を図ります。

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育園	74,129,000円	61,415,900円	40,139,400円
地域型保育事業	2,607,000円	1,756,300円	1,152,350円
認証保育所	8,371,000円	5,023,200円	3,340,200円

（11） 医療的ケア児保育支援事業

私立保育園における看護師等の追加配置や保育士などを対象に行う専門的な研修に要する経費を補助することで、医療的ケア児をモデル的に受け入れるための体制の整備を図ります。

【予算額】 11,091千円

（12） 保育所開設後の家賃助成

私立保育園の事業者への運営支援として、開設後の家賃補助を実施しています。

国の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」および東京都の「保育所等賃借料補助事業」を活用し、開設後5年間は家賃から公定価格に基づく賃借料加算を差し引いた補助基準額の7/8を、開設後6年目以降は家賃が賃借料加算の3倍を超える園に対し、補助基準額の3/4を補助します。

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	75園	77園	76園

【予算額】 1,460,065千円

（13） 保育施設の設置認可等

児童福祉法の規定に基づき、児童相談所を設置する区が処理することとされている事務のうち、認可保育施設の設置認可等を行います。

3. 認可外保育施設等の運営

(1) 認可外保育施設等運営支援

商店街の空き店舗等の地域の空きスペースを活用して運営する子育て交流ルームに対し運営費の助成を行い、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援します。

【根 拠】

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	2園	2園	2園

【予算額】 20,604千円

(2) 保育士人材確保・育成支援事業

保育士資格を持たない保育補助者の保育士資格取得の取り組みに補助を行うことで、保育士の業務負担軽減や人材確保を進め、保育従事職員の専門性を高め保育サービスの質の向上を図ります。

【予算額】 300千円

(3) 物価高騰に対応した運営事業者支援

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、認可外保育施設における追加的コスト負担を低減することで、保育の質の確保を図ります。

【実 績】

	令和5年度	令和6年度
支給額	7,471,100円	3,192,000円

(4) 企業主導型保育事業運営支援

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して、一般事業主等が設置する認可外保育施設です。そのうち、地域枠を設定して、品川区の児童を受け入れている施設に対し、保育士等の処遇改善に係る経費の一部を補助しています。

【内 容】

企業主導型保育事業に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、賃金改善を実施しています。

また、企業主導型保育事業の運営事業者が保育従事職員（採用後10年以内の保育士のみ）のために宿舍を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

【根 拠】

(ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

(イ) 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

【実 績】

(ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助額	17,266千円	17,281千円	22,819千円

(イ) 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	9園	9園	9園
利用人数	39人	39人	51人

【予算額】 50,360千円

(5) 認可外保育施設の届出受理等

令和6年10月1日から品川区が児童相談所設置自治体となり、従来は認可外保育施設の届出管理は東京都が主管となっていました。児童福祉法第59条の4第1項の規定により管理業務が区に移管されたため、各種届出の受理等を行っています。

(ア) 設置届

	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業 (事業所)	居宅訪問型保育事業 (個人事業主)
件数	1件	0件	10件

(イ) 変更届

	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業 (事業所)	居宅訪問型保育事業 (個人事業主)
件数	4件	1件	1件

(ウ) 休止・廃止届

	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業 (事業所)	居宅訪問型保育事業 (個人事業主)
件数	4件	0件	9件

※ (ア)～(ウ)の各届出件数は令和6年10月1日から翌年3月末までの受理件数

【根 拠】

- ・児童福祉法第59条の2

(6) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付

児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て(口頭指摘を含む)満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

【根 拠】

- ・品川区認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付事務取扱要領

4. 区立幼稚園の運営

(1) 区立幼稚園の現況 ※幼保一体施設は、「6 幼保一体施設の運営」をご覧ください。

現在、区立幼稚園は、幼保一体施設6園、単独園（城南、浜川）2園の8園を設置し、全園で2年保育を実施し、預かり保育を行っています。

(2) 特別支援教育・巡回相談

心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんについて、集団での教育が可能な場合等において受け入れ、より良い発達に配慮しながら対応しています。介助員の配置等については、主治医が作成する書類や面接等から就園措置委員会で決定します。

学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童の対応について助言・指導を行っています。保育の方法や対応上の留意点等について専門的なアドバイスを行い、教職員の専門性の向上につなげ、適切な環境のもとで児童の健やかな発達を支援しています。また、配慮が必要な5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援も行っています。

【実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園数	9園	9園	9園
巡回回数	27回	27回	27回
対象児童数	81人	81人	81人

(3) 預かり保育

預かり保育は、一時預かり事業として、子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。区立幼稚園では、保護者が就労等をしている在園児を対象として、幼稚園教育時間の前後に預かり保育を行っています。

※幼稚園教育時間は、月・火・木・金＝9時～14時、水＝9時～12時

【実施曜日】月～金（土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く）

【実施時間・利用料】

園名		城南	浜川
実施時間	月・火・木・金	14時～17時	7時30分～18時30分
	水	12時～17時	
	長期休業日等	9時～17時	
利用料（日額） ※1 無償化対象者：0円 ※2 無償化対象者：150円		400円 ※1	9時～17時→400円 ※1 7時30分～18時30分→600円 ※2

【保育実績】

園名	延べ利用数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
城南幼稚園	1,440人	2,315人	1,508人
浜川幼稚園	1,636人	2,484人	2,739人
伊藤幼稚園	1,313人	691人	0人
合計	4,389人	5,490人	4,247人

※伊藤幼稚園は令和7年3月に閉園しました。

5. 私立幼稚園の運営

(1) 私立幼稚園の運営

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立幼稚園に対し認可、届出、調査等の指導を行っています。

(2) 私立幼稚園（新制度移行園分）施設型給付費

【目 的】

子ども・子育て支援法上の新制度移行園が提供する教育・保育に要する経常的な経費について、国が定める公定価格に基づき算定された額を、施設型給付費として支給します。また、在園児に対する食事（主食および副食）の提供に要する費用について、区の加算により支給します。

区内私立幼稚園のうち、4園が新制度へ移行しています。

【実 績】

	令和5年度	令和6年度
支給額	56,212,782円	110,179,336円

【予算額】 293,251千円

(3) 私立幼稚園協会補助金

【目 的】

区内私立幼稚園相互の提携協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充強化を図り、もって幼児教育の向上に寄与するため、私立幼稚園協会に対し補助金を交付します。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円

【予算額】 6,000千円

(4) 私立幼稚園振興費補助金

【目 的】

園経営の安定と保護者にかかる経費の負担の軽減を図るため、運営費の一部を補助しています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	49,996,000円	49,056,000円	45,808,000円	40,234,000円

【予算額】 35,164千円

(5) 防災安全対策費補助金

【目 的】

園児及び教職員の安全性を確保するとともに、園舎等の教育環境整備に努めるため、園の防災および安全管理対策を講じる経費の一部を補助しています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	1,938,600円	1,938,600円	1,938,600円	1,830,900円

【予算額】 2,681千円

(6) 健康管理増進費補助金

【目 的】

区内私立幼稚園に在籍する幼児および教職員等の健康管理を図るため、健康診断費用の一部を補助します。また、園内でのインフルエンザ感染拡大防止するため、教職員のインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。なお、令和4年度からは、職員の健康診断受診率を向上させるため、教職員の健康診断費用の一部を補助しています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	1,652,380円	2,330,261円	2,144,397円	1,881,979円

【予算額】 3,080千円

(7) 心身障害児教育事業費補助金

【目 的】

心身障害児の就園する品川区私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助し、心身障害児教育の振興・発展を図ります。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	6,000,000円	10,200,000円	10,800,000円	12,000,000円

【予算額】 10,800千円

(8) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等

【目 的】

多様化する保育ニーズに応じて、私立幼稚園に在園する3～5歳児を対象に教育時間外の午前7時30分～午後6時30分までと長期休業中（夏・冬・春休み）において、保育園の保育時間に準じた預かり保育を実施する幼稚園（きんだあくらぶ5園）に補助金を交付します。また、一定の条件のもとに預かり保育を実施する幼稚園に区独自の補助金を交付します。令和7年度は9園を対象とします。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	25,118,200円	35,414,020円	36,782,490円	52,098,731円

【予算額】 55,742千円

(9) 物価高騰に対応した運営事業者支援

【目 的】

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、私立幼稚園における追加的コスト負担を低減することで、教育の質の確保を図ります。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給額	16,302,500円	9,706,000円	5,522,000円

(10) 特別支援教育・巡回相談

【目 的】

学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童に対する保育の方法や教職員の対応上の留意点等について専門的なアドバイスを行って教職員の専門性の向上につなげ、園児の健やかな発達を支援しています。また、配慮が必要な5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援も行っています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	20回	36回	36回	34回

【予算額】 1,632千円

(11) 未就学園児定期預かり事業

【目 的】

地域の中で孤立しやすい「未就園児」を対象として、週に1～2回程度の定期的な預かりを実施することで、多様な他者との関わりを通じた子どもの育ちを促すとともに、子育て家庭の支援を行います。

【実 績】

	令和6年度
実施園	2園

【予算額】 84,994千円

(12) 地域の子育て支援

【目 的】

私立幼稚園の地域インフラとしての多機能化に向けた取組みを支援することで、地域交流のきっかけを創出するとともに、子育て家庭の不安の解消を目指します。

【実 績】

	令和6年度
実施園	9園

【予算額】 600千円

(13) 人材確保・育成支援事業

【目 的】

私立幼稚園教諭等の負担軽減および教育の質の確保を図るため、採用に係る経費の一部を補助金として交付します。

【予算額】 1,700千円

6. 幼保一体施設の運営

(1) 幼保一体施設の運営

幼保一体施設は、幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

品川区では、「年齢区分型」と「幼保連携並列型」の2種類の運用形態を設けています。

「年齢区分型」の幼保一体施設は、併設された0～3歳児クラスの認可保育園と4～5歳児クラスの幼稚園により構成されます。「年齢区分型」の幼保一体施設においては、幼保一体施設を構成する保育園の3歳児が4歳児に進級する際に、併設幼稚園への入園を希望する場合は、優先入園の取扱いをしています。

「幼保連携並列型」の幼保一体施設は、0～5歳児クラスの認可保育園と施設内または併設する小学校に設置された4～5歳児クラスの幼稚園により構成されています。

幼保一体施設	開園時期	運用形態	保育園・幼稚園
二葉すこやか園	平成14年9月	年齢区分型	二葉つばみ保育園・二葉幼稚園
のびっこ園台場	平成18年6月	幼保連携並列型	台場保育園・台場幼稚園
第一日野すこやか園	平成22年6月	幼保連携並列型	西五反田第二保育園・第一日野幼稚園
平塚すこやか園	平成25年4月	幼保連携並列型	荏原西第二保育園・平塚幼稚園
御殿山すこやか園	平成27年7月	年齢区分型	五反田第二保育園・御殿山幼稚園
八潮すこやか園	平成31年4月	幼保連携並列型	八潮南保育園・八潮わかば幼稚園

(2) 預かり保育

預かり保育は、一時預かり事業として子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。区立幼稚園では、保護者が就労等をしている在園児を対象として、幼稚園教育時間の前後に預かり保育を行っています。

① 就労支援型預かり保育

【実施曜日】 年齢区分型＝月～土（日・祝・振替休業日・年末年始等を除く）

幼保連携並列型＝月～金（土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く）

【実施時間・利用料】

園名		年齢区分型	幼保連携並列型
		御殿山・二葉	第一日野・台場・平塚・八潮わかば
実施時間	月・火・木・金	7時30分～19時30分	7時30分～18時30分
	水		—
	土		—
	長期休業日等		7時30分～18時30分
利用料（日額）		9時～17時のみ→550円 ※無償化対象者：100円 18時30分まで→750円 ※無償化対象者：300円 19時30分まで→1,150円 ※無償化対象者：700円	7時30分～18時30分 →第一日野・台場：600円 ※無償化対象者：150円 平塚・八潮わかば：750円 ※無償化対象者：300円 9時～17時 →第一日野・台場：400円 ※無償化対象者：0円 平塚・八潮わかば：550円 ※無償化対象者：100円

【保育実績】

園 名	延べ利用数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二葉幼稚園	13,672人	14,073人	13,476人
台場幼稚園	4,887人	3,103人	3,104人
第一日野幼稚園	3,466人	3,572人	2,687人
平塚幼稚園	3,603人	3,033人	3,747人
御殿山幼稚園	11,830人	10,937人	10,940人
八潮わかば幼稚園	1,829人	2,919人	3,210人
合 計	39,287人	37,637人	37,164人

② 子育て支援型預かり保育(台場幼稚園)

【実施曜日】 基本保育実施日(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

【要 件】 在園児の保護者が保育を必要とした場合

【利用時間】 幼稚園教育時間終了後から16時30分まで

【利用料】 日額400円(おやつ代別)

【保育実績】

園 名	延べ利用数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
台場幼稚園	583人	203人	472人

※就労支援型預かり保育実績(上の表)の総利用数の内数

7. 就学前乳幼児教育の充実

0歳から就学前までの全ての子どもたちが、保育園・幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受けられ、小学校へのスムーズな移行ができるよう乳幼児教育の充実を図っています。平成20年3月には、区の保育・教育指針として、それまでの取組みをまとめた「のびのび育つしながわっこ」を策定しました。その後、平成23年12月にジョイント期カリキュラムを反映し、平成27年3月には「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合を図りました。令和元年度は、平成30年度から改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を反映させ、近年増加している若手保育者が親しみやすい構成とした第4版を発行しました。

区では、今後も「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育・教育の実践とその検証・評価を行いながら、乳幼児教育の充実に努めます。

(1) のびしなプロフェッショナルスクール

「のびしなプロフェッショナルスクール」では、保育園職員として求められる知識・能力を8分野に分類し、必要な専門性を習得できるように研修の体系化を図り、講義・グループワーク・実技等の研修を実施しています。令和6年度は研修を56回開催し、3,903人の参加がありました。令和元年度からは、「専門性自己評価システム」を導入し、自身の強みと課題を認識した上で受講する研修の選択を行っています。

【内 容】

- ・ 保育施設運営課企画研修
- ・ 外部研修機関への派遣研修
- ・ 専門性自己評価システム
- ・ 園内研究の実施、保育施設運営課園長 OB による巡回指導

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者数	3,108人	3,951人	3,903人

【予算額】 6,807千円

(2) 保幼小ジョイント事業

幼児の生活や発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。この事業は公私立保育園・幼稚園と近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつくり、学校生活に期待や意欲をもって就学できることを目的としています。

【内 容】

- ・ 保育園児・幼稚園児と小学生、小学校教職員の交流
- ・ 小学校教職員と幼稚園教諭、保育士の交流(教員による保育者体験)
- ・ 小学校の校長や教職員を講師とした保育園・幼稚園での研修

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連携園数	83園	81園	106園

【予算額】 2,960千円

(3) 保育・教育の充実

「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育を実践し質の高い乳幼児教育を提供するために、日常の保育では体験できない機会の提供を行っています。

【内 容】

- ・ICT 体験事業
- ・公・私立保育園スポーツ交流事業(令和7年度より試行実施)

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ICT 体験事業 機器貸出日数	246日	1,099日	752日

【予算額】 3,003千円

(4) 公・私立保育園地域連携推進事業

令和3年度から、公・私立等の設置主体や認可・認証・地域型等の施設種別を超えた、公・私立保育園地域連携協議会を開催し、地域の保育への要望や潜在需要の収集および対応策等について検討していましたが、一定の成果が見込まれたため、令和7年度からは公・私立保育園職員同士の研修・交流会を通して多様な経験や知識の交換等を行い、地域全体で子育て支援、保育の質の向上を図っていきます。

【内 容】

- ・地域連携協議会での情報交換、職員間交流
- ・地区ごとに研修会を実施

【実 績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議会・交流会 実施回数	37回	47回	42回

【予算額】 2,013千円

(5) 認定こども園

保育園における乳幼児教育の内容の充実や地域子育て支援機能の充実を図るため、平成19年9月に区立保育園3園（一本橋、旗の台、五反田）を、平成27年4月に区立保育園1園（北品川第二）を保育所型認定こども園に転換しました。品川区立の認定こども園では、保育園機能とあわせて、4～5歳児クラスに、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠があります。保育と教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行います。

【内 容】

- ・4～5歳児の担任に幼稚園教諭・保育士資格併有者を配置
- ・短時間利用児の受入れ
- ・短時間利用児については、保護者が就労している在園児を対象に預かり保育を実施
- ・子育て支援事業の実施

【実施園】

一本橋、旗の台、五反田、北品川第二

(参考資料)

施設一覧

(1) 区立保育園 (32 か所、分園 2 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
品 川 保 育 園	東大井 5-8-12	3471-0506	昭 36.4.1	145
荏 原 保 育 園	荏原 2-16-18	3781-5331	昭 36.4.1	120
ゆ た か 保 育 園	豊町 1-18-15	3786-0738	昭 36.4.1	70
西 大 井 保 育 園	西大井 1-1-1	3774-5315	昭 41.5.1	116
中 延 保 育 園	西中延 1-6-16	3784-3405	昭 41.7.1	126
	中延 1-11-15 (分園)	-----	平 22.4.1	
北 品 川 保 育 園	北品川 2-7-21	3471-4907	昭 42.5.1	78
西 中 延 保 育 園	西中延 3-8-5	3783-1856	昭 42.5.1	83
西 品 川 保 育 園	西品川 3-16-35	3493-1333	昭 43.5.1	147
	西品川 3-16-28 (分園)	-----	平 22.4.1	
東 大 井 保 育 園	東大井 1-22-16	3471-1190	昭 43.6.1	100
西 五 反 田 保 育 園	西五反田 3-9-10	3493-0075	昭 44.4.1	79
清 水 台 保 育 園	荏原 7-8-3	3784-0519	昭 44.7.1	100
東 中 延 保 育 園	東中延 2-5-10	3785-0418	昭 45.6.1	96
滝 王 子 保 育 園	大井 5-18-1	3775-4861	昭 45.6.1	79
二 葉 保 育 園	二葉 1-4-25	3782-6786	昭 45.9.1	62
東 五 反 田 保 育 園	東五反田 5-24-1	3447-0663	昭 45.10.1	78
南 ゆ た か 保 育 園	豊町 4-17-21	3781-3601	昭 46.5.1	107
南 大 井 保 育 園	南大井 3-7-4	3761-6543	昭 46.7.1	100
八 ツ 山 保 育 園	東品川 1-2-15	3472-4661	昭 46.7.1	63
東 品 川 保 育 園	東品川 1-34-9	3472-5805	昭 46.8.1	107
源 氏 前 保 育 園	中延 4-14-19	3783-8744	昭 47.8.1	113
旗 の 台 保 育 園	旗の台 5-19-5	3784-1903	昭 47.9.1	96
小 山 台 保 育 園	小山台 1-3-8	3710-4415	昭 48.6.1	93
中 原 保 育 園	西五反田 6-6-18 (仮設園舎) (～令和 7 年 8 月 24 日)	3492-5188	昭 48.7.1	96
	小山 1-4-1 (令和 7 年 8 月 25 日 ～)			
大 崎 保 育 園	大崎 5-2-1	3492-6265	昭 49.7.1	125
富 士 見 台 保 育 園	西大井 6-1-15	3785-7833	昭 49.7.1	120
大 井 倉 田 保 育 園	大井 4-11-8	3776-8539	昭 50.10.1	110
荏 原 西 保 育 園	荏原 4-16-11	3783-6361	昭 50.10.1	100
五 反 田 保 育 園	東五反田 2-15-6	3445-4534	昭 51.7.1	102
伊 藤 保 育 園	西大井 6-13-1	3771-2211	昭 51.8.1	100

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
水 神 保 育 園	南大井 6-2-15	3761-0321	昭 52.7.1	107
平 塚 保 育 園	平塚 2-2-3	3785-6770	昭 54.6.1	107
北 品 川 第 二 保 育 園	北品川 3-7-43	5781-3881	平 23.6.1	94

※旗の台・五反田・北品川第二は、この他に認定こども園短時間枠 4・5 歳児各 5 名定員あり

(2) 区立幼保一体施設保育園 (6 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
八 潮 南 保 育 園	八潮 5-6-32	3799-2424	昭 60.4.1 (現在地移転 平 31.4.1)	97
二 葉 つ ぼ み 保 育 園	二葉 1-3-40	3785-3423	平 14.9.1	66
台 場 保 育 園	東品川 1-8-30	3472-8823	平 18.6.1	116
西 五 反 田 第 二 保 育 園	西五反田 6-5-6	3493-7288	平 22.6.1	130
荏 原 西 第 二 保 育 園	荏原 4-5-22	3781-8917	平 25.4.1	88
五 反 田 第 二 保 育 園	北品川 5-3-1	5795-1522	平 27.7.1	50

(3) 区立民営保育園 (7 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ぷりすくーる西五反田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16.6.1	46
ひがしやつやま保育園	北品川 1-16-4	6712-9250	平 29.4.1	45
三 ツ 木 保 育 園	西品川 1-9-18	3491-8593	昭 40.5.1	80
八 潮 北 保 育 園	八潮 5-1-3	3799-0531	昭 58.4.1	102
八 潮 西 保 育 園	八潮 5-4-16	3799-0777	昭 58.8.1	100
一 本 橋 保 育 園	大井 2-25-1	3775-4351	昭 44.4.1	80
大 井 保 育 園	東大井 6-14-16	3761-8798	昭 36.4.1	131

※一本橋は、この他に認定こども園短時間枠 4・5 歳児各 10 名定員あり

(4) 私立保育園 (105 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
緑 の 家 保 育 園	大井 7-4-18	3776-4073	昭 25.5.1	70
東 戸 越 保 育 園	戸越 4-1-10	3781-5363	昭 27.3.31	70
た か ら 保 育 園	西五反田 4-11-18	3492-3872	昭 26.3.15 (令 7.4.1 設置 者・名称変更)	59
石 井 こ ど も 園	小山 2-6-15	3781-3666	昭 31.12.26	99
ど ん ぐ り 保 育 園	南品川 2-9-25	3471-1673	昭 48.5.1	100
大 崎 ひ ま わ り 保 育 園	大崎 3-1-9	3495-7600	昭 58.4.1	70
八 潮 中 央 保 育 園	八潮 5-10-60-101	3799-1152	昭 59.4.1	90
品 川 学 藝 保 育 園	豊町 2-16-12	5702-0034	平 14.4.1	26
G a k k e n こ ど も え ん	西五反田 2-11-8 学研ビル	6431-1300	平 20.12.1	60
キッズタウンにしおおい	西大井 2-5-21	5718-1332	平 21.3.1	100
グローバルキッズ荏原町保育園	中延 5-2-1	3788-0404	平 23.4.1	80

とうかいどう保育園	南品川 1-2-11	5479-2201	平 23.4.1	99
名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
みずなら保育園	東品川 3-21-10	5781-3707	平 23.4.1	70
ポピンズナーサリースクール 大 井 町	二葉 1-12-18	5751-2031	平 24.4.1 (令 4.4.1 設置 者・名称変更)	60
アスク南大井保育園	南大井 6-22-7	5767-9700	平 24.4.1	88
にじいろ保育園大崎	大崎 5-4-3	6417-0486	平 24.4.1	60
まなびの森保育園大崎広小路	西五反田 1-21-8	5434-1044	平 24.4.1	60
グローバルキッズ戸越園	戸越 5-14-23	3786-0808	平 24.4.1	60
みどりの丘保育園	西大井 4-19-11	6303-7091	平 24.4.1	68
あいのもり保育園	大井 1-16-2	3772-7571	平 24.12.1	60
ベネッセ大崎広小路保育園	大崎 4-1-2	5719-3893	平 25.4.1	70
Gakken ほいくえん 大崎	大崎 3-6-32	5436-8231	平 25.4.1	80
グローバルキッズ大崎園	北品川 5-9-15	5423-5655	平 25.4.1	60
アンジェリカはまかわ保育園	東大井 3-18-2	6404-8447	平 25.4.1	90
グローバルキッズ中延園	中延 4-5-7	3788-1525	平 26.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 西 五 反 田	西五反田 8-10-8	5436-2181	平 26.4.1	70
グローバルキッズ西大井園	西大井 6-6-2	5742-8525	平 26.4.1	86
アンジェリカ東品川保育園	東品川 4-8-8 新幹ビル 1 階	6433-3065	平 26.4.1	90
太陽の子南品川保育園	南品川 5-3-10 ミヤデラビル 2 階	5715-7707	平 27.4.1	70
TK チルドレンズファーム 上 大 崎 校	上大崎 3-14-35 山手ビル 1 階	5422-9798	平 27.4.1	40
キッズガーデン品川上大崎	上大崎 4-5-37 本多電機ビル 1・2 階	6431-9273	平 27.7.1	108
くりのき保育園	南品川 4-1-11	6433-1358	平 27.12.1	80
大空と大地のなーさりい 大 森 駅 前 園	南大井 6-16-16	6450-0121	平 28.4.1	80
さくらさくみらい 北品川	北品川 1-28-10	6433-3578	平 28.4.1	63
とごしの杜保育園	平塚 2-18-19	5788-5757	平 28.4.1	98
ほっぺるランド 東 五 反 田	東五反田 1-2-25	6447-7545	平 28.4.1	50
ポピンズナーサリースクール 勝 島	勝島 1-6-5	5763-5748	平 28.4.1	60
ウィズブック保育園武蔵小山	小山 4-4-7 コスモ武蔵小山ビ ル 1・2 階	6426-8763	平 28.4.1	60
このえ中延保育園	中延 6-1-19	6451-3790	平 29.4.1	70
まなびの森保育園西大井	西大井 1-4-1 (西大井広場公園内)	3778-2223	平 29.4.1	100
キッズガーデン北品川	北品川 6-7-22	6721-6006	平 29.4.1	90
さくらさくみらい 東大井	東大井 2-11-4	6423-1900	平 29.4.1	64
えがおの森保育園・かつしま	勝島 1-6-32	5493-3100	平 29.4.1	60
大空と大地のなーさりい 東 五 反 田 園	東五反田 4-7-20	6459-3802	平 29.4.1	100
青物横丁えほん保育園	東品川 4-8-8 2 階	6433-3012	平 29.4.1	80
西大井えほん保育園	西大井 6-7-1	6809-9421	平 29.4.1	80
キッズガーデン南大井	南大井 6-26-2 B 館 1 階	6423-0641	平 29.4.1	90
モニカ荏原中延園	東中延 1-6-2	6421-6740	平 29.8.1	60

にじいろ保育園南大井	南大井 1-16-6	6404-8875	平 29.10.1	69
名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
アイ保育園	東品川 1-36-11	6712-1418	平 30.4.1	60
みらいく旗の台園	旗の台 3-2-9	6451-3461	平 30.4.1	60
ソラスト むさしこやま保育園	小山 5-9-16	6426-2825	平 30.4.1	80
ソラスト なかのぶ保育園	二葉 4-2-13	6421-5751	平 30.4.1	69
ソラスト ふどうまえ保育園	西五反田 5-6-38	6421-7961	平 30.4.1	89
ソラスト おおいまち保育園	南品川 6-3-4	6712-0791	平 30.4.1	90
花房山目黒駅前保育園 333	上大崎 3-1-1 目黒セントラルスクエア3階	6721-7331	平 30.4.1	120
さくらさくみらい 武蔵小山	荏原 3-1-18	6451-3917	平 30.4.1	70
キッズガーデン品川豊町	豊町 5-13-15	6426-6371	平 30.4.1	80
キッズガーデン品川西五反田	西五反田 8-10-21	6417-0327	平 30.4.1	80
キッズガーデン西品川	西品川 2-22-2	6417-3733	平 30.4.1	60
そらのいろ保育園	西品川 1-28-14	3784-7534	平 30.4.1	73
ウィズブック保育園 武蔵小山パルズ	小山 4-14-10	6451-3846	平 30.4.1	110
ウィズブック保育園荏原	荏原 6-12-15	6451-3480	平 30.4.1	85
にじいろ保育園勝島	勝島 3-2-2 (しながわ区民公園内)	6450-0447	平 30.4.1	92
キッズガーデン品川洗足	小山 7-11-6	6426-4084	平 30.4.1	70
チャイルドマインダー 平塚荏原	平塚 2-14-1	6426-1185	平 30.9.1	71
はぐはぐキッズこども園中延	中延 3-13-16	3783-8989	平 31.4.1	80
みらいく東大井園	東大井 4-12-11	6810-3025	平 31.4.1	60
インターナショナル 不動前えほん保育園	西五反田 3-12-12	6421-7621	平 31.4.1	70
大井町えほん保育園	東大井 5-21-9	6450-0363	平 31.4.1	73
チャイルドマインダー 小山台東	小山台 1-25-10	6303-4671	平 31.4.1	73
太陽の子西五反田保育園	西五反田 7-19-1 2階	5747-9447	平 31.4.1	60
ソラスト えばら保育園	中延 2-6-4	6421-6311	平 31.4.1	99
ウィズブック保育園 西五反田	西五反田 3-8-8	5747-9917	平 31.4.1	60
なぎさ通り保育園	南品川 2-15-6	3471-2317	平 31.4.1	60
空のはねこども園 はたのだい	旗の台 2-6-7	6426-2040	平 31.4.1	49
まなびの森保育園 品川シーサイド	東品川 4-11-36	6451-4505	平 31.4.1	80
アソシエ旗の台保育園	旗の台 6-29-14	6421-5184	令 2.4.1	69
キッズガーデン五反田駅前	西五反田 1-29-2	6417-3691	令 2.4.1	60
ニチイキッズ むさしこやま保育園	小山 3-15-1	6421-5602	令 2.4.1	30
しなおおコスモ保育園	大井 1-31-1	3777-2323	令 2.4.1	65
はぐはぐキッズ二葉	二葉 4-3-8	3782-8989	令 2.4.1	60

キ ャ ャ ラ ボ 中 延 園	戸越 6-15-5	6426-1731	令 2.4.1	70
名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ソ ラ ス ト ひがしおおい 保 育 園	東大井 1-3-6	6433-0777	令 2.4.1	87
さくらさくみらい御殿山	北品川 3-6-1	6433-9393	令 2.4.1	60
さんさん森の 保 育 園	豊町 3-2-13	6433-1919	令 2.4.1	83
戸 越 公 園	豊町 4-2-5 (分園)			
クオリスキッズ大井町保育園	大井 3-17-11	6429-8344	令 2.11.1	60
み ら い く 東 品 川 園	東品川 3-26-21	6712-1577	令 3.4.1	60
さんさん森の保育園大井町	南品川 6-15-22	6712-1773	令 3.4.1	98
ほっぺるランド東品川	東品川 3-25-9	6810-3670	令 3.4.1	72
品 川 大 和 保 育 園	小山 4-3-9	6426-7788	令 3.4.1	50
Gakken ほいくえん 旗の台	旗の台 3-3-20	6451-3467	令 3.4.1	60
ク オ リ ス キ ャ ャ 大 井 町 第 2 保 育 園	大井 3-26-7	5728-9871	令 3.4.1	60
アソシエ東大井公園保育園	東大井 3-1-11	6423-1286	令 3.4.1	69
さくらさくみらい 東品川	東品川 4-9-20	6810-4839	令 3.4.1	70
グ ロ ー バ ル キ ャ ャ 立 会 川 園	南大井 1-8-23	6423-0032	令 3.9.1	60
こどもヶ丘保育園小山園	小山 3-7-16	6426-7671	令 3.9.1	50
AIAI NURSERY 大崎	大崎 2-1-1	6420-0589	令 4.4.1	60
ウ ィ ズ ブ ャ ャ 保 育 園	東品川 2-5-5	6671-9396	令 5.4.1	73
天 王 洲	東品川 2-2-20 (分園)			
さくらさくみらい 品 川 シ ー サ イ ド	東大井 1-5-6	6712-3139	令 5.4.1	73
認定こども園 こっころ	西五反田 3-1-3	5740-6971	令 5.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 上 大 崎	上大崎 3-13-14	6432-5791	令 5.4.1	75
ポピンズナーサリースクール 目 黒	西五反田 3-4-10	6420-0890	令 5.4.1	60
ルーチェ保育園 南品川	南品川 2-4-7	5460-5420	令 6.4.1	69
	南品川 5-5-2 (分園)			
たんぽぽ保育所東大井園	東大井 2-12-19	3765-2511	令 6.4.1	63
	東大井 2-1-5 (分園)			

※ポピンズナーサリースクール西五反田は、この他に認定こども園枠4歳2名5歳3名定員あり。
石井こども園と Gakken こどもえん、認定こども園 こっころは、このほかに認定こども園枠3歳2名4歳2名5歳2名定員あり。
はぐはぐキッズこども園中延は、この他に認定こども園枠3歳3名4歳3名5歳3名定員あり。
ポピンズナーサリースクール上大崎は、この他に認定こども園枠3歳2名4歳3名5歳3名定員あり。

(5) 地域型保育事業 (19 か所) ※平成 26 年度までの開設日は、品川区家庭的保育事業(保育ママ)としての開設日を参考掲載

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
内 山 尚 恵	西品川 2 丁目	—	平 22.10.1	5
林 と し 子	南品川 2 丁目	—	平 23.6.1	5
おうち保育園おおいまち	東大井 6-11-9	3764-9223	平 23.9.1	11
五反田せせらぎ保育園	西五反田 2-18-3-206	6420-0251	平 23.9.1	9
はぐはぐキッズ荏原町	中延 5-6-9	6314-6560	平 24.9.1	12
チャイルドマインダー荏原中延	中延 2-5-10	6426-6510	平 25.4.1	9
はぐはぐキッズ西大井	西大井 2-4-6	6417-1748	平 25.7.1	12
おうち保育園ごたんだ	東五反田 2-16-2	6277-1563	平 25.7.1	11
サニーチャイルドとごし	平塚 1-13-9-101	6426-1222	平 25.11.1	11
めるへんキッズ戸越	豊町 1-4-9	6426-7013	平 25.11.1	12
ナーサリーおひさま	旗の台 5-14-4	6421-5978	平 26.4.1	12
うみのくに保育園なかのぶ	戸越 6-14-4	6426-6516	平 26.6.1	19
サニーチャイルドにしおおい	二葉 2-21-6	6327-0584	平 26.6.1	11
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井 1-48-9	6809-9951	平 26.9.1	12
星のおうち大崎	大崎 3-19-15	6451-3520	平 26.9.1	19
ウィズブック保育園 大森海岸	南大井 2-4-8 (仮園舎)	050-1745-3800	平 27.4.1	15
しいのみ保育園	南品川 2-15-14	6433-1604	平 27.4.1	17
ミントリーフ 西小山園 I	小山 6-8-13 1 階	6426-7890	平 28.4.1	12
ミントリーフ 西小山園 II	小山 6-8-13 1 階	6426-7890	平 28.4.1	19

(6) 認証保育所 (19 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
しながわがくどうえん	南品川 2-7-7 (旧：戸越 1-21-14)	6712-3085	令 6.10.1 (旧：平 14.6.1～ 令 6.3.31)	21
めだか保育園	東大井 3-22-2	3761-3477	平 15.3.1	27
パレット保育園・不動前	西五反田 5-12-1 不動前駅 2 階	5719-1149	平 15.3.1	36
ポピンズナーサリースクール 東品川	東品川 4-12-12	5796-2103	平 16.1.1	60
ひよこの家保育園	大崎 4-6-3 ファミネス・ハイツ第 2	5437-5536	平 16.4.1	20
こぐま保育園	旗の台 2-7-17	3783-0880	平 16.4.1	12
小学館アカデミー おおさき駅前保育園	大崎 1-2-3 アートヴィレッジ 大崎ビュータワー 1 階	5719-5595	平 19.2.1	33
T K チルドレンズファーム 東大井校	東大井 3-18-13 PRIME NEXUS 立会川 3 階	5969-8992	平 20.3.1	40
さくら大崎保育園	大崎 2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ	5745-5500	平 21.10.1	37

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
小 学 館 ア カ デ ミ ー む さ し こ や ま 保 育 園	小山 3・27・5 武蔵小山創業支援センター 2・3 階	5749-3755	平 22.8.1	30
ポピンズナーサリースクール 東 五 反 田	東五反田 2・10・1 パークタワー・グランスカイ 2 階	5475-2110	平 22.8.1	30
小 学 館 ア カ デ ミ ー ア ト レ 大 井 町 保 育 園	大井 1・1・1 アトレ大井町 2 3 階	5718-3301	平 23.4.1	37
ミ ア ヘ ル サ 保 育 園 ゆ ら り ん 東 品 川	東品川 3・7・10 ATG Park 東品川 1 階	6433-2822	平 24.1.1	39
うみのくに保育園とごし	戸越 1・19・18 エスト戸越 1～3 階	6426-2692	平 24.12.1	40
B u n B u 学院 J r 戸 越 園	戸越 5・4・3 アズ品川 202	6451-3655	平 26.4.1	40
太 陽 の 子 東 五 反 田 保 育 園	東五反田 1・6・3 いちご東五反田ビル	6721-9863	平 28.4.1	40
東 大 井 か が や き 保 育 園	東大井 2・13・13 季美東大井 2 階	3298-0303	平 28.4.1	27
ユニバース・ナーサリー大森	南大井 6・28・10 新木ビル 2 階	6423-0756	平 29.4.1	30
鮫 洲 か が や き 保 育 園	東大井 1・9・27 ミサワホームズ東大井 1 階	3450-8400	平 29.4.1	40

(7) 就学前乳幼児教育施設 (1 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ぷりすくーる西五反田	西五反田 3・9・9	5759-8081	平 16.6.1	100
		保育園 (再掲)		46
		幼児教育施設		54

(8) 在宅子育て支援施設 (2 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設
子 育 て 交 流 ル ー ム (品川宿おばちゃんち)	北品川 2・19・6	5463-6458	平 18.11.20
子 育 て 交 流 ル ー ム (昭和通りおばちゃんち)	西中延 2・18・1	5749-3212	平 24.10.15

(9) 区立幼稚園 (8 か所)

名 称	所 在 地	電 話
城 南 幼 稚 園	南品川 2・8・21	3471-7584
平 塚 幼 稚 園	荏原 4・5・22	3781-8913
浜 川 幼 稚 園	南大井 4・3・14	3761-6395
御 殿 山 幼 稚 園	北品川 5・3・1	5795-1523
第 一 日 野 幼 稚 園	西五反田 6・5・6	3493-7264
台 場 幼 稚 園	東品川 1・8・30	3472-8378
二 葉 幼 稚 園	二葉 1・3・40	3785-9560
八 潮 わ か ば 幼 稚 園	八潮 5・6・32	3799-1542

(10) 私立幼稚園 (17 か所)

名 称	所 在 地	電 話
あ け ぼ の 幼 稚 園	大井 5-10-12	3776-5093
アライアンス幼稚園	小山 4-4-13	3786-0379
エトワール幼稚園	南品川 5-12-4	3474-7321
荏原学園旭幼稚園	中延 5-6-18	3781-4915
大井うさぎ幼稚園	大井 7-1-5	3776-6549
大 崎 幼 稚 園	大崎 3-11-1	3491-5731
品川翔英幼稚園	西大井 1-6-13	3774-1151
亀 田 幼 稚 園	中延 6-1-3	3783-7211
品川教会附属幼稚園	北品川 4-7-40	3443-1725
鈴ヶ森めばえ幼稚園	南大井 2-4-1	3761-8086
専 修 幼 稚 園	西五反田 6-11-5	3492-2300
洗 足 う さ ぎ 幼 稚 園	荏原 7-18-15	3781-6215
帝京にしき幼稚園	旗の台 6-5-30	3781-8522
品川学藝幼稚園	豊町 2-16-12	3786-1711
ひまわり幼稚園	小山 6-10-11	3781-4227
文教大学付属幼稚園	旗の台 3-2-17	3781-2798
八 潮 幼 稚 園	東品川 3-24-8	3471-2450

(11) 児童センター (25 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設
東品川児童センター	東品川 1-34-9	3472-5806	昭 46.8.1
北品川児童センター	北品川 2-7-21	3471-2360	昭 42.5.1
東大井児童センター	東大井 1-22-16	3471-1070	昭 43.6.1
南品川児童センター	南品川 4-5-28	3450-5043	昭 55.4.1
中 原 児 童 セ ン タ ー	西五反田 6-6-18 (仮設園舎) (~令和 7 年 8 月 24 日)	3492-6119	昭 48.7.1
	小山 1-4-1 (令和 7 年 8 月 25 日~)		
東五反田児童センター	東五反田 5-24-1	3443-1629	昭 45.10.1
三ツ木児童センター	西品川 2-6-13	3491-1005	昭 49.7.20
小 関 児 童 セ ン タ ー	北品川 5-8-15	3449-1676	昭 56.5.1
水 神 児 童 セ ン タ ー	南大井 5-13-19	3768-2027	昭 56.4.1
南大井児童センター	南大井 3-7-13	3761-4148	昭 46.7.1
大井倉田児童センター	大井 4-11-34	3776-4881	昭 50.10.1
一本橋児童センター	大井 2-25-1	3775-4352	昭 44.4.1
滝王子児童センター	大井 5-19-14	3771-3885	昭 53.5.1
伊 藤 児 童 セ ン タ ー	西大井 6-13-1	3771-1311	昭 51.8.1
平 塚 児 童 セ ン タ ー	平塚 2-2-3	3786-2228	昭 54.5.1
後 地 児 童 セ ン タ ー	小山 2-9-19	3785-5033	昭 54.7.1
旗の台児童センター	旗の台 5-19-5	3785-1280	昭 47.9.1
西中延児童センター	西中延 3-8-5	3783-1875	昭 42.5.1
東中延児童センター	東中延 2-5-10	3785-0419	昭 45.6.1
中 延 児 童 セ ン タ ー	西中延 1-6-16	3781-9300	昭 41.7.1
富士見台児童センター	西大井 6-1-8	3785-7834	昭 49.7.1
大原児童センター※1	戸越 6-16-1	3785-5128	昭 58.4.1
ゆたか児童センター	豊町 1-18-15	3786-0633	昭 43.6.1

名 称	所 在 地	電 話	開 設
南ゆたか児童センター	豊町 4-17-21	3781-3577	昭 46.5.1
八潮児童センター	八潮 5-10-27	3799-3000	昭 58.4.1

※1：改修のため、休館中。令和7年9月頃（予定）から運営再開。

(12) すまいるスクール (37 か所)

名 称	所 在 地	電 話
すまいるスクール城南	南品川 2-8-21	3471-8116
すまいるスクール浅間台	南品川 6-8-8	3474-6044
すまいるスクール三木	西品川 3-16-28	3491-2328
すまいるスクール御殿山	北品川 5-2-6	3441-3872
すまいるスクール城南第二	東品川 3-4-5	3471-9301
すまいるスクール第一日野	西五反田 6-5-32	3492-5003
すまいるスクール芳水	大崎 3-12-22	3491-5780
すまいるスクール第三日野	上大崎 1-19-19	3441-6467
すまいるスクール第四日野	西五反田 4-29-9	3491-5953
すまいるスクール大井第一	大井 6-1-32	3771-5100
すまいるスクール鮫浜	東大井 2-10-14	3765-7759
すまいるスクール山中	大井 3-7-19	3772-4152
すまいるスクール立会	東大井 4-15-9	3474-3512
すまいるスクール浜川	南大井 4-3-27	3761-6664
すまいるスクール伊藤	西大井 5-6-8	3771-5025
すまいるスクール鈴ヶ森	南大井 4-16-2	3763-0144
すまいるスクール台場	東品川 1-8-30	3471-7726
すまいるスクール京陽	平塚 2-19-20	3781-6102
すまいるスクール延山	西中延 2-17-5	3781-6065
すまいるスクール中延	中延 1-11-15	3781-4027
すまいるスクール小山	小山 5-10-6	3781-0023
すまいるスクール大原	戸越 6-17-3	3781-3929
すまいるスクール宮前	戸越 4-5-10	3781-0781
すまいるスクール源氏前	中延 6-2-18	3781-7757
すまいるスクール第二延山	旗の台 1-6-1	3781-1992
すまいるスクール後地	小山 2-4-6	3781-0866
すまいるスクール戸越	豊町 2-1-20	3781-5758
すまいるスクール旗台	旗の台 4-7-11	3785-3820
すまいるスクール上神明	二葉 4-4-10	3781-2019
すまいるスクール清水台	旗の台 1-11-17	3781-1775
すまいるスクール小山台	小山台 1-18-24	3712-5988
すまいるスクール日野学園	東五反田 2-11-1	3441-0471
すまいるスクール伊藤学園	大井 5-1-37	3771-0541
すまいるスクール八潮学園	八潮 5-11-2	3799-7006
すまいるスクール荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3781-1880
すまいるスクール品川学園	北品川 3-9-30	3474-4126
すまいるスクール豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3781-6010

(13) 母子生活支援施設（１か所）

名 称	開 設	定員
ひまわり荘	昭 25. 8. 11	20 世帯

(14) 子育て支援施設（４か所）

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
家庭あんしんセンター	平塚 2-12-2	5749-1032	平 14.9.1	—
ふれあい交流室	西五反田 3-9-9 2 階 (ぷりすくーる西五反田内)	5759-8061	平 16.6.1	—
ファミリー・サポートセンター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1033	平 14.9.1	—
	大井 1-14-1 (社会福祉協議会内)	5718-7185	平 19.10.1	—
八潮子育て支援施設 (IKUMO やしお)	八潮 5-8-41	5755-9625	令 7.5.1	—

(15) オアシスルーム（12 か所）

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
荏原保健センター内 ※令和 8 年 5 月まで仮移転予定	西五反田 6-6-6	5783-1318	平 19.6.1	12
北品川第二保育園内	北品川 3-7-43	5460-6065	平 28.7.1	12
ものづくり創造センター内	大井 4-29-22	3776-7111	平 29.4.1	12
品川区役所第三庁舎内	広町 2-1-36	5742-3086	平 30.4.1	15
伊藤児童センター内	西大井 6-13-1	3771-7225	平 22.4.1	6
西中延児童センター内	西中延 3-8-5	3783-2891	平 22.6.1	6
小関児童センター内	北品川 5-8-15	3449-8227	平 22.4.1	6
北品川児童センター内	北品川 2-7-21	3471-2363	平 22.10.1	6
東五反田児童センター内	東五反田 5-24-1	3443-6101	平 19.6.1	6
ぷりすくーる西五反田内	西五反田 3-9-9	5759-8061	平 20.4.1	6
平塚ゆうゆうプラザ	平塚 2-10-20	5751-7147	平 31.4.1	12
戸越	戸越 6-8-4	3787-7701	平 31.4.1	12
IKUMO やしお内	八潮 5-8-41	5775-9626	令 7.5.1	6

(16) その他の施設

名 称	所 在 地	電 話
ジェンダー平等推進センター	東大井 5-18-1	5479-4104
母子・父子福祉室		—
品川景徳学園	旗の台 5-25-19	3783-3781

令和7年度(2025 年度)子ども未来部事務事業概要

発 行 品川区子ども未来部子ども育成課
品川区子ども未来部子ども家庭支援センター
品川区子ども未来部子育て応援課
品川区子ども未来部保育入園調整課
品川区子ども未来部保育施設運営課

問い合わせ 子ども育成課子ども育成係
品川区広町2-1-36
電話番号 5742-6720